

平成15年度
自己点検評価・外部評価報告書

独立行政法人日本学術振興会

序

日本学術振興会は、昭和7年に設立された財団法人日本学術振興会を前身とし、昭和42年の特殊法人への改組を経て、平成15年10月1日に独立行政法人として新たな第一歩を踏み出しました。

本会は、我が国の学術研究の振興を図るため、独立行政法人に課せられた責務を強く自覚し、効率的、効果的な業務運営により研究者へのサービス向上を図るとともに、できる限り透明性を確保し、広く国民の理解を得られるよう、中期目標に掲げられた内容に基づき、毎年度自己点検評価及び外部評価を実施することといたしました。

自己点検評価の実施にあたりましては、本会の学術システム研究センター研究員や学術顧問など、研究者の意見を取り入れて評価手法を定め、業務の成果を定性的・定量的な指標を用いて測定・評価いたしました。また、外部評価の実施に際しましては、6名の有識者の方々に外部評価委員への就任をお願いし、幅広い観点から評価をいただきました。

本会といたしましては、今回いただいた外部評価結果を尊重し、本年度以降の業務の改善を徹底して参ります。中期目標に掲げられているとおり、本会がファンディングエージェンシーとして公正で、国内外の研究者及び研究機関から信頼され、世界に広く認められる機関となることを目指し、本会役職員一同全力を挙げて努力して参る所存でありますので、皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、御多忙中にもかかわらず、快く評価をお引き受けいただきました外部評価委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 小野 元 之

目 次

序

外部評価委員会委員名簿	1
外部評価委員会委員長からの公文書	3
自己点検評価・外部評価報告書	5
附属資料	135
独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程	137
独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程	139
独立行政法人日本学術振興会平成15年度自己点検評価実施要領	141
独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について	145
平成15年度自己点検評価及び外部評価の実施経過	161

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会委員名簿

(委嘱期間：平成16年4月1日～平成18年6月30日)

井上 一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
宇宙科学研究本部高エネルギー天文学研究系 教授

江口 吾郎 尚絅大学長

小間 篤 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物質構造科学研究所長

佐々木 雄太 愛知県立大学長

玉尾 皓平 国立大学法人京都大学 化学研究所
附属元素科学国際研究センター 教授

中西 準子 独立行政法人産業技術総合研究所
化学物質リスク管理研究センター長

印：委員長

平成16年7月14日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 小野 元之 殿

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会
委員長 江口 吾朗

独立行政法人日本学術振興会平成15年度外部評価報告書について

標記の件について、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程（平成16年2月20日規程第4号）」に基づき別紙のとおり提出します。

独立行政法人日本学術振興会

平成 1 5 年度

自己点検評価・外部評価報告書

目 次

外部評価委員による総合的な評価	9
各事業にかかる自己点検評価・外部評価	13
自己点検評価・外部評価シートの記載事項について	15
第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営の効率化	16
2 職員の能力に応じた人員配置	18
3 省エネルギー、廃棄物削減に向けた取り組み	20
4 決裁処理の電子化	22
5 外部委託の促進	24
第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 総合的事項	
(1) 学術の特性に配慮した制度運営	
(2) 評議員会	26
(3) 研究者が振興会の業務運営に適切に関与する体制の整備	
学術システム研究センター	28
学術顧問	30
(4) 自己点検及び外部評価の実施	
自己点検	32
外部評価	34
(5) 情報システムの整備	
電子化の活用	36
業務用データベースの整備	38
ホームページの充実	40
情報セキュリティの確保	42
(6) 研究費の適切な管理	44
(7) 広報	46
2 学術研究の助成	
(1) 科学研究費補助金事業	48
募集業務(公募)	50
審査業務等	52
評価業務	54
その他	56
(2) 学術研究の助成に関するその他の事業	58
3 研究者養成のための資金の支給	
(1) 一般的な取組み	60
(2) 特別研究員事業	
特別研究員(DC, PD)	62
特別研究員(SPD)	64
特別研究員(21世紀COE)	66

特別研究員（新プロ） 特別研究員（COE）	68
（３）海外特別研究員事業	70
（４）科学技術特別研究員事業（５）若手研究者海外派遣事業	72
4．学術に関する国際交流の促進	
（１）多国間交流	
拠点大学交流事業の多国間展開	
-a．拠点大学交流の多国間展開	74
-b．先端研究拠点事業、重点研究国際研究協力事業	76
サイエンス・ポリシー・セミナー	78
日欧先端科学セミナー	80
アジア学術セミナー等	82
（２）二国間交流	
共同研究、セミナー、研究者交流	84
大学間交流支援事業	86
論文博士号取得希望者への支援事業	88
拠点大学交流事業	90
（３）研究者の招致	
外国人特別研究員事業	92
外国人研究者招へい事業	96
著名研究者招へい事業	98
（４）-a．セミナーの開催	100
（４）-b．研究者の派遣	102
（５）海外研究連絡センター	
フォーラム・シンポジウム等の開催	104
学術振興施策・研究動向等の情報収集	106
学術情報の広報・周知	108
OB会組織化の支援	110
（６）公募事業の改善	112
5 学術の応用に関する研究の実施	
（１）未来開拓学術研究推進事業	114
（２）人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究（新規事業）	116
6 学術の社会的連携・協力の推進、産学協力総合研究連絡会議、研究開発専門委員会、 産学協力研究委員会、産学協力による国際シンポジウム	118
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	
（１）21世紀COEプログラムの審査・評価等	120
8 調査・研究の実施	122
9 情報提供及び成果の活用	124
10 前各号に附帯する業務	
（１）国際生物学賞	126
（２）ユネスコクーポンの販売・買い上げ	128
（３）学術関係国際会議の開催のための募金事務の受託	130
（４）個別寄附金事業及び学術振興特別基金事業	132

外部評価委員による総合的な評価

序文

今回の自己点検評価は法人化して半年あまりという時点でなされたものであり、法人化のためのさまざまな作業を進める傍ら、本来の業務を遂行しなけりばならなかつた状況を勘案すると、多くの面で期待以上の成果を挙げつつあると高く評価する。

自己点検評価は特定の目的・目標を担う事業体（機関）が、目的・目標達成のための計画をいかに着実かつ効果的に実施しているかを、その計画も含め自ら厳正に点検し評価するものである。この点を強く意識にとどめ、点検・評価の項目の設定について、その軽重を十分考慮の上、可能な限り不必要な作業の排除に努め、評価疲れや評価のための評価といった結果に陥らぬよう配慮することも肝要である。

1．研究者の意見を取り入れた業務運営

ファンディングエージェンシーである振興会は、学術に関する業務を担っているという点で、その特性に配慮した運営がなされることが是非とも必要である。

その点で、各界、各層から最適任の学識経験者を得て、評議員会で会の運営全般に関する意見を聞き、またノーベル賞受賞者、大学長経験者など、学術研究に特に高い識見を有する研究者からなる学術顧問会議に、学術上の意見を求める仕組みとしたことは、特に重要な措置であると評価される。

さらに、高度の研究経歴のある研究者をプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）に得て、プログラムの計画から評価まで一貫してマネジメントする仕組みを整備した事は、振興会の特性上きわめて適切な措置である。この仕組みが有効に働くかは、PDならびにPOにいかに優秀な人材が得られるかにかかっているが、大学等の協力も得て、第一期のメンバーには期待以上の優秀な人材を得ることに成功している。

2．ボトムアップによる研究助成・支援

振興会が業務を実施するにあたっては、研究者によるボトムアップを基本とし、公募に基づく支援を行うことが重要である。審査においては、ピアレビューを基本とし、高い公正性・透明性を維持しつつ行われなければならない。これらの点については振興会の大半の事業において適切に行われていると言える。

振興会が行う事業は、一部を除き全学問分野を対象として行われているが、その公募・審査の方法については事業により異なつた形で行われている。例えば研究者養成事業などにおいては、全ての学問分野を人文社会、数物、化学、生物の四つの系に区分し、総合領域、複合新領域については、その中で申請を受け、審査を行っている。この方式は、申請数に応じて全ての学問分野について偏ることなく支援を行うよう配慮されたものであるが、結果として既に確立している研究分野への偏重があるように思われるので、新たな研究分野への配分について、従来にも増して配慮が必要である。

学術の国際交流に関する事業は、多くの場合、学術活動のボトムアップの性格に即した、公正で透明な方法で行われている。ただし、他国の機関との協議に基づくようなものでは、その過程で取り上げられた政策課題に影響を受けたテーマ設定が行われているように見えるものがあり、これらについてもより公平性に配慮するとともに、可能な限り、ボトムアップ的な支援に徹することが望ましいと考えられる。

「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究」はプロジェクト型の研究ではあるが、課題設定プロセスについてはボトムアップ方式により実施されており、注目に値する。とりわけ公正性・透明性に留意し、新たな研究者の参画の道を開いておくように運営されたい。

3．振興会に対する自己点検評価・外部評価

今後、毎年自己点検ならびに外部評価を適切に行っていく際には、評価のために多大な人的、時間的リソースを取られて、本来の業務に支障を来すようなことのないような工夫が不可欠である。

今年度の評価を実施するにあたって、諸外国のファンディングエージェンシーの評価手法を参考に評価表を作成したとのことであるが、多方面に亘る適切な評価項目の設定がなされており、また自己点検、外部評価にいわゆる「評価疲れ」しないで済む工夫がなされている点も高く評価したい。次年度以降の評価の実施の際には、評価対象等において検討を加え、更に負担を軽減させることも考えられる。

4．事業及び研究課題の評価・見直し

科学研究費補助金事業においては、学術創成研究及び基盤研究（S）において中間評価・事後評価が適切に実施されている。

研究者養成のための資金の支給にかかる事業においては特別研究員（SPD）に対して事後評価の体制が適切に準備されている。

国際交流事業の多くについても、十分な必要性をもって行われており、それは、多いに利用されていることで証明されている。しかし、研究活動の背景は時とともに変わるものであり、変化に応じて、事業の見直し・統合・再編が行われていくべきである。そのような見直し等は、一部行われているように見えるが、そのあたりのシステムや考え方は今回の評価の中では必ずしも示されていない。特に、アジア各国に対する支援的な部分は、ともすると不健全な形で継続することが懸念され注意が必要かと思われる。

中期計画期間中に終了することが決定している事業として、科学技術振興事業団（当時）より移管された「科学技術特別研究員事業」、「若手研究者海外派遣事業」、「研究者の派遣」、及び平成16年度に全てのプロジェクトが研究期間を終了する「未来開拓学術研究推進事業」、さらに平成15年度末をもってユネスコ本部に移管されることとなった「ユネスコクーポンの販売・買い上げ」がある。これらのうち、定性的指標による必要性の評価がBとなった「研究者の派遣」、「ユネスコクーポンの販売・買い上げ」については、それぞれ適切な形で廃止・移管に向けた手続きが行われている。また、評価がAとなった、「科学技術特別研究員事業」と「若手研究者海外派遣事業」については、それぞれ「特別研究員（PD）」、「海外特別研究員」へ適切に移行が行われており、同じく評価がAとなった「未来開拓学術研究推進事業」についても、科学研究費補助金「学術創成研究」においてその目的や成果が継承されることが期待されている。

5．学術研究の助成

科学技術創造立国を標榜する我が国にとって基礎研究の進展の重要性は論をまたない。国立大学法人化に伴い、いわゆるボトムアップ型の基礎研究を支える科学研究費補助金の役割はこれまで以上に重要であり、その配分・審査を担う振興会の果たす役割はますます重要性を増している。

今後、法人化後の大学を中心に外部資金獲得に向けて、申請資格枠の拡大とも相まって、科学研究費補助金の申請件数は急速に増大することが予想される。また、特別推進研究や特定領域研究などの大型の科学研究費事業が振興会に移行されることにもなれば、さらに作業量は増大することが必至である。このため、電子化システムの導入、有能な人材の確保などが当面の課題となると考えられる。

また、科学研究費補助金の採択率の向上にむけて、文部科学省とともに重要な政策課題として取り組んでいただけるよう期待したい。

6．研究者の養成

特別研究員事業(DC、PD、SPD)及び海外特別研究員事業といった研究者養成のための事業は、若手研究者にとって極めて重要な支援制度であり、全般的に適切に運営されていると評価する。また、特別研究員(SPD)の選考方法の改善や出産・育児に伴う採用の中断及び延長制度の導入など、制度の改善も進んでいる。

ただし、海外特別研究員事業については、若手研究者のおかれている状況の変化、特に任期制の採用や研究開発独立行政法人・国立試験研究機関等、この制度が対象とする機関の多様化を考慮した制度の見直しが必要と考えられる。

7．学術の国際交流

全体として、多岐にわたるたいへん大きな国際交流事業が展開されており、その円滑な実施のための労力や改善のための努力を高く評価する。日本における研究の推進、日本の研究活動の国際的な地位の向上、海外の研究者への支援、等々で非常に大きな貢献をしていることは疑う余地がない。

なお、海外での情報収集活動やOB会設営の活動等は、重要なものだが、適正な規模を考え、手段が目的化しないように注意すべきである。

8．学術の応用に関する研究

「未来開拓学術研究推進事業」及び「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究」のいずれも適正に実施されているが、「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究」は、とかく自然科学系に傾斜しがちだった従来の振興会事業において人文・社会科学に焦点があてられたこと、そして従来、もっぱら個別研究であったこの領域の研究にプロジェクト型の研究の必要性が認められることとなったという点で、その展開が注目される。

9．学術の社会的連携・協力の推進

産学協力総合研究連絡会議における検討に基づき設置された産学協力研究委員会、研究開発専門委員会、先導的研究開発専門委員会は、新たな研究シーズの発掘に貢献している。振興会の役割は、

大学の研究者と産業界の創意を橋渡しするものであり、それを意識して支援を行うことが重要である。

10．国の助成事業に関する審査・評価の実施

21世紀COEプログラムは、競争原理を導入して、世界的拠点形成を目指して組織につける資金として発足後2年にして、各大学がステータスシンボルとして研究者と組織を鼓舞するという多大の効果を発揮しており、本プログラムの継続性が強く望まれるところである。

11．調査・研究の実施

振興会における業務実施に必要な調査・研究は主に学術システム研究センターと海外研究連絡センターにおいて実施されているが、現状においては、必ずしも系統性が高い調査・研究が行われているとは言い難いこと、また、調査結果の業務運営の改善・充実のための活用状況が十分に明らかとなっていないことなどの課題が見られる。今後調査・研究機能を発展させ、業務の改善に反映されることが期待される。

12．学術情報の提供、広報

研究者を主な対象として行う学術情報の提供は、振興会が支援を行った事業の実施状況について報告書をホームページに掲載するなどにより行われているが、公表されることを予め周知するなどし、研究内容や成果の水準を高める誘因とするという観点は重要である。

一方、広く国民一般に対する振興会の知名度は必ずしも高くないが、その業務の大半が国費を投じて行われていることから、納税者に対する説明責任や法人のプレゼンスの確保といった観点からも広報や情報の提供は重要である。広報の仕方は難しい面もあるかと思われるが、例えば学術出版に関しては読者を意識した工夫などの努力が求められる。

13．附帯業務

「国際生物学賞」、「学術関係国際会議の開催のための募金事務の受託」、「個別寄付金事業及び学術振興特別基金事業」については、いずれも適正に行われているが、運営費交付金以外の資金によるこれらの事業は、資金の確保等の面で事業の継続が難しくなっており、工夫が望まれる。

各事業にかかる自己点検評価・外部評価

自己点検評価・外部評価シートの記載事項について

自己点検評価・外部評価シートは、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）が中期計画及び年度計画に基づき平成 15 年度に実施した個別の事業・業務について、その実施状況、定性的・定量的な実績、自己点検評価、及び外部評価等を記載したものである。シートの各項目に記載された内容は以下のとおり。

1．業務の実施状況

振興会が平成 15 年度（平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）に実施した業務の状況についての記載したもの。ただし、年度計画との整合性などにより必要がある場合においては、特殊法人の期間を含めた平成 15 年度全体（平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）の業務について記載している。

2．評価資料

本評価の実施にあたり、振興会から外部評価委員に提供された資料。

3．定性的指標による実績・評価

各事業・業務について、自己点検評価委員会作業部会が必要性、効率性、有効性・適切性、公正性・透明性の四つの観点により定性的な実績を記載し、その内容に対し自己点検評価委員会及び外部評価委員が評価を行ったもの。

なお、評価基準は以下のとおりである（文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の基準と同様）。

S：特に優れた実績を上げている。

A：計画通り進んでいる。又は計画を上回り、中期計画を十分達成し得る可能性が高いと判断される。

B：計画通り進んでいるとは言えない面があるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。

F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。

4．定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

中期計画等における数値目標に対する実績を記載し、それに対する判定を上記の「定性的指標による実績・評価」と同様の S、A、B、F の基準により記載したもの。

5．独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

当該事業・業務の実績について、自己点検評価委員会が記述的に評価を行ったもの。

6．外部評価委員による総合的な評価

当該事業・業務の実績について、外部評価委員会が記述的に評価を行ったもの。

第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

事業・業務の名称：1. 業務運営の効率化

1. 業務の実施状況

<p><業務の実施状況></p> <p>中期計画に掲げた「業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む。）に関し、計画的な削減に努め、平成 14 年度を基準として中期目標期間中に、その 13%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）について、毎事業年度、対前年比 1%以上の効率化を図る。また、寄附金事業等についても業務の効率化を図る。」を実現するため、予め、運営費交付金事業について、各部署への予算配分を計画的に留保するとともに、各部署への予算配分に当たっては効率的な執行を指示することにより、平成 15 年度においては、一般管理費については、平成 15 年度予算に対して 5.1%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成 15 年度予算に対して 1.9%（運営費交付金を財源とする事業については 1.4%）の削減を図ったところである。</p>
--

2. 評価資料

財務諸表及び決算報告書

3. 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<政府の施策との関係> 特殊法人等改革推進本部参与会議の指摘を踏まえ、文部科学大臣が定めた中期目標における、一般管理費 13%、事業費 1%の効率化を確実に実施する必要がある。	A	A
2 効率性	<期待される成果に対する経費支出の合理性> 理事長の指示のもと、予算配分、執行状況の把握を一元的に行うことにより、効率的な事業実施を行えた。	A	A
3 有効性・適切性	<業務目的に対する手段の適切性【管理運営・総合的事項】> 2と同様に、予算の執行状況の把握を一元的に行うことにより、予算の再配分等が迅速、かつ、柔軟に対応可能となった。	A	A
4 公正性・透明性	<意志決定手順にかかる透明性【管理運営・総合的事項】> 独立行政法人通則法に定める企業会計原則の適用及び独立行政法人会計基準による会計処理により、公正性・透明性は確保されている。	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

評価の観点	評価基準	実績	判定
1 一般管理費（人件費を含む）に関し、計画的な削減に努め、平成 14 年度を基準として中期目標期間中に、その 13%以上の削減目標を達成する。	5.0%以上 A 4.9%～4.0% B 3.9%以下 C	評価基準は文部科学省独立行政法人評価委員会業務運営評価ワーキンググループにより提案された 3 段階の評価区分に準じた。 なお、中期計画期間中に、その 13%以上の目標を達成するため、平成 15 年度においては、期間が半年であることから、一般管理費に関し、平成 15 年度予算に対して 4%以上の効率化を計画したところであるが、実績では 5.1%達成した。 予算額（退職手当を除く） - 次期繰越額 = 執行予算額 (執行予算額 - 決算額（退職手当を除く）) / 執行予算額 = 効率化率	A

			<p>【運営費交付金事業】 ((328,446,000 - 4,880,000) - 307,070,071) /323,566,000 = 5.1%</p>	
2	<p>その他の事業費 (競争的資金等 を除く)につい て、中期目標期 間中、毎事業年 度、対前年度比 1%以上の業務 効率化を図る。</p>	<p>1.5%以上 A 1.4%~1.0% B 0.9%以下 C</p>	<p>評価基準は文部科学省独立行政法人評価委員会業務運営評価ワーキンググループにより提案された3段階の評価区分に準じた。</p> <p>なお、中期計画期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の業務効率化を図るため、平成15年度においては、期間が半年であることから、事業費に関し、平成15年度予算額に対して1%以上の効率化を計画したところであるが、運営費交付金事業では1.4%、全体(競争的資金を除く。)では1.9%の効率化を達成した。</p> <p>予算額(退職手当を除く) - 次期繰越額 = 執行予算額 (執行予算額 - 決算額(退職手当を除く)) / 執行予算額 = 効率化率</p> <p>ただし、科学研究費補助事業及び研究拠点形成費補助事業の予算額については、特殊法人より事業を承継したことから承継額を予算額とした。</p> <p>【運営費交付金事業】 ((14,778,780,000 - 11,216,000) - 14,561,672,188) /14,767,564,000 = 1.4%</p> <p>【科学研究費補助事業】 ((4,115,391,752 - 26,229,907) - 4,038,127,727) /4,089,161,845 = 1.2%</p> <p>【研究拠点形成費補助事業】 (24,836,230 - 0)/24,836,230 = 0.0%</p> <p>【寄付金事業】 (48,345,000 - 28,387,252)/48,345,000 = 41.3%</p> <p>【産学協力事業】 (170,939,000 - 117,371,614)/170,939,000 = 31.3%</p> <p>【学術図書出版事業】 (19,894,000 - 15,739,072)/19,894,000 = 20.9%</p> <p>【全体】 ((19,158,185,982 - 37,445,907) - 18,786,134,083) /19,120,740,075 = 1.7%</p> <p>(競争的資金(科学研究費補助金)を除く) ((15,042,794,230 - 11,216,000) - 14,748,006,356) /15,031,578,230 = 1.9%</p>	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成15年度においては、運営費交付金事業について、予め、各部署への予算配分を計画的に留保するとともに、各部署への予算配分に当たっては効率的な執行を指示することにより、効率化目標を達成した。なお、業務の効率的・効果的な運営を図っていく際には、現在3カ所に分散している事務所を集中させること等について、今後視野に入れつつ検討していくことが必要である。

6. 外部評価委員による総合的な評価

設定された目標値をおおむね達成し、業務運営の効率化は果たされていると判断する。
業務効率の観点からは、現在3カ所に分散している事務所をなるべく早期に集中させることを勧めたい。

事業・業務の名称： 2 . 職員の能力に応じた人員配置

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の新規採用と併せて、関係機関との間で計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保した。 ・ 本会に審議役、国際事業部に参事を配置することにより能力に応じた人員を配置した。 ・ 経理課の二係体制を三係（出納、経理、契約）体制とし、役割を明確にし、経理事務の適性化を図った。 ・ 勤務成績を処遇に適切に反映させ、本人のインセンティブを高める方策を検討し、経過的措置として、複数の評定者による客観的・公平な評価に基づき、成績優秀者（職員全体の約3割）を選出し、勤勉手当額を割増して支給した。 ・ 業務の効率的・効果的な遂行を可能にするため、語学研修をはじめ、海外の機関での研修や外部で開催される研修へ職員を参加させた。

2 . 評価資料

--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会の業務運営における必要性【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>限られた人員で効率的かつ適正な業務運営を行うために、関係機関との計画的な人事交流や職員研修を実施し、職員のインセンティブを高める必要がある。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 事務処理面における合理化・効率化【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>審議役や参事などの職を新たに設置するとともに、経理事務の係体制の適正化を図るなど、能力に応じた人員配置をきめ細やかに実施し、業務の効率的・効果的かつ機動的な遂行を可能にした。</p>	A	S
3 有効性・適切性	<p>< 業務の質の向上の観点における成果【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>機動的な人員配置や職員に対し適切な処遇を行うことにより、職員のインセンティブやモチベーションを高めた。</p>	A	A
4 公正性・透明性	<p>< 意思決定手順にかかる透明性【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>勤務条件等を定める就業規程の改正にあたって説明会を合計5回開くことにより、決定手続きの公正性・透明性を図った。</p> <p>また、独立行政法人化に伴い、職員の能力と実績をより一層適正かつ厳格に評価できる制度の検討に取りかかった。</p>	B	B

4．定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5．独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

関係機関との計画的な人事交流や職員研修を実施するとともに、審議役や参事などの職を新たに設置したり、経理事務の係体制の適正化を図るなど、能力に応じた人員配置をきめ細やかに実施し、業務の効率的・効果的かつ機動的な遂行を可能にし、職員のインセンティブやモチベーションを高めることにより、職員の能力に応じた人員配置を達成できたものとする。

なお、独立行政法人化を踏まえ、職員の能力をより一層適正かつ厳格に評価できる制度を早急に確立する必要がある。

6．外部評価委員による総合的な評価

審議役ならびに参事などの職を新たに置き、縦割りの組織に加え、組織を横断して見渡す体制を取り入れたことは評価される。

職員の能力と実績を厳格に評価する体制の導入は必要なことであるが、評価に関する規定等を整備して、どのような観点で評価されるのかを、評価を受ける職員に徹底することが望ましい。

事業・業務の名称：3．省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組み

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 15 年度においては、省エネルギー、廃棄物削減に向けた以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物削減等のためペーパーレス化の喚起（電子決裁等の導入、オンライン申請の導入、会議資料等のデータ化によるコピー等の削減。） ・ 会内通知の発出。 ・ クリップ、フォルダーの回収作業とその再利用の実施による喚起。 ・ 会議室等常時人がいないフロアの消灯チェック巡回。

2．評価資料

環境物品等の調達を推進を図るための方針

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 政府の施策として、再利用等により廃棄物を削減し、資源の有効利用をするための「国等による環境物品等の調達のための推進等に関する法律」(グリーン購入法)、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を制定し推進している。本会においても、グリーン購入法の適用を受けており、調達に関して遵守している。また、省エネ、廃棄物の削減を行うことで、業務の効率化、経費削減を図るとともに、上記施策本来の趣旨の推進にもなる。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 平成 15 年度においては、意識向上をより効果的に高めていくための方法として、まず、省エネ及び廃棄物削減を実行していくことに主眼をおき、会内通知を発出するなど職員の意識向上を図った。 省エネについては、消灯チェックの巡回及び早期退庁日を設定するなど経費の効率的執行に努めた。 廃棄物削減については、クリップやフォルダー等を回収し、再度各部署に配付を行う等リサイクルに努めた。また、電子決裁の導入、オンライン申請や会議資料の簡素化で資料の事前配布を取りやめ、データ化を徹底することによりペーパーレス化を図った。併せて定例会において周知徹底を図り、職員の意識向上に努めた。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 成果を高めるための誘因 > 消耗品のリサイクル化をはじめたことで、リサイクル対象品であるクリップやフォルダー等の発注が減少するなど、廃棄物削減の効果は表れている。 また、定例会で会議資料の簡素化などについての申し合わせを諮るなど、一般管理費の節減に対する意識が向上した。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<発注等の透明性> グリーン購入法に基づき、本会の環境物品等の調達方針の作成及び調達実績概要について取りまとめを行い、ホームページを通じて公表している。	A	A
---	-------------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	定期的な注意喚起（少なくとも4半期ごと）等により、職員の意識向上を図る。	3回以上 S 2回 A 1回 B 0回 F	2回 ・会内通知の発出 1回 ・幹部役職員の定例会にて会議資料等の簡素化などについて申し合わせとして決定 1回	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

定例会で申し合わせを行うとともに、実行上での取り組みがなされたことにより、職員への意識向上が図られているが、今後より一層の意識向上を図っていく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

廃棄物削減に向けたペーパーレス化の努力は、一層推進すべきである。
早期退庁日を設定するなどのメリハリをつけた就業体制の確立は、省エネルギーの観点だけでなく職員の健康維持の観点からも、望ましい方向である。

事業・業務の名称：4．決裁処理の電子化

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
 平成 15 年度において、文書管理業務を効率化するため文書決裁を電子化するシステムを開発・導入し、平成 16 年 2 月から添付文書の少ない決裁案件についてシステム利用を開始した。

2．評価資料

電子決裁システムワークフローシステム（抜粋）

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<政府の施策との関係> 「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることを一つの目的とする電子政府構築計画に添った事業である。 <振興会の業務運営面における必要性> 限られた職員数で一定の業務成果を出すために、情報技術を利用した事務体制の整備は不可欠である。	A	A
2 効率性	<事務処理面における合理化・効率化> 電子決裁の開始により、決裁の持ち回り等に伴う時間の節約や決裁中文書の紛失やフォローの手間の省力化等事務処理面の効率化が一部図られた。	A	A
3 有効性・適切性	<業務の質の向上の観点における成果> 電子決裁システムの運用を開始したことにより、回付の迅速化や決裁文書の所在の明確化など従来の文書管理や手続きの質の向上が図られた。	A	A
4 公正性・透明性	<意志決定手順にかかる透明性> 電子決裁システムでは、決裁過程の承認・却下の記録も残るため、透明性の高い意志決定手続きを実現している。	A	A

4．定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5．独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

限られた職員でいかに効率的に業務を行うかは、日本学術振興会の運営にとって、大きなテーマである。電子決裁システムは、まだ試験的な運用の状態であるが、情報技術を利用した効率的な事務体制の整備に向けた1歩として評価できる。今後、更に業務のシステム化を進めるきっかけとなるよう着実な運用拡大を引き続き図る必要がある。

6．外部評価委員による総合的な評価

限られた数の職員で効率的に業務を行うために電子システムの活用を図ることは、是非推進すべきである。電子決裁システムの運用を開始したとのことだが、運用上の問題点を洗い出し、その解決を図って、省力化に役立つシステムとして完成させて欲しい。

事業・業務の名称：5．外部委託の促進

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 15 年度上半期まで、事業の移管や新規増となったもの等に対応するため、各課で各事業の業務を精査し、従来から業務の一部について外部委託を行ってきた。平成 15 年度下期についても事業を合理的かつ効率的に行うため、引き続き外部委託を実施した。また新たに今後の事業の効率化や研究者へのサービス向上を図るため、地域交流課所有の各種書類の原簿のデータベース化等の検討を行った。</p> <p>平成 15 年度上半期までの外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロースhip事業、研究協力者海外派遣事業、若手研究者海外派遣事業、拠点事業、科学技術特別研究員事業に係る下記業務 書類受付、チェック、データ入力、関連書類の発送、オリエンテーション等の日程等調整・設営・受付等 ・JSPS データベースシステムへの登録 特別研究員採用データベースの変換及び各研究者データ等の付加登録 ・情報システム運用管理支援業務 <p>平成 15 年度下半期からの新規外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流課各種書類原簿のデータベース化 ・地域交流課 Web コンテンツの作成

2．評価資料

--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 平成 9 年に発表された行政改革会議最終報告に端を発し、行政機能のアウトソーシングや業務の効率化等の推進を背景に独立行政法人制度が提唱され、また平成 12 年 12 月に閣議決定された行政改革大綱においては、行政の組織制度の在り方等について抜本の見直しを行い、新たな行政システムの構築を実施していくことが決定した。その一つとして特殊法人等の独立行政法人への移行があり、これらの背景を鑑みると本会においても業務の合理化効率化を図っていくことが必須であり、これを推進することで、本会の業務運営のみならず行政改革の本来意図したところを推進することにもなる。</p>	A	A
2 効率性	<p><外部委託（アウトソーシング）の実施> 各事業を効率的に行うため、各業務を精査し、従来から各種派遣事業に係るオリエンテーションの受付などについて一部業務委託を行っている。さらに業務の効率性を高めるために、書類原簿のデータベース化、Web コンテンツの作成等を新規に外部委託した。</p>	A	S

3	有効性・適切性	<p><業務の質の向上の観点における成果></p> <p>平成 15 年度は情報システム運用管理支援業務などに加え、データベースの構築や Web コンテンツ作成など外部に委託することにより、高度な専門知識を必要とする業務が遂行された。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p><発注等における透明性></p> <p>独立行政法人日本学術振興会会計規程及び契約規則等に基づき、契約事務の適正かつ公正な実施を図っている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

振興会は、各種配分審査や評価業務等が中心であることから、公正性や秘匿性の確保について最大限配慮した上で、常に国からの移管事業や新規事業と現業を見据え、適切に業務委託を行っている。新規の外部委託についても、なお一層業務の効率化及び研究者等へのサービスに配慮しつつ進める必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

限られた人的資源の活用を図るには、専任職員でなければ出来ない業務、専任職員が直接詳細を把握していることが必須の業務などを専任職員が担当し、それ以外の業務については外部委託を活用することが必要である。データベースの構築や、Web コンテンツ作成など、専門知識を必要とする業務を中心に、業務の適切な外部委託がなされていると判断する。

第二 国民に対して提供するべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 (2) 評議員会の審議等を踏まえた事業実施

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 平成 16 年 3 月 1 日付けで、学术界、産業界、大学等の各界、各層の学識経験者 15 名を評議員として任命した。 平成 16 年 3 月 22 日に第 1 回評議員会を開催し、平成 16 年度の年度計画（案）等、振興会の業務運営に関する重要事項について審議いただいた。</p>
--

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学術振興会第 1 回評議員会議事次第 ・独立行政法人日本学術振興会評議員名簿（第 1 期）

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 独立行政法人日本学術振興会法第 13 条の規定に基づく会議である。 < 振興会が行う必要性 > 理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項について審議していただくために法定された組織であり、学界、産業界等の意見を確実に反映する必要がある。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 低廉な会場を選定し、会場借料、音響機器使用料等の会議費用を節減した。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 成果を高めるための誘因 > 評議員会の提言を受けて、本会の事業について専門的見地からの助言機関である学術顧問会議と評議員会との連携を図り、本会の業務運営に反映させるよう検討を始めたところである。</p>	B	B
4 公正性・透明性	<p>< 意志決定手順にかかる透明性 > 評議員の任命にあたっては、独立行政法人日本学術振興会法第 14 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて任命している。 < 審査・評価業務の公正性 > 学术界、産業界、大学等の各界、各層から幅広く人材を求め、評議員会における議論が偏らないよう配慮した。</p>	A	S

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定	
1	評議員会を組織し、評議員会を開催する。	1回開催 0回開催	A F	平成 16 年 3 月 1 日付けで評議員を任命し、平成 16 年 3 月 22 日に第 1 回評議員会を開催した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

各界、各層の学識経験者から成る評議員を平成 16 年 3 月 1 日付けで任命し、3 月 22 日に評議委員会を開催し、幅広く、高い識見に基づく審議及び意見を参考とすることができた点で、平成 15 年度計画を達成したものと認めるが、3 月開催となったことから十分に業務運営に反映することができなかった。今後は年 2 回定期的に開催する等、より一層、評議員会の機能を十分に発揮できるよう運営していく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

学術に関わる振興会の特性上、各界、各層の学識経験者から適切な意見を聞き、その運営に反映させる仕組みは不可欠である。評議員会の設置は、まさにこの目的に適うものであり、現時点で最適と思われるメンバーに参画してもらっている点は高く評価できる。具体的に有効性がまだ見られないというのは、法人発足後の半年ということを勘案すれば、やむを得ないことと思われる。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項（ 3 ）研究者が振興会の業務運営に適切に関与する体制の整備

学術システム研究センター

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 平成 15 年 7 月に学術システム研究センターを設置し、所長及び副所長が就任。 平成 15 年 9 月 1 日より学術システム研究センター研究員 48 名（ 8 名の主任研究員、 40 名の専門研究員）を委嘱。 平成 15 年 10 月以降に主任研究員会議を 6 回開催し、「研究費の助成」、「研究者の養成」及び「学術の国際交流」の各事業について意見具申、助言を行うとともに、各事業の実施に参画。</p>

2 . 評価資料

<p>総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について 中間まとめ（意見）」 学術システム研究センター研究員名簿（ 15 年 10 月 1 日現在） 学術システム研究センター研究員候補者に関する調査について（依頼）</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 「競争的研究資金制度改革について 中間まとめ」(意見)(平成 14 年 6 月 19 日)において、「配分機関においては、プログラムオフィサー（ P O ）を配置し、法人においては、これに加え、プログラムディレクター（ P D ）を配置する。」ことが求められ、これを受けて研究経験のある者の参画を得て、一貫したマネジメント体制を構築すべく、 7 月 1 日に学術システム研究センターを設置し、所長及び副所長を P D、研究員を P O とする組織を整えた。</p> <p>< 振興会が行う必要性 > 振興会は、「科学研究費補助金」をはじめとした「研究費の助成」などを実施する我が国を代表する学術研究支援機関であり、研究経験を有する者が審査から評価まで幅広く主体的に参画する体制の整備が必要である。</p> <p>< アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 人文・社会科学及び自然科学の全分野に対応する 8 名の主任研究員と 40 名の専門研究員でセンターを構成し、「研究費の助成」をはじめ振興会の各種事業に関し、主任研究員会議等で学術的な観点から意見及び助言をすることは重要である。</p>	A	S
2 効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 業務の継続性を確保する一方で、事業に対する公平性、透明性を確保すること、及び最新の研究動向を踏まえた業務の運営を図ることも充分勘案し、研究員の任期を 3 年間としている。</p> <p>< 効率性に関する評価（アセスメント）の実施 ></p>	A	A

		8の研究領域、40研究分野に効率よく人員を配置するとともに、所長、副所長と主任研究員からなる主任研究員会議及び主任研究員と専門研究員からなる（研究領域別）専門調査班会議を交互に開催し、専門性と総合性を有機的に結合させる効率的運営を行った。		
3	有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 ></p> <p>本会業務が対象とする人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域にわたり、各々の特性に配慮された研究員を配置するため、本会の学術顧問・学術参与による第一線の研究員の選考を実施し、学術的な観点から本会業務への企画立案機能の充実を図った。</p> <p>< 期待される成果に対する支援の適切性 ></p> <p>主任研究員会議を開催し、事業担当課と研究員で意見交換を行い、以下のような事業で提案助言を得た。例えば、特別研究員制度においては、SPDの中間評価の実施方法や採用方法について検討し、国際交流事業においては、アジア諸国との拠点大学交流事業の中間評価を実施し、先端研究拠点事業においては、ヒアリングに参画し、採択課題の選定に際し、学術的な観点からコメントを与えた。</p>	A	S
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 ></p> <p>研究員選考にあたり、全国の大学等研究機関に対し、研究員候補者の推薦を受け選考。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 ></p> <p>研究員候補者の推薦を行うにあたり、研究員としての資格要件を明示。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

プログラムの計画から、最後の評価の段階まで一貫してマネージメントするため、研究経歴のある者をPDである所長・副所長として、またPOである研究員として8調査班40研究分野に配置する体制を整備したことは、今後の事業展開を図る上で非常に重要である。しかしながら、所長については、本務の都合により任期途中の9月30日に本センター所長の職を辞することとなり、後任の適任者を求めたが結果として空席のままとなった。

平成16年度は、より効率的・効果的に業務を遂行するため、全ての分野に対して、研究者の適切な配置を行うべく引き続き所要の人員整備を図る必要がある。また、15年度途中で空席のままとなっている所長及び15年度中に配置されなかった自然科学系の副所長についても、研究経歴のある高い地位の責任者を配置する。

6. 外部評価委員による総合的な評価

高度の研究経歴のある研究者をPD及びPOに得て、プログラムの計画から評価まで一貫してマネージメントする仕組みを整備した事は、本会の特性上きわめて適切は措置である。この仕組みが有効に働くかは、PDならびにPOにいかにか優秀な人材が得られるかにかかっているが、その点第一期のメンバーには、期待以上の優秀な人材を得ることに成功している。今後も大学側の協力を得て適切な人材を配置する努力を続け、この仕組みが定着することを望む。

**事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 3 ） 研究者が振興会の業務運営に適切に関与
する体制の整備
学術顧問**

1 . 業務の実施状況

<事業の実施状況>
平成 15 年 10 月 1 日付けで、学術研究に対する特に高い識見を有する研究者 7 名を学術顧問として任命した。
振興会の事業について専門の見地から助言をいただく会議として、新たに、学術顧問会議を設置し、平成 15 年 10 月 15 日、平成 16 年 1 月 26 日、3 月 24 日に学術顧問会議を 3 回開催した。

2 . 評価資料

- ・ 学術顧問一覧
- ・ 独立行政法人日本学術振興会学術顧問に関する要項
- ・ 独立行政法人日本学術振興会学術顧問会議設置要項
- ・ 第 1 回学術顧問会議議事次第
- ・ 第 2 回学術顧問会議議事次第
- ・ 第 3 回学術顧問会議議事次第

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施> 学界を代表する有識者の意見を積極的に採り入れることにより、振興会の事業が研究者のニーズに沿ったものになることが期待できる。	A	S
2 効率性	<期待される成果に対する経費支出の合理性> 振興会の会議室を使用したことにより、経費を最小限に抑えることができた。出席者の旅費を最小限にするため、会議時間の設定に配慮した。 <事務処理面における合理化・効率化【管理運営・総合的事項】> 人文社会から自然科学まで幅広い分野の著名な研究者である学術顧問が一堂に会し、本会の事業について有意義な助言をいただいた。	A	A
3 有効性・適切性	<アウトカム・インパクト面の成果> ノーベル賞受賞者、元東京大学総長等、我が国を代表する研究者からの意見により、特別研究員-S P D の申請・選考方法など事業の改善を図ることができた。 <成果を高めるための誘因> 学術顧問会議には本会役員その他、関係する課長にも出席させ、学術顧問会議において出された意見等が業務に反映できる体制を整備した。	A	A
4 公正性・透明性	<意志決定手順に係る透明性> 学術顧問に関する要項及び学術顧問会議設置要項を定め、事務手続きを明示している。 <審査員等の氏名の公表【公募事業】> ホームページの組織紹介のページにおいて氏名を公表している。	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	学術顧問を6名以上に増員する。	6人以上 A 4人～5人 B 3人以下 F	学術顧問会議の議長となる学術最高顧問1名、及び学術顧問6名の計7名を任命した。	A
2	学術顧問会議を年6回程度開催する。（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に3回開催する）	<平成15年10月1日～平成16年3月31日の間の開催状況> 4回以上 S 3回 A 1～2回 B 0回 F	平成15年10月15日：第1回学術顧問会議 平成16年1月26日：第2回学術顧問会議 平成16年3月24日：第3回学術顧問会議	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

学術顧問はノーベル賞受賞者、大学長経験者等、学術研究に対する特に高い識見を有する研究者から構成されており、平成15年度中においては学術顧問会議を3回実施し、振興会の業務運営に対して研究者が適切に関与する体制を整備し、特別研究員-S P Dの申請・選考方法について改善を図ることが可能になった等、実際に専門的見地から幅広い助言を求めることができた点で15年度計画を達成したものと認める。今後、定期的開催する等、学術顧問会議が一層定着できるよう検討する必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

学術に関わる振興会の特性上、各界、各層の学識経験者から適切な意見を聞き、その運営に反映させる仕組みは不可欠である。本会の運営全般に関する意見を評議員会に求めることに加え、学術上の観点から、ノーベル賞受賞者、大学長経験者など、学術研究に特に高い識見を有する研究者からなる学術顧問会議に意見を求める仕組みとしたことは、学術の特性上、特に重要な措置であると評価される。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 4 ） 自己点検及び外部評価の実施

自己点検

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>振興会の業務の改善に資することを目的として自己点検評価を実施するため、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」及び「独立行政法人日本学術振興会平成 15 年度自己点検評価実施要領」を定め、米国及び英国におけるファンディングエージェンシーの評価手法を参考に「独立行政法人日本学術振興会平成 15 年度事業の評価手法について」を作成し、各事業の業務の実績にかかる点検項目や指標を策定した。</p> <p>また、上記「平成 15 年度事業の評価手法について」に基づき各課において必要な資料作成の準備にとりかかり、平成 15 年度終了後速やかに自己点検評価を行える体制を整えた。</p>

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程 ・独立行政法人日本学術振興会平成 15 年度自己点検評価実施要領 ・独立行政法人日本学術振興会平成 15 年度事業の評価手法について
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>文部科学大臣から指示のあった独立行政法人日本学術振興会中期目標において自己点検及び外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務の改善等を図ることを定めており、これに基づき中期計画、平成 15 年度計画においてその実施を明記している。</p> <p>< 振興会の業務運営面における必要性【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>自己点検評価は、独立行政法人の業務運営において、定性的・定量的な側面から必要性、効率性、有効性・適切性、公正性・透明性の向上を図るために必要な業務である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 事務処理面における合理化・効率化【管理運営・総合的事項】 ></p> <p>自己点検評価報告書は、振興会の外部評価委員会、及び文部科学省独立行政法人評価委員会における審議資料として、限られた時間内に作成する必要があったため、評価書式及び評価基準の統一化、評価資料の共通化などを行い、評価の質を維持しつつ、時間及び作業量の短縮を図った。</p>	A	S
3 有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 ></p> <p>「平成 15 年度事業の評価手法について」の作成にあたっては、我が国における指針として「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について」を参照し、また米国及び英国のファンディングエージェンシーにおける研究評価及び行政評価の手法を参考とした。また、学術システム研究センター研究員からの度々にわたる意見聴取、及び学術顧問会議において審議が行われた。これらのことにより、学術研究を支援する機関としての振興会が行う業務の特性に配慮された自己点検評価の手法を定めることができたと考え</p>	A	S

		<p>られる。</p> <p><アウトカム・インパクト面の成果></p> <p>アウトカム・インパクト面における評価は、業務の成果を測定し、今後の改善に役立てるために重要であり、自己点検評価においても「有効性・適切性」の一項目として含めている（本項目）。今後は、学術の特性に配慮しながら評価手法の改善に務める。</p>		
4	公正性・透明性	<p><意志決定手順にかかる透明性【管理運営・総合的事項】></p> <p>自己点検評価の実施にあたっては、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」「独立行政法人日本学術振興会平成15年度自己点検評価実施要領」「独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について」を作成し、全職員が共通の理解と認識をもって自己点検を行い、評価に結びつけられるようにした。なお、これらの文書及び「自己点検評価報告書」は、終了後公表を予定している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」及び「独立行政法人日本学術振興会平成15年度自己点検評価実施要領」を定めたことにより平成15年度終了後、速やかに自己点検が行われる体制が整えられた。また、「独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について」は、学術システム研究センターや学術顧問など、研究者の意見を取り入れられて作成されており、適切な自己点検評価の指針であると言える。ただし、学術の特性を配慮した評価という観点から次年度以降も引き続き、改善が行われることが期待される。

6. 外部評価委員による総合的な評価

自己点検ならびに外部評価の必要性については論を待たないが、評価のために多大の時間を取られ本来の業務をおろそかにせざるを得なくなることになれば、本末転倒も甚だしいことになる。特に毎年適切な点検評価作業を行っていかうとすれば、時間効率の高い評価法の確立が不可欠である。本評価表は、諸外国のファンディングエージェンシーの評価手法を参考に本会で作成したとのことであるが、多方面に亘り適切な評価項目の設定がなされており、また、自己点検、評価に「評価疲れ」しないで済む工夫がなされている。その点、高く評価したい。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 4 ） 自己点検及び外部評価の実施
外部評価委員会の運営

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 中期計画に定めた外部評価の実施のため、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」を定めるとともに、同規定に基づき評価委員の選定を行い、著名研究者 6 名を平成 16 年 4 月 1 日から委員に委嘱するための必要な業務を完了した。
 なお、平成 15 年度計画において予定されていた第 1 回外部評価委員会については、必要な手続きの遅れや日程調整上の問題により、平成 16 年 4 月に持ち越された。

2 . 評価資料

- ・独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程
- ・独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会委員名簿

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 政府の施策との関係 > 文部科学大臣から指示のあった独立行政法人日本学術振興会中期目標において自己点検及び外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務の改善等を図ることを定めており、これに基づき中期計画、平成 15 年度計画においてその実施を明記している。 < アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 外部評価は、独立行政法人として求められる業務の効率性、透明性などの観点からの評価に加え、学術の特性に十分に配慮された評価が行われる必要がある。このため、評価委員の選任については、学界を代表する研究者の中から選任することにより、質の高い適切な評価を期待することができる。	A	A
2 効率性	< 事務処理面における合理化・効率化【管理運営・総合的事項】 > 自己点検評価と外部評価との間に一貫性を持たせ、多忙な外部評価委員の評価にかかる負担を出来る限り軽減させるため、評価フォーマットを共通化するなどにより、外部評価の際に、容易に自己点検評価の結果を参照することを可能とした。	A	A
3 有効性・適切性	< フォローアップの実施 > 効果的な評価サイクルを確立するため、今回委嘱する評価委員には、平成 17 年度までの 3 年度の外部評価を担当いただくこととし、各年度の外部評価における指摘事項に基づき振興会が行った業務の改善点について再度外部評価委員による評価を受ける体制を整えた。 < 業務目的に対する手段の適切性【管理運営・総合的事項】 > 外部評価に先立ち自己点検評価を実施し、その結果を外部評価資料として提供することは、外部評価委員に対して評価に必要な情報を適切な形で提供できるものと考えられる。	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 外部評価委員は、学術の幅広い分野から選ばれた著名研究者である。また、その選考にあたっては振興会から直接の支援を受けていないことなど、利害関係にも配慮しており、公正な評価が行われる制度としている。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」は、「外部評価報告書」とともに、評価業務が完了した後にホームページ上で公表を予定している。なお、「独立行政法人日本学術振興会業務実施報告書」等、外部評価実施に際に用いた資料についても公開の予定である。</p>	A	A
---	-------------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	年度内に第一回の外部評価委員会を開催する。	2回以上開催 S 1回開催 A 委員会は開催されなかったが、委員の選定は終了した。 B 外部評価委員会に関する業務においてほとんど進展が見られなかった。 F	外部評価委員（6名）の委嘱に必要な業務は完了したが、年度内に外部評価委員会は開催されなかった。	B

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

委嘱の遅れにより委員会が年度内に開催できなかったことは問題であるが、6名の著名研究者が委員として委嘱されることとなったこと、関係諸規定の整備が完了していることなどの点から判断した場合、外部評価に向けた事務は、一応の達成度を示したと言える。

6. 外部評価委員による総合的な評価

法人発足後半年という期間を勘案すれば、期待される以上の自己点検、評価が適切になされていると判断する。

**事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 (5) 情報システムの整備
電子化の活用**

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 研究者へのサービス向上等を図るため、ほとんどの公募事業の募集要項・応募様式等の各種書類をホームページから入手出来るようにした。 また、国際交流に関する公募事業の一部（共同研究・セミナー、日仏交流促進事業）について、電子的な申請受付から書面審査までを行うシステムの開発・試験的運用を行った。</p>

2 . 評価資料

<p>日本学術振興会外部評価報告書 各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定「電子政府構築計画」 日本学術振興会ホームページ(http://www.jsps.go.jp/)</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 電子政府構築計画に沿った事業である。 < 振興会が行う必要性 > 日本学術振興会は学術研究の振興を目的とするわが国を代表する機関であり、各種公募事業はそのための中核的な事業となっている。申請者やその所属機関、学術振興会にとって大きな利便をもたらすこれら事業の電子化を実施することは、対外的なサービス向上とともに、業務の効率化合理化の面からも振興会にとって重要な課題である。 < 利用する研究者等にとっての必要性 > インターネットを通じた募集要項等の入手や申請・審査結果通知は、申請者である研究者やその所属機関にとって書類提出に伴う負担の大幅な軽減等のメリットが高い。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 経費節減に関する効果、事務処理面における合理化・効率化 > 限られた職員でいかに効率的に業務を行うかは、日本学術振興会の運営にとって大きなテーマである。振興会業務の中で大きな比重を占める公募事業の電子化に一部着手したことで、電子化を通じた振興会全体の業務合理化の第一歩を開始した。 < 外部の関係者や一般の利用者にとっての効率性の向上 > 募集要項等をホームページからダウンロードできるようにしたことで外部利用者等も自由に書類等を手にいれることができるようになった。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 業務目的に対する手段の適切性 > ホームページから様式等をダウンロードできるようになったことは公募事業の実施にとって、研究者の利便性の向上が図られるなど極めて有効であった。 < 業務の質の向上の観点における成果 > 公募事業の申請の電子化が実現されることで、申請書類の仕分け等の処理を大幅に省力化することになる。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	< 意志決定手順にかかる透明性 > 公募事業の電子化により、申請者等が、申請後の状況をシステム上で確認出来るようになるなど透明性の高いシステムの構築に向けた検討を行った。	A	A
---	-------------	--	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	募集要項・応募様式等の書類を電子的に入手可能にする仕組みについては、中期計画期間中に 90%以上の公募事業において実現させる。	100% S 80%以上～100%未満 A 50%以上～80%未満 B 50%未満 F	26 事業の公募事業のうち、25 事業（96%）において募集要項・応募書式の電子的入手を可能とした。	A
2	申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、平成 16 年度より技術的・制度的な課題を解決した一部の公募事業で試行的な運用を開始し、中期計画期間中に、50%以上の公募事業で実現させる。	一部の事業で申請書類の電子的な受付を実施した。 S 一部の事業で電子的受付事業を選定し開発を行った。 A 一部の事業でシステム化の技術的・制度的検討を行ったが開発着手にはいたっていない。 B システムの技術的・制度的検討を行っていない。 F	国際交流事業のうち、共同研究・セミナーの諸事業及び日仏交流事業（計 6 事業）について電子的申請受付及び書面審査の電子システムの開発・試験的運用を行った。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

<p>公募事業の電子的入手については、ほぼすべての公募事業で行われており、評価できる。</p> <p>また、電子申請について、国際事業の一部事業を対象に先行的に電子的な受付・審査システムの開発・試験的運用が行われ、50%以上の事業で実現するとの中期計画の達成に向けて段階的・着実な取り組みを開始したことも評価できる。</p>
--

6. 外部評価委員による総合的な評価

<p>ほとんどの公募事業の募集要項・応募様式等の各種書類をホームページから入手出来るようにした点は、応募する研究者にとってきわめて有効なサービスになっていると評価する。</p> <p>振興会の主要な任務の一つである科研費の申請ならびに審査が完全電子化されることは、応募する研究者ならびに審査する研究者双方にとって大変有効であると思われる。現時点では完全電子化に問題点があることも確かなので、まずは希望する審査員には電子ファイルによる審査を認める態勢を整えることから始めてはどうか。</p>
--

**事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 5 ） 情報システムの整備
業務用データベースの整備**

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 振興会事業を進める上で必要となる各種情報のデータベースを整備し業務の効率化に役立てるため、本会が支援した研究者氏名、研究課題等に関する情報の追加を行った。
 また、各種公募事業の審査等に必要な研究者情報のデータベース化について検討した。

2 . 評価資料

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 振興会が行う必要性 > 振興会の行う事業は、我が国の学術研究の振興にとって大きな比重を占めている。これら事業に関する情報を多数有する振興会がこれらをデータベース化して有効活用しもって効果的な学術研究支援を行うことは、日本の学術研究の振興にとって重要である。 < 振興会の業務運営における必要性 > 振興会が行っている各種事業に関する情報をデータベース化して有効活用することは、業務特に審査等に有効活用できる。	A	A
2 効率性	< 事務処理面における合理化・効率化 > 各種業務情報をデータベース化することで、情報の効果的活用が可能になる。	A	A
3 有効性・適切性	< 業務の質の向上の観点における成果 > データベースを有効活用することで、振興会における業務特に審査業務の質を向上させることが可能となった。	A	B
4 公正性・透明性	< 審査・評価業務の公正性 > 審査業務等に各種業務情報のデータベースを活用することにより客観的で公正な業務の遂行が可能となった。	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	情報量については、毎年度10%の増を図る。	データ量が年 10%以上増加するとともに、更に利用面の改善方策について検討を行った。 S データ量の増加が年 10 %以上。 A データ量の増加が年 5 %未満 B データ量の増加が 1 %未満 F	対前年度 42%増加があった。	A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

データベース構築の段階として毎年度 10%以上というデータ量の増加が図られており評価できる。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

データベース構築において、毎年度 10%以上というデータ量の増加が達成できているとのことであるが、データベース化すべきデータ総量の何%が現時点でデータベース化されているのかが示されていないので、有効性の評価がむずかしい。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 (5) 情報システムの整備

ホームページの充実

1 . 業務の実施状況

<事業の実施状況>
 振興会の業務に関する情報に関して、常時、削除、更新、追加を行いながらホームページを充実させ、一般国民や研究者のニーズに応える的確で見やすい情報提供を行う。
 平成 15 年度は、法人化を機にトップページのデザインと内容構成を大幅に刷新した。これにより、利用者は、目指す情報内容の掲載ページに容易にアクセスできるとともに、プリントした際も内容が欠けることのないよう配慮するなど大幅な利便性向上を図った。

2 . 評価資料

日本学術振興会ホームページ(<http://www.jsps.go.jp/>)
 ホームページアクセス件数

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 振興会が行う必要性 > 我が国を代表する学術研究支援機関である学術振興会の重要な情報発信手段としてホームページを活用する必要がある。 < 利用する研究者等にとっての必要性 > 学術研究の助成、研究者養成の支援、学術国際交流の促進など広く研究者の支援を目的とする学術振興会からホームページを通じて研究者にわかりやすく的確で迅速な情報提供を行うことは極めて有効な手段となっている。 < 国際関係における必要性 > 我が国を代表する学術研究支援機関である学術振興会のホームページによる情報発信は、海外の学術研究支援機関や研究機関・研究者にとっても極めて有益であるとともに、これらの機関との相互協力・理解にとって不可欠である。	A	A
2 効率性	< 経費節減に関する効果 > ホームページは、研究者等に必要な文書を低コストで迅速に提供する機能も有しており、例えば、事業の申請書類のダウンロード入手は、郵送経費を節減できる方法となっている。 < 外部の関係者や一般の利用者にとっての効率性の向上 > 振興会が実施する公募事業の案内や募集要項・申請書式等を外部のどこからでも手軽にかつ迅速にインターネットから入手できるため、外部関係者や一般利用者にとっても極めて効率的な情報入手手段となっている。	A	A
3 有効性・適切性	< 業務目的に対する手段の適切性 > ホームページを活用した情報発信や情報提供・各種書類の送付等は、場所や時間を選ばない情報伝達手段として極めて有効な手段である。	A	S

4	公正性・ 透明性	< 意志決定手順にかかる透明性 > ホームページにおいては、振興会が行うすべての公募事業の概要を公開しているが、一部については審査基準も併せて公表することにより、業務実施の透明性を高めている。	A	A
---	-------------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	提供文書ファイル数を中期計画期間中に全体で 10% 以上増加させる。	対前年度比増加率 5%以上 S 2%以上～5%未満 A 1%以上～2%未満 B 1%未満 F	平成 14 年度実績 8,715 件に対し、約 8,900 件(増加率:約 2%)となっている。	A
2	特に英文ページについては、提供文書ファイル数を中期計画期間中に 20% 以上増加させる。	対前年度比増加率 6%以上 S 3%以上～6%未満 A 1%以上～3%未満 B 1%未満 F	平成 14 年度実績 1,063 件に対し、約 1,100 件(増加率:約 3%)となっている。	A
3	中期計画終了時には、年間のアクセス件数を 20% 以上増加させる。	対前年度比増加率 30%以上 S 20%以上～30%未満 A 10%以上～20%未満 B 10%未満 F	アクセス件数は、平成 14 年度の約 1,360 万件に対し、平成 15 年度約 1,867 万件で、対前年度比 37%の増となった。	S

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

科学研究費や 21 世紀 C O E など関心の高いページが存在とホームページのリニューアル等によってアクセス件数の伸びは著しいものがある。今後もこの傾向を維持するために不断に削除・更新・追加を行いながら引き続き内容の充実・見直しとページの利用しやすさの工夫をする必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

評価者も振興会のホームページにアクセスした経験があるが、必要な情報がタイムリーに掲載されていると判断する。平成 15 年度約 1,867 万件というアクセス件数は、ホームページの充実性を裏付けるものである。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 (5) 情報システムの整備
情報セキュリティの確保

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 振興会の重要な情報資産を守るための方策として、外部委託によるネットワーク環境調査の実施、ユーザのセキュリティ意識の向上に向けた情報セキュリティ講習の実施、及びセキュリティポリシーの策定に向けた検討の開始を行った。

2 . 評価資料

各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定「電子政府構築計画」

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 政府の施策との関係 > 政府の情報セキュリティ施策に基づく事業である。 < 振興会が行う必要性 > 振興会が行う公募業務の過程で発生する情報については、透明性の確保の一方で、高い情報管理が求められる。特に業務の電子化が進む中で振興会の信頼を維持するために必要である。 < 利用する研究者等にとっての必要性 > 振興会が業務上の目的で公募事業申請者等から取得した各種情報は、情報セキュリティ対策の確保された環境の下で管理される必要がある。	A	A
2 効率性	< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 外部委託によるネットワーク環境調査の実施、ユーザのセキュリティ意識の向上に向けた情報セキュリティ講習の実施は、リスク発生に伴う莫大な損失コストを未然に防ぐための措置として適切であった。 < 外部委託（アウトソーシング）の実施 > ネットワークのセキュリティを高めるため、外部からのネットワーク監視を行う準備としてネットワークの環境調査を外部委託して行った。	A	A
3 有効性・適切性	< 業務の質の向上の観点における成果 > 情報セキュリティ講習の実施により職員の情報セキュリティに対する理解に向けた活動の第一歩となった。	A	S
4 公正性・透明性	< 審査・評価業務の公正性 > ホームページを含むサーバやネットワーク環境の調査を行うことで、ホームページを活用した透明性の高い振興会事業運営のための情報基盤のセキュリティを確保している。	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	説明会・講習会などを少なくとも年2回新たに実施する（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に1回実施する）。	平成15年10月1日～平成16年3月31日の間の実施回数： 2回以上 S 1回 A 0回 F	情報セキュリティ講習を1回実施した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

情報セキュリティ講習をはじめて実施したことは、職員がセキュリティについて理解を深める第一歩となった。ネットワーク環境調査によって一部のネットワーク設定の適正化を行うことができた。情報セキュリティポリシーの策定・ネットワークの外部監視は、電子申請の開始に伴って振興会の情報管理体制を確立する一環として着実に実施する必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

コンピュータウイルスの被害が広がっている状況を考えれば、情報セキュリティの確保は緊急課題である。職員に対しセキュリティ講習を実施するなどして、セキュリティが確保されている振興会の現状は評価できる。今後各種助成金の応募や審査の電子化を一層進めていくためには、情報セキュリティが一層重要な課題となるので、その確保には今後とも努力して欲しい。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 6 ） 研究費の適切な管理

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>科学研究費補助金に対する不正経理の発生（交付決定を取り消した件数：平成 15 年度 2 機関 4 課題（他に手続き中 2 機関））を防止し、適切な管理を徹底させるため、新たに設けられた罰則規程について通知及びホームページにより周知を図るとともに、文部科学省と合同もしくは本会単独で実施した事業説明会（9 回）、個別に大学等の機関からの要請に基づき実施した説明会（6 回）、審査会（64 回）等の機会において指導、注意喚起を行った。</p> <p>会計検査院から指摘のあった科研費の取扱い（一定期間以上所属機関を離れる場合に必要となる廃止等の手続きを取っていないケースがある。）に関する不徹底については、直ちに、各機関あてに、改めて周知徹底を促す通知を行った。</p> <p>「奨励研究」については、助成可能額の上限を引き上げたことに伴い、経費管理に関する報告義務を強化した。</p>

2 . 評価資料

<p>科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領、平成 16 年度科学研究費補助金公募要領等の説明会資料、科学研究費補助事業における適正な事務処理について、「奨励研究」研究計画調書</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会の業務運営における必要性 ></p> <p>科学研究費補助金の執行において、不適正な使用が新聞報道で取り上げられるなど問題化し、早急な対応が必要になったため、防止するための方策を講じた。</p> <p>「奨励研究」においては、助成可能額の増額に伴い、研究費の適正な管理をより徹底する観点から、経費執行に関する報告書の様式を強化した。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>関係する研究者、機関等が非常に広範にわたっていることから、各機関あての通知、ホームページによる周知及び全国を地区別に分けて実施した事業説明会により、効率的な注意喚起に努めた。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 期待される成果に対する支援の適切性 ></p> <p>< 成果を高めるための誘因 ></p> <p>新たに設けた罰則規程を周知するとともに、様々な機会でも、繰り返し科研費の使用ルールの柔軟性と研究費の適正な管理に対する注意喚起を促すことにより、効果を高めた。</p> <p>事業説明会は、制度を所管する文部科学省と合同で実施することにより効果的に働いた。</p>	A	A
4 公正性・透明性	<p>< 審査・評価基準の公表 ></p> <p>研究者の理解が進むよう、罰則規程の具体的な適用基準を別途定め、ホームページで公開するとともに、事業説明会では判りやすい資料配布、説明に努めた。</p>	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

不正経理に対する罰則規程の扱いや補助金の機関管理の徹底等、不正経理を防止するための注意喚起とともに、科研費は柔軟な経費の執行が可能な制度に改善されていることの説明を、事業説明会や審査会等の機会を通じて繰り返すことにより、研究費の適正な執行が図られるよう努められている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

残念ながら一部の不心得な研究者による助成金の不正経理により、助成事業全体について、社会の不信を受けかねない状況になっている。その点で、不正経理を防止するために振興会がとった様々な措置は、適切なものであると評価する。

事業・業務の名称： 1 . 総合的事項 （ 7 ） 広報

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>独立行政法人日本学術振興会広報委員会設置要項を定め、新たに広報委員会を設置し、平成 16 年 3 月 29 日に第 1 回広報委員会を開催した。</p> <p>英文ニューズレターについては、「 JSPS Quarterly No. 6 」を平成 15 年 12 月に、「 JSPS Quarterly No. 7 」を平成 16 年 3 月にそれぞれ 15,000 部発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布した。平成 15 年度発行分については、写真掲載点数の増加を図り、読者が親しみやすいよう留意した。内容の見直しについては、記事の目的、対象読者を明らかにするべく調査に着手したところである。</p>
--

2 . 評価資料

独立行政法人日本学術振興会広報委員会設置要項

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>独立行政法人は透明性の高い業務運営を実施することが求められている。また、振興会の支援・助成により得られた研究成果などを積極的に公開することで広く国民に理解を得つつ、事業を実施することが重要である。</p> <p>< 国際関係における必要性 ></p> <p>振興会が国際協力事業を円滑に実施していくためには、常に振興会の業務、活動等を英文ニューズレターにより外国の学術振興機関、在日大使館等に発信を継続的に行い、振興会が信頼される組織、顔の見える組織にすることが必要である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 事務処理面における合理化・効率化 ></p> <p>広報委員会設置要項において、委員会運営について構成員を役員及び管理職以上としてことで、機動的に開催できるよう配慮している。また、今後、例えば振興会としての広報戦略などを検討して行く上で、必要に応じ振興会以外の者からも意見の聴取等を可能にするなど効率的・効果的運営に配慮している。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 業務の質の向上の観点における成果 ></p> <p>広報委員会を通じて振興会としての情報発信及び情報戦略を議論することで、事業の実施に当たり、費用対効果はもちろんのこと事業の目的及び事業内容など国民の側に立った業務運営が期待できる。</p> <p>< フォローアップの実施 ></p> <p>英文ニューズレターを振興会の事業により過去に来日した外国人研究者にも配布することにより、振興会と外国人研究者との関係を保つことが期待できる。</p>	B	B

4	公正性・ 透明性	< 意志決定手順にかかる透明性 > 独立行政法人日本学術振興会広報委員会設置要項を定めることにより、今後検討すべき課題や事務手続き等を明確化した。	A	A
---	-------------	--	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	広報に関する委員会等を設置し、年4回以上会議を開催する。（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に2回開催する）	3回以上 S 2回 A 1回 B 0回 F	新たに広報委員会を設置し、平成16年3月29日に第1回広報委員会を開催した。	B
2	英文ニューズレターについて、現行と同じ年4回発行する。（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に2回発行する）	3回以上 S 2回 A 1回 B 0回 F	「JSPS Quarterly No. 6」を平成15年12月に、「JSPS Quarterly No. 7」を平成16年3月にそれぞれ15,000部発行した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

広報委員会を設置し、開催したところであるが、今後、研究者はもとより一般国民の理解を得つつ事業を実施するための情報発信及び情報戦略など振興会としての広報の在り方について、引き続き検討する必要がある。

英文ニューズレターについては、写真等を増加し、親しみやすい紙面なるよう留意をはかりつつ、内容については、掲載記事と目的の整合性等について検討するべく着手したところである。

6. 外部評価委員による総合的な評価

本会の認知度は、研究者の間では十分高いものの、社会一般では必ずしも高いとは言えない。今後ファンディングエージェンシー間の比較、評価もなされる時代になると思われるので、ある程度以上のプレゼンスの確保は必要になると思われる。広報に関し引き続き努力を求めたい。

事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成 （ 1 ） 科学研究費補助金事業

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>科学研究費補助金事業は、審査・評価の充実及び研究者へのサービスの向上の観点から、基盤研究等、一部の研究種目における審査・交付業務が、平成 11 年度に文部省（現文部科学省）から本会に移管され、それ以降、間接補助事業として実施している。</p> <p>本会が分担する審査・交付業務については、文部科学省から示される方針等に従って、有識者で構成する科学研究費委員会や研究経験者で構成する学術システム研究センター研究員など、専門家の意見を取り入れつつ、適切に実施した。</p>

2 . 評価資料

<p>独立行政法人日本学術振興会法、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱、科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>科学研究費補助金は、文部科学省と本会とで役割を分担して事業を運用する制度であり、本会では、文部科学省から示された「審査の基本的考え方」等の方針、通知などに基づいて、統一的に事業を実施した。</p> <p>< 我が国の学術研究資金全体における位置づけ【研究助成】 ></p> <p>科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を支援する「競争的研究資金」であり、我が国の基盤形成につながる基幹的な研究費として、着実に支援していくことが必要である。</p>	S	S
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>科学研究費補助金の交付は、年度当初（6月頃）に行っているが、交付申請時もしくは年度途中での辞退等を反映し、追加交付（10月頃）を行うなど、効率的な研究費の配分を実施した。</p> <p>< 中間評価結果の実施と、その場合の以後の支援への反映 ></p> <p>基盤研究（S）では中間評価を実施し、以後の補助金額に対する増・減額などの妥当性を検討し、研究計画に反映させた。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 期待される成果に対する支援の適切性 ></p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 ></p> <p>科学研究費委員会における有識者や学術システム研究センターの研究員の意見を踏まえ、適切な制度運営を行った。</p> <p>研究者の自由な発想に基づく計画を支援する制度であることから、非常に幅広い研究の推進が図られており、成果についても、先端的なものから地域・社会に密着したものまで幅広い効果が期待できる。</p> <p>また、公募の時点で研究の形態、規模に応じた細かな区分を設けてお</p>	A	A

		り、研究者が研究計画に応じて自由に選択できること、審査は区分の性格に応じた基準に基づき行うことにより、適切に支援している。 <アウトカム・インパクト面の成果> 研究の成果については、本会に提出させた報告書類を国立情報学研究所のデータベースや国立国会図書館へ献本する以外に、学会発表や学術誌への発表等により適切に周知される。また、当該研究者が申請する次の研究課題を審査する際において、前回補助を受けた研究の成果は適切に評価されている。		
4	公正性・透明性	<審査・評価業務の公正性> <事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 有識者で構成する科学研究費委員会における審査方針の策定や改善方針の検討、研究者のピアレビューによる審査など、公正な事業運営を実施している。	A	A

4．定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5．独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本会が行う科学研究費補助金事業に関しては、文部科学省が交付する同補助金との整合性に留意しつつ運用する必要がある。文部科学省の定めのほか、本会において改善すべきものについては、学術システム研究センターや科学研究費委員会の意見を踏まえ改善を図っており、研究者のニーズ、意見に基づく事業が実施されている。

6．外部評価委員による総合的な評価

従来の実績をもとに、さらに学術システム研究センターの新設なども含めて、募集、審査、交付業務を適切に実施している。

今後は、文部科学省で実施されている特推や特定領域研究などの審査・交付も学振に一本化することを望みたい。その際、全体予算の増加、採択率の向上、若手研究者支援とともに、審査の公正性・透明性の確保が最重点課題となろう。

**事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成 （ 1 ） 科学研究費補助金事業
募集業務（公募）**

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 16 年度科学研究費補助金の公募（平成 16 年 9 月 1 日公募）について、その内容及び計画調書の様式などの情報を本会ホームページにより公表した。また、「平成 16 年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会」を文部科学省と合同で開催（全国 7 地区 8 会場）するとともに、研究成果公開促進費に関する公募要領等の説明会を開催（東京で 1 回）。さらに、各大学等研究機関が開催する科学研究費補助金に関する説明会において、制度概要等の説明をした（6 大学等からの要望に対応）。 申請書類の受付について、基盤研究等においては、4 か日で約 74,000 件を迅速かつ確実に対応した。その他の研究種目についても、効率的かつ適切に実施した。</p>

2 . 評価資料

<p>平成 16 年度科学研究費補助金（科学研究費、研究成果公開促進費）の公募について（通知）、平成 16 年度科学研究費補助金公募要領、研究計画調書（各事業）、平成 16 年度科学研究費補助金公募要領等の説明会資料</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> <振興会が行う必要性> 科学研究費補助金は、文部科学省と本会とで役割を分担して事業を運用する制度であり、本会が担当する研究種目については、研究者の理解が進むよう、本会が周知等を図る必要がある。 <アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施> 研究計画調書等の作成等については、有識者で構成する科学研究費委員会に意見を求めた上で作成した公募要領に従って、周知・説明を図った。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 関係する研究者、研究機関等が非常に広範にわたっていることから、公募要領等の内容について、ホームページでの説明のほか、全国を地区別に分けて説明会を文部科学省と合同で実施するとともに、別途、説明を希望する機関には、個別に対応することにより、効率的な周知・説明を図った。 申請受付業務に関しては、基盤研究等では、約 74,000 件の受付を 4 日間で行うなど、極めて効率的に遂行した。</p>	A	S
3 有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 説明会の資料をホームページに掲載することにより、不参加の事務担当者や研究者への便宜を図った。 <アウトカム・インパクト面の成果> 事業説明会においてきめ細かな指導を行うこと等により、申請書類の誤記入等により審査の対象外となった課題数が約 600 件から約 500 件に減少した。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 事業説明会において、公募要領等について、変更点やその内容を判りやすく、詳細に説明することにより、研究者の理解が図られるようにした。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 前年度の審査方針等について、公募要領において明示している。 (なお、公募時に、当該年度の審査方針等は決っていない。)</p>	A	A
---	-------------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	事業に対する理解促進及び事業の効果を上げるため、大学等機関への事業説明を、文部科学省との共同実施及び機関からの要望に応える形で、年20件以上行う(平成15年10月1日～平成16年3月31日の間には、「平成16年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会」を文部科学省と合同で地域別に計8回実施するとともに、大学等機関からの説明会実施の要望に対応する。さらに、「平成16年度研究成果公開促進費に関する公募要領等の説明会」を開催する。)	平成15年度全体の 実施回数 30回以上 S 16回～29回 A 6回～15回 B 5回以下 F	計28回実施 平成16年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会：8回 機関からの要望に応えた個別の説明会：19回 平成16年度研究成果公開促進費に関する公募要領等の説明会：1回 (なお、平成15年度計画において予定された平成16年度科学研究費補助金公募要領等に関する説明会(8回)のうち、4回については平成15年9月に実施された。)	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

公募についての説明会の開催は、非常に限られた期間(公募から約1ヶ月)で公募の内容を正確に伝える手法として極めて効率的に機能している。また、公募要領、研究計画調書だけでなく、説明会資料等もホームページで公表されており、説明会に参加できなかった研究者等への情報提供も図られている。申請受付業務においても、極めて効率的な対応が図られている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

公募業務については、説明会の開催、ホームページの活用など通じて周知徹底していると判断される。申請受付業務の効率性については、10名余の正規職員を中心に74,000件を4日間で誤りなく処理されており、これ以上の効率性の向上は望めないであろう。また、誤記入による審査対象外申請書の減少を目指した申請カードの電算化が18年度から計画されていることも高く評価されよう。ただ、今後、科研費申請数が増大することが予想され、またもすべての科研費業務が学振に移行した場合に予想される申請数の増加にどのように対処していくべきか、人員確保も含めて検討が必要になるだろう。

**事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成 （ 1 ） 科学研究費補助金事業
審査業務**

1 . 業務の実施状況

<事業の実施状況>
 文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、科学研究費委員会において審査方針を決定した(平成15年12月8日)。平成16年1月～3月に、書面審査(審査委員約3,900名)及び同委員会各小委員会(審査委員約600名)による合議審査を実施することにより、約74,000件の新規申請課題から、約16,500件の採択を行った。
 また、審査委員の選考に関しては、日本学術会議からの推薦を基に、新たに学術システム研究センターの研究者も参画した審査委員選考会を開催した。

2 . 評価資料

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方、平成16年度科学研究費補助金(基盤研究等)の審査方針、平成16年度科学研究費補助金第1段審査の手引き(平成16年度科学研究費補助金第1段審査における評定の基準)

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施> 科学研究費補助金の配分審査は、各専門分野の研究者によるピアレビューに基づき行った。審査を担当する研究者は、日本学術会議からの推薦に基づき選考した。 <研究ニーズに対する適切な支援規模> 平成16年度分として、科学研究費(基盤研究等)で約74,000件の新規申請に対し、約16,500件を採択したが、研究者のニーズに対して支援規模の拡大が必要である。	A	A
2 効率性	<期待される成果に対する経費支出の合理性> 配分審査は、専門分野ごとに設置される小委員会(5部会・40小委員会、約600名)で研究者の合議により実施した。さらに、小委員会での審査に先立ち約280の細目ごとに審査員を配置(約3,900名)し、書面審査を実施した。幅広い審査員による事前審査の結果を基に、適正な規模の合議審査を行うこと、また、書面審査員は、配分額の比較的少ない種目は3名、多い種目は6名を配置することなどにより、効率的な審査を実施した。 約74,000件の新規申請課題について、2段階審査を、約3か月で極めて効率的に実施した。	S	S
3 有効性・適切性	<学術研究の特性が配慮された審査・評価> <研究者の発意が成果に結びつく支援制度> 科学研究費補助金は、科学研究費委員会において、独創性や萌芽的要素など学術研究の特性に着目した審査基準を設定し、各研究種目の性格に応じたきめ細かな審査を実施した。また、審査に当たっては、研究動向や研究者のニーズを踏まえつつ、研究成果、研究目的の明確さ等に加え、研究経費の妥当性についても評価した。	A	A

		合議審査において、書面審査の評点を、素点だけでなく、標準偏差を加えたTスコアも提示することにより、細目間の審査委員によるバラツキを補正するための情報提供を行い、審査の適切性を確保した。		
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > < 審査・評価基準の公表 > < 審査員等の氏名の公表【公募事業】 ></p> <p>審査委員については、日本学術会議から推薦のあった研究者の中から、新たに学術システム研究センターの研究者も参画した審査委員選考会により、公正に選考した。</p> <p>審査においては、書面及び合議の2段階によるピアレビューにより公正性を確保した。</p> <p>合議審査では、新たに学術システム研究センターの研究者が議事進行等審査会の運営に参画した。</p> <p>(審査方針、審査委員の氏名の公表等については、3月下旬まで審査を行っているため平成16年度に実施する。)</p> <p>なお、審査委員が利害関係者である場合、当該課題の審査から排除される仕組みを設けている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	科研費委員会は年2回開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する	科研費委員会の開催数 2回以上(平成15年10月～平成16年3月31日の間に1回以上) A 1回 B 0回 F	科学研究費委員会は2回開催 (この他、第2四半期までに2回開催している。) 各小委員会のはべ64回開催	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

約74,000件の課題審査を3か月の短期間で、極めて効率的に実施している。学術研究の評価は2段階のピアレビューにより厳正かつ効果的に実施されている。審査委員については、新たに発足した研究経験者で構成する学術システム研究センターの研究者が選考に関わり適切に選定されている。審査会にも同センター研究者が参画し、議事進行、審査員の評価等を行っており、今後の審査における更なる改善等が期待できる。

6. 外部評価委員による総合的な評価

審査業務はこれ以上に効率性を望めないほどに見事に実施されている。

審査の公正性・透明性の確保にも十分に配慮されていると判断される。

今後は、採択率を現在の20数%からせめて30数%まで向上を目指してほしい。

事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成 （ 1 ） 科学研究費補助金事業
評価業務

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 科学研究費補助金のなかで交付額の大きい学術創成研究費、基盤研究（ S ）の 2 つの種目について、本会科学研究費委員会の下に学術創成部会、基盤研究（ S ）評価部会を設置し、研究開始後 3 年目の課題について中間評価を行い、さらに学術創成研究費については研究終了の課題について、事後評価を実施した。
 中間評価において研究の進捗状況、研究成果の評価によって、以後の研究費の増減について検討を行ったが、該当なしとの判断がなされた。

2 . 評価資料

- ・学術創成研究費「中間評価」ヒアリング等実施要領
- ・学術創成研究費「中間評価」基準
- ・平成 15 年度学術創成研究費「事後評価」ヒアリングの実施について
- ・平成 15 年度学術創成研究費「事後評価」基準について
- ・科学研究費補助金（基盤研究（ S ））の中間・事後評価について
- ・科学研究費補助金（基盤研究（ S ））中間評価実施要領

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 我が国の学術研究資金全体における位置づけ > 科学研究費補助金は、我が国の基幹的な研究助成制度であり、学術振興上極めて重要な補助金であるが、その成果については適切な評価を行い、広く公開し、アカンタビリティの要請に応える必要がある。 < アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 学術創成研究費、基盤研究（ S ）の中間・事後評価については、当該専門分野の第一線で活躍する研究者により構成される評価部会において中間・事後評価を実施している。	A	A
2 効率性	< 効率性に関する評価（アセスメント）の実施 > 学術創成研究費及び基盤研究（ S ）の中間評価においては、研究の進捗状況等を考慮し、研究経費の増減を可能とし、研究費執行の効率性を高めることができるものとしている。平成 15 年度については、評価の結果、増減の対象となる研究は認められなかった。	A	A
3 有効性・適切性	< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 > 学術創成研究費、基盤研究（ S ）については、それぞれの研究種目に応じた評価基準を定め、研究の進捗状況、当該学問分野への貢献度、研究費の使用の妥当性を評価することにより、研究経費の執行と、当該研究の展開との関連について綿密な評価を行った。 < 成果を高めるための誘因 > 学術創成研究費及び基盤研究（ S ）については、研究の進捗状況を精査し、新たな知見の発見や予想以上の研究の展開が認められるものについては、高く評価し、必要に応じて以後の研究費を増額することとしている。さらに、研究の更なる展開のための助言を行っている。	A	A

4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価基準の公表 > 学術創成研究費については、中間評価基準及び事後評価基準をホームページ上で公開した。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 > 学術創成部会委員、基盤研究（S）評価部会委員の氏名をホームページ上で公開するとともに、評価結果についてもホームページ上で公開した。</p>	A	A
---	---------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	評価委員会を年5回開催する。	5回以上 A 4回 B 3回以下 F	平成15年度中に基盤研究(S)評価部会を2回、中間評価、事後評価に係る学術創成部会を3回、計5回開催した。(なお、平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間に基盤研究(S)評価部会を1回開催した。)	A
2	学術創成研究費の中間・事後評価を行う(研究開始後2年経過後の研究課題(28課題)を対象としヒアリングを行い、必要に応じて現地調査を行う。この結果に基づき評価を決定するが、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止を行う。)	90%以上の課題の評価を実施した場合 A 80%以上90%未満の課題の評価を実施した場合 B 80%未満の課題の評価を実施した場合 F	学術創成研究費については、研究開始後2年経過後の研究課題(28課題)全てについて、ヒアリングを行ったが、評価の結果、以後の研究経費の増減、研究の中止の必要は認められなかった。	A
3	新たに基盤研究(S)(採択課題数、年間約50件)について中間・事後評価を行う(研究開始後2年経過後の研究課題(58課題)を対象とし、原則として書面により中間評価を行う。この結果に基づき評価を決定するが、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。)	90%以上の課題の評価を実施した場合 A 80%以上90%未満の課題の評価を実施した場合 B 80%未満の課題の評価を実施した場合 F	基盤研究(S)については、研究開始後2年経過後の研究課題(58課題)全てについて、書面により中間評価を行い、うち11課題についてはヒアリングを行った。評価の結果、以後の研究経費の増減、研究の中止の必要は認められなかった。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本会が行う科学研究費補助金事業のうち、学術創成研究費及び基盤研究(S)の評価については、本会の学術システム研究センター、科学研究費委員会並びにその下に設置された学術創成部会及び基盤研究(S)評価部会の意見を踏まえて運用しており、当該分野で日本を代表する研究者の意見に基づいた評価業務が実施されている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

学術創成研究および基盤研究(S)の中間・事後評価はいずれも適切に実施されていると判断される。

なお、学術創成研究の推薦方式は、以前のように複数推薦可能とするほうが、より広い分野がカバーでき、学術創成研究の本来の目的にかなっているように思える。

事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成 （ 1 ） 科学研究費補助金事業
その他（電子申請）

1 . 業務の実施状況

<事業の実施状況>
 科学研究費補助金における電子システムの導入については、平成 16 年度から一部対応が可能となるよう、学術システム研究センターの研究者との協議、関係業者からのヒアリング、事務的な打ち合わせ等の検討を重ね、規模の大きい「基盤研究」等においては、審査過程の電子化（書面審査における評価表（審査結果を記入する様式））を優先するとともに、規模の小さい「学術創成研究費」において、研究計画調書の提出を含めた全過程で試行的に実施し、その後、段階的に発展させる方向が適切であるとなった。

2 . 評価資料

総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について（意見）」

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<政府の施策との関係> 総合科学技術会議の「競争的研究資金制度改革について（意見）」において、平成 17 年を目途に導入を図ることとされていることから、検討を早めた。 <振興会が行う必要性> 制度を所管する文部科学省と調整しつつも、本会が担当する「基盤研究」は科学研究費補助金の中で最も規模の大きい種目であり、電子システムの導入に対する課題も多いことから、本会が主体的に取り組む必要がある。	S	S
2 効率性	<期待される成果に対する経費支出の合理性> <外部委託（アウトソーシング）の実施> 電子システムの導入については、専門的な知識を有する人材が必要であり、今後の対応規模の拡大等にも適切に対応していく必要があることから、できる限り外部委託を行う方向で検討を行った。	A	A
3 有効性・適切性	<アウトカム・インパクト面の成果> 基盤研究においては、実現可能性の高い部分を優先して、まず実施することにより効果を上げる。 「書面審査における評価表」の電子化は、合議審査における審査資料を適切かつ迅速に作成する上で、大きな成果が期待できる。 また、「学術創成研究費」における電子化を進め、その過程で生じた課題等を明らかにした上で、「基盤研究」全体の電子化について検討を進めることが有効である。	S	S

4	公正性・ 透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 「書面審査における評価表」を電子化することにより、審査員の評価コメントを活かした、より公正な審査・評価業務が可能となる。</p>	A	A
---	-------------	--	---	---

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

科学研究費補助金における電子システムの導入については、規模が大きいだけでなく、我が国の研究者全体に影響を与えることから慎重な検討が必要であるが、その内容は、中期計画の記述に沿って、事務の効率化のみならず、申請者や審査員を担当する研究者等の負担・メリットなどを考慮した、適切な方向性である。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

書面審査の電子化を、規模の小さな学術創成研究から始めて基盤研究に適用しようとの取り組みは適切であると判断される。機密保持などへの配慮が必要となるであろう。

事業・業務の名称： 2 . 学術研究の助成（ 2 ）学術研究の助成に関するその他の事業

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 科学研究費補助金の補完的役割を果たす支援制度として、研究者個人の任意による連携ではなく、新しい学問分野の創出など学術分野におけるブレークスルーを目指し、国内外の機関や学際的な研究グループが組織的に連携して実施する共同研究を支援する制度の創設について検討を行った。</p>

2 . 評価資料

--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 我が国の学術振興における中核的機関としての役割を果たし、ファンディングエージェンシーとして機能していくためには、振興会が、効果的な学術研究の発展につながる多様な支援制度を検討し、設けることが必要である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > < 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 複数の研究機関がそれぞれの持つ組織的研究能力（研究者、研究設備、研究施設など）を最大限に活かして、ソフト面及びハード面で連携・協力することが、研究を効率的に実施する上で有効である。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 > < アウトカム・インパクト面の成果 > < 成果を高めるための誘因 > 大型もしくは広範な範囲に及ぶ学術研究で、個人研究としては実施が難しい研究領域の発展を推進する観点から、科学研究費補助金を補完する研究事業として、有効である。</p>	B	B
4 公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 制度実施にあたっては、公正性、透明性を確保するため、研究者のピアレビューによる審査及び中間・事後評価が必要となる。</p>	B	B

4．定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5．独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

科学研究費補助金を補完する学術振興に効果的な助成制度についての検討を行っているが、予算的な制約が大きく、実現が難しい面もあるため、十分な検討には至っていない。研究者の意見等を取り入れつつ、引き続き、検討を行っていくことが重要である。

6．外部評価委員による総合的な評価

機関連携型であった、以前の新プロ型の研究システムの復活も一つの選択肢のように思える。積極的検討を望みたい。

事業・業務の名称： 3 . 研究者養成のための資金の支給 （ 1 ） 全般的な取組み

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>平成 15 年度の支援対象者、延べ 4,334 名に対し、円滑に資金を支給した。</p> <p>平成 16 年度採用の特別研究員および海外特別研究員について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査および面接審査を実施して選考を行い、12,930 名の申請者に対し、1,869 名の採用を内定した（採用内定率 14.5%）。また、審査方針をホームページ等において公開した。</p> <p>平成 15 年 12 月 18 日に特別研究員等事業委員会（委員長：黒川清日本学術会議会長）を開催し、審査方針、採用計画、特別研究員（SPD）の評価体制、選考方法の改善等について検討を行った。</p> <p>優れた若手研究者の論文等の研究業績に対し、授賞する制度について検討し、平成 16 年度から実施することとした。</p> <p>出産・育児に伴う採用の中断及び延長について周知し、希望者については採用の中断及び延長を取扱った。</p>
--

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画（第 1 期） ・科学技術基本計画(第 2 期) ・科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言「国際競争力向上のための人材の養成・確保を目指して」 ・特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・日本学術振興会特別研究員 諸手続の手引き（抜粋） ・日本学術振興会海外特別研究員 事務手続の手引き（抜粋）
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>第 1 期科学技術基本計画に示された「ポストドクター等 1 万人支援計画」、及び第 2 期科学技術基本計画で示された「人材の流動性の向上」「若手研究者の自立性の向上」に資することを目的とした事業である。</p> <p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>本会は、昭和 60 年より特別研究員事業を、昭和 57 年度より海外特別研究員事業を実施しており、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日）により特別研究員等の研究者養成業務・交流業務を本会が一括して実施することとなり、科学技術振興事業団（現 独立行政法人科学技術振興機構）より事業移管を受け、各種事業を効率的に実施している。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>研究者養成のための資金の支給については、その性格上短期間での評価はなじみにくいものがある。しかしながら、本会より資金の支給を行った若手研究者の多くが学界で活躍しており、例えば特別研究員事業では採用期間終了後 5 年経過時に研究職に就く者の割合が 80%（平成 14 年度実績）と、多大な成果を挙げている。</p> <p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>各種支援制度の規模・支援期間等については総合科学技術会議等における議論を踏まえ、適正な支援規模等に反映させる予定である。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p><アウトカム・インパクト面の成果></p> <p>本会は、ポストドクター等1万人支援計画において最大規模の事業を実施しており、例えば科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言においても、「日本学術振興会の特別研究員制度については、若手研究者の主体性を尊重し、特定の研究分野に限らず幅広い研究分野にわたって優れた若手研究者を確保できる点に特徴があり、優れた若手研究者の重要なキャリア・パスの一つとして定着している。また、運用上、研究に従事する場を出身研究室以外の研究室とすることで、研究者の流動性の向上にも資するものとなっている。」と、非常に高い評価を受けている。</p> <p>また、例えば特別研究員事業では採用期間終了後5年経過時に常勤の研究職に就く者の割合が80%（平成14年度実績）と、我が国の研究者養成に多大な貢献している。</p>	A	B
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性></p> <p>我が国の学界の第一線の研究者（委員39名、専門委員約1,600名）で構成される特別研究員等審査会を設け、専門的見地から書面及び面接により審査を実施している。</p> <p>また、書面審査に当たっては、申請者の受入予定の研究者や、現在又は出身の研究機関と同一の者を審査員として割り振ることを避けている。面接審査についても、申請者の受入研究者や以前の研究指導者等の利害関係者を排除して実施している。</p> <p><審査・評価基準の公表></p> <p>現在公募している諸事業の審査方針について、本会ホームページ等を通じて、広く一般に公開している。</p> <p><審査員等の氏名の公表【公募事業】></p> <p>特別研究員等審査会委員の氏名・所属について、本会ホームページ等を通じて広く一般に公開している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	特別研究員等事業委員会を、年2回、定期的に開催する。	4回以上 S 2回～3回 A 1回～1回 B 0回以下 F	平成15年度については、7月3日、8月29日、12月18日の3回開催した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

研究者養成に資することを目的とした諸事業について、支援対象者については円滑に資金を支給し、申請者については適切な選考・審査を実施し、内定者を決定している。また、特別研究員（SPD）の選考方法を改善するなど、制度の改善にも積極的であると評価できる。ただし、申請者に対する採用内定率については低いと言わざるを得ず、今後は支援者数の拡大に努めていく事が重要である。

6. 外部評価委員による総合的な評価

若手研究者および候補者にとっては、自分の本当にしたい研究をしながら資金援助が得られる“唯一”の制度と言っている。それだけに、多くの希望者がいるが、狭き門であるが故に、最初からあきらめている向きも多く、潜在的志望者はかなり多いと思われる。その仕組みは、年々改善されてきているし、選考過程の透明性も高くなりつつある。しかし、伝統的な研究領域偏重のきらいがあり、新しい研究領域への配分は少ないという印象が強い。新領域等への配慮がもっと必要だと考える。

事業・業務の名称： 3 . 研究者養成のための資金の支給 （ 2 ） 特別研究員事業
特別研究員（DC, PD）

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 平成 15 年度に在籍した特別研究員（DC、PD）3,639 名に対し、円滑に資金を支給した。 平成 16 年度採用の特別研究員について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査および面接審査を実施して選考を行い、12,147 名の申請者に対し、1,736 名の採用を内定した（内定率 14.3%）。また、審査方針をホームページ等において公開した。 平成 15 年 12 月 18 日に特別研究員等事業委員会（委員長：黒川清日本学術会議会長）を開催し、審査方針、採用計画等について検討を行った。 出産・育児に伴う採用の中断及び延長について周知し、希望した 16 名について採用の中断及び延長を取扱った。</p>

2 . 評価資料

<p>平成 16 年度特別研究員募集要項、平成 17 年度特別研究員募集要項、特別研究員等審査会 委員一覧（ホームページより）、特別研究員の選考方法（審査方針等、ホームページより）、特別研究員等事業委員会委員名簿、出産・育児に係る特別研究員の採用の中断および延長の取扱いについて（通知）</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 第 1 期科学技術基本計画に示された「ポストドクター等 1 万人支援計画」及び第 2 期科学技術基本計画で示された「人材の流動性の向上」「若手研究者の自立性の向上」に資することを目的とした事業である。 < 振興会が行う必要性 > 本会は、昭和 60 年より特別研究員事業を実施しており、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日）により特別研究員等の研究者養成業務・交流業務を本会が一括して実施することとなり、科学技術振興事業団より事業移管を受け、新規採用者については特別研究員事業へ一本化して実施している。 < 研究人材供給の観点における必要性【研究者養成】 > 第 1 期科学技術基本計画に示された「ポストドクター等 1 万人支援計画」に基づく、ポストドクター及び博士課程学生に対する最大の支援事業であり、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言（平成 15 年 6 月）においても「優れた若手研究者の重要なキャリア・パスの一つとして定着している」との評価を受けている。 また、第 2 期科学技術基本計画においても優秀な博士課程学生への支援の充実が謳われていることから、特に特別研究員（DC）への支援については拡充していく必要があり、実施している所である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 研究者養成のための資金の支給については、その性格上短期間での評価はなじみにくいものがある。しかしながら、特別研究員事業では採用期間終了後 5 年経過時に研究職に就く者の割合が 80%（平成 14 年度実績）と、多大な成果を挙げている。 また、特別研究員（DC、PD）の募集については、全国一括で公募を実施し、特別研究員等審査会により選考・審査を行うことにより、1 万件を超える公募事業にも関わらず、非常に効率的に実施している。 < 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 総合科学技術会議より、特別研究員（DC）については支援の拡充を、特別研究員（PD）については本会の「特別研究員等事業委員会」の検討結果を反映させつつ、引き続き着実に実施していくことが望ましいとの指摘を受けており、効率的な支援規模等について検討を行った。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p><アウトカム・インパクト面の成果> 科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言においても、「日本学術振興会の特別研究員制度については、若手研究者の主体性を尊重し、特定の研究分野に限らず幅広い研究分野にわたって優れた若手研究者を確保できる点に特徴があり、優れた若手研究者の重要なキャリア・パスの一つとして定着している。また、運用上、研究に従事する場を出身研究室以外の研究室とすることで、研究者の流動性の向上にも資するものとなっている。」と、非常に高い評価を受けている。</p> <p>また、特別研究員事業では採用期間終了後5年経過時に常勤の研究職に就く者の割合が80%（平成14年度実績）と、我が国の研究者養成に多大な貢献している。</p>	A	B
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 我が国の学界の第一線の研究者（委員39名、専門委員約1,600名）で構成される特別研究員等審査会において、書面及び面接により審査を実施している。また、審査に当たっては、研究分野に応じて4つの系別部会を設け、各研究分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>また、書面審査に当たっては、申請者の受入予定の研究者や、現在又は出身の研究機関と同一の者を審査員として割り振ることを避けている。面接審査についても、申請者の受入研究者や以前の研究指導者等の利害関係者を排除して実施している。</p> <p><審査・評価基準の公表> 審査方針について、本会ホームページ等を通じて一般に公開している所である。</p> <p><審査員等の氏名の公表【公募事業】> 特別研究員等審査会委員の氏名・所属については、本会ホームページ等を通じて一般に公開している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合については90%以上とする。	95%以上 S 90%～94% A 70%～89% B 69%以下 F	対象となる新規採用者734人に対し、684人（93.2%）が博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者となった。	A
2	採用期間中、海外で一ヶ月以上、研究活動する者の割合については30%以上とする。	35%以上 S 30%～34% A 25%～29% B 24%以下 F	対象となる採用者数（平成15年度末に採用期間終了予定であった者）648人に対し、海外で一ヶ月以上、研究活動した者の数は172人（26.5%）であった。なお、募集要項等により、海外における研究活動を推奨している所である。	B

採用期間終了後5年経過時に研究職に就く者の割合については、今回は調査を実施していない（隔年調査）ため、今年度は定量的指標から除外した。

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業は、我が国を代表するポスドク等若手支援事業として、高い実績を有している。事業の創設から現在に至るまで、例えば出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いなどを実施するなど、いくつかの改善を行い事業の質的充実が図られている。今後もさらなる改善を行いつつ、高い研究能力を有する若手研究者を支援し、我が国の若手研究者の養成に大きな役割を果たすことが望まれる。

6. 外部評価委員による総合的な評価

若手支援の事業として有効に機能している。また、3年間のどこかで外国に行くことができるというルールも、本当にいい外国の研究機関を選ぶことができるという点で良い仕組みである。前の項目でも指摘した、新分野の育成という配慮を望みたい。

事業・業務の名称： 3 . 研究者養成のための資金の支給 （ 2 ） 特別研究員事業
特別研究員（SPD）

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 15 年度に在籍した特別研究員（SPD）21 名に対し、円滑に資金を支給した。 平成 16 年度採用の特別研究員（SPD）について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査および面接審査を実施して選考を行い、176 名の申請者に対し、11 名の採用を内定した（内定率 6.3%）。また、審査方針をホームページ等において公開した。 平成 17 年度新規採用計画について、平成 15 年 12 月 18 日に特別研究員等事業委員会（委員長：黒川清日本学術会議会長）を開催し、特別研究員（SPD）の評価体制、選考方法の改善等について検討を行い、その結果を反映した評価の実施に向け内規を定めるとともに、選考方法の改善を行った。 出産・育児に伴う採用の中断及び延長について周知し、希望した 2 名について採用の中断及び延長を取扱った。</p>

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度 特別研究員募集要項 ・平成 17 年度 " ・特別研究員等審査会 委員一覧（ホームページより） ・特別研究員の選考方法（審査方針等、ホームページより） ・特別研究員等事業委員会 委員名簿 ・今後の特別研究員事業の在り方について - 特別研究員制度に関する検討委員会 報告 - ・出産・育児に係る特別研究員の採用の中断および延長の取扱いについて（通知）
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 第 2 期科学技術基本計画で示された「ポストドクトラル制度等の質的充実を図る」との指摘を受け、本会が設置した「今後の特別研究員制度の在り方に関する検討委員会」において特別研究員（PD）よりも優遇された、助教授相当の待遇で採用する「スーパー特別研究員」の創設が提唱され、創設された事業である。 <研究人材供給の観点における必要性> 第 1 期科学技術基本計画に示された「ポストドクター等 1 万人支援計画」に基づく、ポストドクター及び博士課程学生に対する最大の支援事業であり、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言（平成 15 年 6 月）においても「優れた若手研究者の重要なキャリア・パスの一つとして定着している」との評価を受けている。</p>	A	A
2 効率性	<p><中間評価結果の実施と、その場合の以後の支援への反映> 本会学術システム研究センターの機能を活用し、各年度毎に支援対象者の評価を実施する体制を構築した。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><成果を高めるための誘因> 第 2 期科学技術基本計画や科学技術・学術審議会人材委員会第一次提言（平成 14 年 7 月）でも指摘されている、研究人材の流動性向上に資するため、特別研究員（SPD）については大学院在学当時の所属研究機関（大学等）以外の研究機関（大学等）を研究従事機関として選定する</p>	A	A

		ことを義務付け、異なる研究機関において多様な経験を積ませることにより、視野の広い研究者を養成する誘因を行っている。		
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 我が国の学界の第一線の研究者（委員 39 名、専門委員約 1,600 名）で構成される特別研究員等審査会において、書面及び面接により審査を実施している。また、審査に当たっては、研究分野に応じて 4 つの系別部会を設け、各研究分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>また、書面審査に当たっては、申請者の受入予定の研究者や、現在又は出身の研究機関と同一の者を審査員として割り振ることを避けている。面接審査についても、申請者の受入研究者や以前の研究指導者等の利害関係者を排除して実施している。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 審査方針について、本会ホームページ等を通じて一般に公開している所である。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 > 特別研究員等審査会委員の氏名・所属については、本会ホームページ等を通じて一般に公開している。</p>	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

採用期間中、海外で一ヶ月以上、研究活動する者の割合及び採用期間終了後 5 年経過時に研究職に就く者の割合については、平成 14 年度に開始した事業であるため、指標を算出することが出来ない。

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本制度は平成 14 年度の創設したものであるが、世界レベルでの活躍の可能性のある優秀な若手研究者を採用し支援した。また、支援対象者に対しては、年度毎及び採用終了後に評価を行い、今後の研究能力の向上に繋がるべく事業の質的充実を図るとい、目標に沿った制度の運営が行われている。また、優秀な者を幅広く採用するため、特別研究員（PD）申請者の中から特別研究員（SPD）を選考する形に、審査方法の改善を行ったことは、評価できる。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

事後評価も含め、大変よく運営されている。

事業・業務の名称： 3 . 研究者養成のための資金の支給 （ 2 ） 特別研究員事業
特別研究員（ 21 世紀COE）

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 「 21 世紀COEプログラム」に選定された拠点（大学院）において、主体的に研究に専念することを希望する優秀な博士課程在学者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給した。

2 . 評価資料

・ 科学技術・学術審議会人材委員会第一次提言「世界トップレベルの研究者の養成を目指して」
 （平成 14 年 7 月）

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 政府の施策との関係 > 科学技術・学術審議会人材委員会第一次提言における「それぞれの大学院が独自に思い切った指導の改善を行えるようにするため、優れた研究者の養成に意欲的に取り組もうとする大学院博士課程に対する支援の充実を図る必要がある。このため、例えば『21 世紀COEプログラム』の対象となった大学院について、研究者養成に関する施策を重点的に措置するなどにより、その研究者養成機能の一層の充実を図る必要がある」との指摘を踏まえて、実施している事業である。	A	A
2 効率性	< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 「 21 世紀COEプログラム」の対象となった大学院について、研究者養成に関する施策を重点的に実施することなどにより、世界最高水準の研究教育拠点のポテンシャルを活用し、優秀な研究者養成に資することを目的として事業を実施しており、支出される経費は合理性があると言える。	A	A
3 有効性・適切性	< 期待される成果に対する支援の適切性 > 「 21 世紀COEプログラム」の対象となった大学院について、研究者養成に関する施策を重点的に実施することなどにより、世界最高水準の研究教育拠点のポテンシャルを活用し、優秀な研究者養成に資することを目的とし、事業を実施している。 その際、募集および第 1 次審査を「 21 世紀COEプログラム」採択拠点において行うことにより、各拠点のプログラムに最も相応しい人材を、採用候補者として選定することが出来るよう、配慮している。	A	A
4 公正性・透明性	< 審査・評価業務の公正性 > 各拠点の選考経過については、「選考結果報告書」により本会に報告を義務付け、公平性を担保している。さらに、各拠点から推薦された者について、本会の特別研究員等審査会において審査を行い、特別研究員として相応しい者を、最終的な採用者としている。	A	A

	<p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 > 特別研究員等審査会委員の氏名・所属については、本会ホームページ等を通じて一般に公開している。</p>	
--	---	--

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成 15 年度より採用を開始した制度であり、支援対象者は採用に至るまでに各拠点において公募等による選考の結果推薦され、更に特別研究員等審査会の承認を受けた優秀な大学院博士課程在学者を支援するものであり、世界最高水準の研究教育拠点形成が期待される「21 世紀 COE プログラム」採択拠点において、主体性をもって研究する優秀な大学院博士課程在学者を計画通り支援されている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

問題点は特にみあたらない。

事業・業務の名称：3. 研究者養成のための資金の支給 (2) 特別研究員事業
特別研究員(新プロ) 特別研究員(COE)

1. 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 特別研究員(新プロ)について、学術審議会建議「学術研究振興のための新たな方策について - 学術の新しい展開のためのプログラム」に基づく特定の研究プログラムに参加する若手研究者に対し、研究奨励金を支給した。 特別研究員(COE)について、「卓越した研究拠点 - センター・オブ・エクセレンス(COE) - を形成するための中核的拠点形成プログラム」による研究に参加する若手研究者に対し、研究奨励金を支給した。</p>
--

2. 評価資料

--

3. 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 特別研究員(新プロ)について、学術審議会建議「学術研究振興のための新たな方策について - 学術の新しい展開のためのプログラム」(平成元年7月)に基づく特定の研究プログラムに参加する若手研究者に対し、必要な支援を実施した。 特別研究員(COE)について、学術審議会建議「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成について」(平成7年7月)に基づき新たに中核的研究拠点形成プログラムに参加する若手研究者に対し、必要な支援を実施した。</p>	B	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 「新プログラム方式」により選定された課題の研究組織、及び「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成について」(平成7年7月20日)プログラムに選定された拠点においてそれぞれの事業目的に応じた優秀な研究者を養成するため、事業を実施している。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><学術研究の特性が配慮された審査・評価> 学術審議会建議「学術研究振興のための新たな方策について - 学術の新しい展開のためのプログラムについて - 」(平成元年7月)の提言に基づき実施している。 学術審議会建議「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成について」(平成7年7月)の趣旨に基づき実施している。 なお、両事業共に平成17年度を以て終了の予定である。</p>	A	A
4 公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 中核的研究拠点形成プログラムの推進を図る上で、独創的発想に富む若手研究者を参加させることが必要との指針に沿って支援対象を設定し、実施している。</p>	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成2年度に創設された学術研究のための新たな方策について - 学術の新たな展開のためのプログラム - に基づく特定の研究プログラムに参加する若手研究者に対し計画通り支援がなされている。

また、平成7年度に創設された卓越した研究拠点 - センター・オブ・エクセレンス (COE) - を形成するための中核的拠点形成プログラムによる研究に参加する若手研究者に対し、計画通り支援がなされている。

引き続き、両事業共に平成17年度の終了に向け適切に実施する必要がある。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

すでに、新制度への移行が円滑に進行している。

事業・業務の名称：3．研究者養成のための資金の支給（3）海外特別研究員事業

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 海外の優れた大学等において、長期間（2年間）研究に専念する有能な若手研究者 263 名に対し、旅費及び研究費を支給した。 平成 16 年度採用の海外特別研究員について、特別研究員等審査会において、審査方針に基づき、書面審査および面接審査を実施して選考を行い、783 名の申請者に対し、133 名の採用を内定した（内定率 17.0%）。また、審査方針をホームページ等において公開した。 出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを、希望した 3 名について行った。</p>

2．評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度 海外特別研究員募集要項 ・平成 17 年度 " ・科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」（平成 15 年 1 月） ・科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言「国際競争力向上のための人材の養成・確保を目指して」（平成 15 年 6 月） ・海外特別研究員の選考方法（審査方針等、ホームページより） ・出産・育児に係る海外特別研究員の採用の中断および延長の取扱いについて（通知）
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 「若手研究者等の長期海外研究の促進」（科学技術・学術審議会国際化推進委員会 科学技術・学術活動の国際化推進方策について（報告））に資することを目的とした事業である。</p> <p>< 振興会が行う必要性 > 本会は、昭和 57 年度より海外特別研究員事業を実施しており、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日）により海外特別研究員等の研究者養成業務・交流業務を本会が一括して実施することとなり、科学技術振興事業団より事業移管を受け、各種事業を効率的に実施している。</p> <p>< 研究人材供給の観点における必要性【研究者養成】 > 科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言において、海外一流機関への派遣を通じた人材養成の重要性が述べられており、世界水準の研究人材養成機能の整備に資するものである。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 前出の科学技術・学術審議会国際化推進委員会 科学技術・学術活動の国際化推進方策について（報告）でも制度拡充の必要性が指摘されている。また、海外特別研究員として採用されている者に対するアンケート調査を実施した所、72% の者が派遣期間（2年）は短いと回答している。また、海外派遣が終了した後、日本へ帰国してからの支援についても、59% の者が希望をしている。これらのことから、支援規模、派遣期間については、さらに拡大すべきである。</p> <p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 海外特別研究員募集については、全国一括で公募を実施し、特別研究員等審査会により選考・審査を行うことにより、非常に効率的に実施している。</p>	B	B

3	有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 「諸外国との国際交流は、競争と協調が求められる研究の世界において不可欠な要素であると同時に、若い時期に異文化に身を置き自らを切磋琢磨することは、特に日本人研究者にとって重要である。(中略)中核となる機関については、3割程度の研究者が3年以上の長期の海外経験を有する者で占められることが望ましく、そのためにも、若い時期に海外の一流機関で、いわば『武者修行』の経験を積むことは一層促進されるべきである」(科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言)とされているように、本事業の支援の効果をさらに高めるには、派遣期間の延長と、派遣された研究員を日本国内の中核となる機関へ還流する手段を講じるのが望ましい。</p>	B	B
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 我が国の学界の第一線の研究者(委員39名、専門委員約1,600名)で構成される特別研究員等審査会において、書面及び面接により審査を実施している。また、審査に当たっては、研究分野に応じて4つの系別部会を設け、各研究分野の専門家の意見を反映出来る審査体制を構築している。</p> <p>また、書面審査に当たっては、申請者の受入予定の研究者や、現在又は出身の研究機関と同一の者を審査員として割り振ることを避けている。面接審査についても、申請者の受入研究者や以前の研究指導者等の利害関係者を排除して実施している。</p> <p><審査・評価基準の公表> 審査方針について、本会ホームページ等を通じて一般に公開している所である。</p> <p><審査員等の氏名の公表【公募事業】> 特別研究員等審査会委員の氏名・所属については、本会ホームページ等を通じて一般に公開している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

研究人材養成の観点から、若い時期に海外の大学・研究機関に長期に滞在し、海外の研究者との日常的交流の中で研鑽を積む機会の拡充が強く望まれている所である。このような要望を踏まえつつ、支援期間の延長や支援者数の増加などに努め、引き続き本事業を実施していく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

若手研究者の海外での研究実績を積む上で、貴重なシステムである。大学関係者のみならず、研究開発独立行政法人、国立試験研究機関等の研究者にとっても、この制度が唯一の機会になりつつあり、その点でも重要性が高い。しかし、その仕組みについては、相当、検討・改善すべき点があると考えられる。

若手研究者の多くが任期制になっている現実と制度があわなくなっている。

2年が短いという意見もあるが、他方、すでに定職をもっている者にとっては、2年も空白を作れず、10ヶ月程度の海外派遣が認められる方が望ましいこともある。

34歳という年齢制限を設けているが、もう少し上げるべきであるという意見がある一方、現状のままが良いという意見もある。

事業・業務の名称： 3 . 研究者養成のための資金の支給 （ 4 ） 科学技術特別研究員事業

（ 5 ） 若手研究者海外派遣事業

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日）により特別研究員等の研究者養成業務・交流業務を本会が一括して実施することとなり、平成 14 年度に科学技術振興事業団より事業移管を受け、科学技術特別研究員事業及び若手研究者海外派遣事業について、事業の移管以前からの継続支援者に対する支援を行った。

2 . 評価資料

・特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	< 政府の施策との関係 > これら 2 事業については、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 18 日閣議決定）に従い、科学技術振興事業団（現 独立行政法人科学技術振興機構）より事業の移管を受け、実施している所である。なお、平成 14 年度以降は新規募集を行わず、科学技術特別研究員については特別研究員（PD）へ、若手研究者海外派遣事業は海外特別研究員へ一本化し、より効率的に事業を実施している。	B	A
2 効率性	< 外部委託（アウトソーシング）の実施 > これら 2 事業の実施に当たっては、研究員の管理等日常業務の一部を外部委託し、効率的に実施している所である。	A	A
3 有効性・適切性	< 期待される成果に対する支援の適切性 > 科学技術振興事業団（現 独立行政法人科学技術振興機構）よりの移管事業であり、継続支援者に対し、適切に支援を実施した。また、科学技術特別研究員については特別研究員（PD）へ、若手研究者海外派遣事業は海外特別研究員へ一本化し、より効率的に事業を実施している。	A	A
4 公正性・透明性	< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 募集当時に科学技術振興事業団において支援対象を明確に設定し、募集要項等により広報している。	B	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

これら2事業は、「特殊法人等整理合理化計画」に従い、科学技術振興事業団で実施していたものを引き継ぎ、実施しているものである。科学技術特別研究員事業については平成16年度、若手研究者海外派遣事業については平成15年度を以て終了の予定であるが、平成14年度新規支援対象者の募集より特別研究員及び海外特別研究員へ一本化し、効率的に支援が実施されている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

適切な移行が行われている。

事業・業務の名称：4 . 学術に関する国際交流の促進 (1) 多国間交流

-a. 拠点大学交流事業の多国間展開

1 . 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 生物資源や海洋資源に関する研究は、アジアにおける重要な課題であり、平成 15 年度は、大阪大学（生物工学センター）が 4 カ国、東京大学（海洋研）が 5 カ国を相手国とする拠点大学交流事業を実施した。この事業を通じて、日本と東南アジア諸国による多国間の枠組みでの研究者交流・共同研究・セミナーを行った。
 実施に当たっては、相手国の学術振興機関との合意に基づくものとする事で、円滑な交流の遂行を確保しており、現地での日本人研究者の受入支援やセミナー開催経費の現地負担とするなど、経費面での協力も実現している。

2 . 評価資料

日本学術振興会拠点大学交流事業 実施状況【平成 14 年度の実績 / 平成 15 年度の計画】、JSPS アジア諸国との拠点大学交流事業、J S P S Core University Programs in ASIA、日本 ASEAN 行動計画、覚書による拠点事業経費分担一覧表

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「アジア諸国との研究パートナーシップの強化との観点から、これまでの二国間の拠点大学交流を大幅に拡充する」とされている。 また、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議で採択された「日本 ASEAN 行動計画」で、振興会が知的交流のための研究者の交流を担うこととされており、拠点大学交流事業は、その実現のために重要な役割を果たしている。</p> <p>< 振興会が行う必要性 > 振興会は、アジア諸国との学術交流を積極的に実施することで、日本とアジアの研究者の研究協力を推進する学術振興機関であり、その一環として本事業を行っている。 個人の日本人研究者が単独で渡航して現地で行うよりも、国と国との交流の枠組みがあることが実質的な学術交流の実現に重要であり、振興会がその役割を担っている。</p> <p>< 国際関係における必要性 > 環境問題、生物資源調査、海洋資源調査など、1 国のみで対応することができない研究は、国を超えて対応する必要がある。とりわけ、そうしたアジア内の課題に向けて我が国が積極的に貢献することは、アジアの基礎研究や人材育成に貢献するという日本の使命であり、振興会がその役割を担っている。</p>	S	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 本事業は、本会と相手国学術振興機関が経費を分担し交流を行うもので、相手国の対応機関があることにより、本会の経費負担が抑えられている。また、我が国が単独でセミナーを開催したり、研究者派遣を行うのに比べ、双方向での交流実施が効率的に行われている。</p>	A	A

		<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 既に研究設備・機材などの研究環境が整備されている大学を「拠点大学」とすることにより、限られた予算の範囲内で研究者の交流を支援することが可能となっている。</p> <p>< 外部委託（アウトソーシング）の実施 > 経理関係書類の確認作業を、（社）科学技術国際交流センター（JISTEC）に委託した結果、研究者の利便性の向上と大学における事務効率に役立っている。</p>		
3	有効性・適切性	<p>< アウトカム・インパクト面の成果 > アジア諸国に共通の課題に着目した研究テーマで、実施体制の整っている交流を多国間で行うことにより、平成 15 年度は、多国間交流 2 つあわせて 118 件の論文が、日本人研究者・相手国研究者の単独又は共著で発表されており、学術的な成果があがっている。</p> <p>< 成果を高めるための誘因 > 本会役職員による拠点大学との意見交換や、セミナーでの振興会の事業紹介を行うことにより、実施・運営状況の適切性の確認を行い、事業実施の改善に結びつけている。また、中間評価の実施を広く周知し、日頃から交流の成果を高める意識を持たせている。また、相手国対応機関と定期的に打ち合わせを開催し（平成 15 年度は、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアと実施）、相手国側の一層の研究支援を要請した。また、交流の進捗状況について、和文・英文による冊子を作成し、配布・インターネットへの掲載を行った。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 実施中間年にあたる拠点大学を対象に、学術システム研究センターによる中間評価を実施することとしている。（ただし、平成 15 年度は拠点大学交流多国間では該当はなかった。）</p> <p>< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 将来の学術振興を担う若手研究者が交流に積極的に参加できるよう、大学院博士課程在籍者の参加の弾力的措置を講じた。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	事業における研究成果を、終了後 6 か月以内に国民に判りやすい形で公開する。	4 ヶ月以内 S 6 ヶ月以内 A 7 ヶ月以内 B 公表しない F	平成 15 年度は、終了した事業はない。	なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

拠点大学交流は、アジア諸国との学術交流に大きな役割を果たすものであり、その実施に当たっても、相手国との調整や、活動状況の成果を紹介する冊子の作成を行うなど、その運営も適切に行われた。今後、拠点大学の実態を踏まえて、多国間化を一層進めることも必要である。

6. 外部評価委員による総合的な評価

必要性としては、二国間交流と同じで、こちらだけ S にするほどの強さはないと考えた。10 年近く継続されている事業もあり、それらに対する適正な評価を行うべきである。

事業・業務の名称：4. 学術に関する国際交流の促進 (1) 多国間交流

-b 先端研究拠点事業・重点研究国際協力事業

1. 業務の実施状況

< 事業の実施状況 >
 先端研究拠点事業は、平成 15 年度から開始された事業である。平成 15 年度は、筑波大学物質工学系、京都大学放射線生物研究センター、京都大学霊長類研究所、高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所、岡崎国立共同研究機構基礎生物学研究所が多国間交流を平成 16 年 2 月から開始した。なお、平成 16 年度分（平成 16 年 4 月開始）の募集を同時に行い、7 機関の採用を決定した。
 重点研究国際協力事業は、東京大学生産技術研究所、東京工業大学量子効果エレクトロニクス研究センター、東北大学流体科学研究所が大型国際共同研究を実施した。

2. 評価資料

- ・ 科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」
- ・ 先端研究拠点事業 - 拠点形成促進型 - 平成 15 年度・平成 16 年度募集要項
- ・ 先端研究拠点事業 - 拠点形成促進型 - 申請状況
- ・ 先端研究拠点事業採用状況
- ・ 平成 15 年度重点研究国際協力事業実施課題一覧

3. 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「先端研究の推進とその基盤強化の観点から、国際間の研究ネットワークの形成とそれを通じた先端研究の国際協力への取組みを強化」とされている。また、多国間研究ネットワークの構築として、「最近の先端研究の国際的展開に対応するためには、従来の二国間の研究ネットワークを継続的に強化するとともに、新たに多国間ネットワークを早急に構築し、大型共同研究の実施や研究者交流を発展させる必要」とされている。 上記委員会報告に先立ち、研究者からの要望に応える形で、本会では、平成 6 年度から「重点研究国際協力事業」を実施してきたところである。</p> <p>< 振興会が行う必要性 > 振興会は従前から先進諸国との二国間学術交流を積極的に行っている我が国を代表する学術振興機関として、先進諸国との交流基盤を強化し本事業を行っている。個々の研究者が単独で研究を行うよりも、振興会が相手国の中枢機関と共同で学術交流の枠組み構築を行うことで、より組織的な取り組み体制をわが国大学等研究機関に提供することができ、相手国との間でより深く踏み込んだ継続的な研究活動を可能にしている。</p> <p>< 国際関係における必要性 > 先端研究においては、先進諸国の政策等により急激な展開を遂げることが多く、先進諸国との交流強化と競争的協力関係の構築が重要である。日本に世界をリードする先端研究拠点を構築し、大型共同研究を実施することでより戦略的な研究者交流を行っている。</p>	S	S

2	効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>研究設備・機材などの研究環境の整っている機関の研究者交流を支援することにより限られた予算の範囲内で集中的に研究者交流を支援することが可能となっている。研究者交流にあたっては、相互負担を原則としている。先端研究拠点事業については、今後、先進諸国の学術振興機関との間で支援協議を進めることで、我が国と交流相手国との間の費用負担をより明確にすることにより、一層の経費的な効率性が得られるものとする。</p>	A	A
3	有効性・適切性	<p>< アウトカム・インパクト面の成果 ></p> <p>先端研究拠点事業については、平成 15 年度・平成 16 年度を同時に募集したが、周知期間が短かったにもかかわらず、本会の予想をはるかに超える合計 52 機関 118 件の申請があった。なお、平成 15 年度においては、実質 2 か月という短期間に係わらず、各機関において積極的な取り組みがなされた。また、セミナーが 3 件開催され、今後の研究交流促進の基盤となるものが確立された。</p> <p>一方、重点研究国際協力事業については、先端研究拠点事業の開始に伴い、その役割は達したものと判断し、現在の 3 機関における実施期間終了をもって、廃止することとした。なお、各機関において、積極的な研究者交流が実施されたところである。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 審査の公正性 ></p> <p>先端研究拠点事業に係る審査において、平成 15 年度分については、実施開始時期を優先し、審査期間を短くすることに努力した。一方、平成 16 年度分については、採用決定に先立ち、採用候補 16 件に係るヒアリングを実施し、より公正性を図った。</p> <p>なお、事業概要、事業趣旨、申請・審査経過状況等をホームページ上で公表することにより、透明性を図った。</p> <p>また、審査手順等については、今回の実績を踏まえ、改善を検討する。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	事業における研究成果を、終了後 6 か月以内に国民に判りやすい形で公開する。	4 ヶ月以内 S 6 ヶ月以内 A 7 ヶ月以内 B 公表しない F	平成 15 年度は、終了した事業はない。	なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

<p>先進諸国との間で先端分野の共同研究を進めていくことは重要な課題となっており、それは先端研究拠点事業への申請件数の多さからも窺える。</p> <p>同事業の初年度については効率性、適切性及び公平性に配慮して行われた。二年目以降、具体的な学術成果につながるよう、引き続き事業の適切な運営に努める必要がある。</p>
--

6. 外部評価委員による総合的な評価

<p>必要性には高いものを感じる。有効性をどう評価していくかが今後の課題となる。</p>
--

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進 （1）多国間交流
サイエンス・ポリシー・セミナー

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>研究者や産業界、政府など多方面の立場から、今後の科学技術のあり方や政策提言を視野に入れた討議を実施することを目的として、米国科学財団（NSF）と3～5年おきに実施しているセミナーで、第8回となる今回は、平成15年12月14～16日の三日間、ハワイで開催した。</p> <p>Science, Society and the Internet をテーマとした今回のセミナーは、「米中サイエンスダイアログ」をNSFと実施している中国国家自然科学基金委員会（NSFC）と合同で、日米中三か国による多国間セミナーとして開催され、日本9名、米国10名、中国8名の計27名の専門家が参加した。</p> <p>セミナーは三つのセッションから構成され、各セッションを三か国がそれぞれ分担して受け持ち、すべての参加者はいずれかのセッションで進行や発表などの何らかの役割を担う形式で実施された。</p> <p><事業における研究成果の公表></p> <p>本セミナーの結果は本会のホームページに掲載した。また、セミナーの成果は米国の Organization Committee のメンバーを中心として Proceedings としてまとめられ、各国の参加機関のホームページに掲載される予定である。</p>

2．評価資料

<p>Science Policy Seminar 開催状況、第8回セミナー開催までの経緯に関する資料、実施状況（セミナー日程、参加者リスト）、サイエンスポリシー・セミナーについて（ホームページ）</p>
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><振興会が行う必要性></p> <p>本事業は、1979年に開催された米国科学財団（NSF）との合同実施機関会議における合意に基づき、同財団との共催により、1980年から3～5年おきに開催している。</p> <p><国際関係における必要性></p> <p>米国の米国科学財団からの要請、並びに多国間交流の重要性を鑑み、同財団と共同で同様のセミナーを実施している中国の自然科学基金に呼びかけて、三か国によるセミナーとした。</p>	A	B
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性></p> <p>本事業は本会と米国及び中国の学術振興機関が経費を分担して開催するものであり、我が国が単独で開催する場合に比べ、効率的である。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性></p> <p>過去の実施状況及び平成14年10月に実施された日米中の Organization Committee のメンバーによる準備会合における協議により、適切なセミナー開催規模（参加者数、開催期間）を決定した。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p>< 成果を高めるための誘因 > 開催1年前から参加国の研究者による Organization Committee を設置し、日本における準備会合の開催のほか、メール等による連絡を通じてセミナーを計画させることで、適切な議論と成果が得られるようにした。</p> <p>< 期待される成果に対する支援の適切性 > 多方面の立場から科学技術のあり方を討議するというセミナーの趣旨に沿って、多様な機関から参加者を得て、セミナーを開催した。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 支援決定根拠・手順の明示 > セミナー参加者は三国の Organization Committee のメンバーにより選ばれた各国の共同議長が、今回のテーマ並びにセミナーにおける役割(セッション進行、発表、記録等)に最も相応しい者を選考した。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表 > 参加者選考に重要な役割を果たした共同議長及び Organization Committee のメンバーを参加者リストとしてホームページに掲載した。</p>	A	B

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	日欧先端科学セミナー、アジア学術セミナーと合わせて年間5件以上のスクール形式等のシンポジウムを支援する(平成15年10月から平成16年3月の間に、1件のサイエンス・ポリシー・セミナーを実施する)。	2件以上 S 1件 A 0件 F	平成15年10月から平成16年3月の間に実施したサイエンス・ポリシー・セミナーの件数：1件	A
2	事業における研究成果を、終了後6か月以内に国民に判りやすい形で公開する。	4ヶ月未満 S 6ヶ月以内 A 7ヶ月以内 B 公表しない F	事業の成果を公表するのに、事業終了後からホームページ上で公表までにかかった期間：4か月	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業においては、その趣旨に沿って、適切な参加者が選定され、将来の学術政策に関する協議が行われた。またその成果も公表されており本事業は適切に運営されたといえる。

6. 外部評価委員による総合的な評価

ポリシーと言うことだが、セミナーでの討議の結果がどこに、どう反映されているのかわからない。また、どのようなプロセスでテーマ選定や核となる委員が決められているのかわからない。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進 （1）多国間交流

日欧先端科学セミナー

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>平成 15 年 10 月 26 日から 31 日までの 5 日間、スペインにおいて、欧州科学財団との共催により、特定のテーマに関する最先端の研究成果について若手研究者を対象に合宿形式のセミナーを開催した。本年度は、「ゲノム機能分野」をテーマとし、日本側 20 名、欧州側 33 名、計 53 名の受講者（若手研究者）に対して、日本から 7 名、欧州から 12 名、計 19 名の講師が、それぞれの研究成果に基づき講義を行うとともに、ディスカッションを実施した。また、受講者の研究成果を発表する機会としてポスターセッションを行った。セミナー終了時に行ったアンケート調査では、受講者から「自分の研究活動の推進に有意義であった」など、高い満足度を得られたことが示された。</p> <p><事業における研究成果の公表></p> <p>セミナーの実施状況について、本事業のホームページに掲載する予定である。</p>
--

2．評価資料

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、EU ワークショップの合意文書、実施要項、平成 15 年度日欧先端科学セミナー参加者募集要項、セミナーのプログラム</p>
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>本事業は、平成 13 年 6 月の日本と欧州との学術交流活性化についての会議での合意を受け、欧州科学財団との間で行うものであり、我が国を代表する学術振興機関である振興会が実施機関として最も適している。</p> <p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>本事業は文部科学省の国際化推進委員会報告に示された方針（先端研究の国際的展開に対応するための多国間ネットワークの構築）に一致するものである。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>本事業は本会と欧州科学財団が経費を分担し、実施するもので、我が国が単独で負担する場合に比べ、効率的である。</p> <p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>本事業では、プログラムを編成する日欧それぞれの共同議長の意見を踏まえ、最も適切と考えられる受講者数（約 50 名）や開催期間（7 日間）を設定している。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 ></p> <p>本事業は、開催 1 年前から日欧それぞれに共同議長を置き、当該研究分野における最先端の研究成果を若手研究者に提供するためにセッションテーマや講師の選定を中心とするプログラムの編成を依頼している。</p> <p>< 成果を高めるための誘因 ></p> <p>当該分野において国際的に著名な研究者を共同議長に置くことにより、現在、第一線において最先端の研究を行っている研究者を講師陣とするハイレベルなセミナーを開催している。</p>	A	A

		<p><アウトカム・インパクト面の成果> セミナー終了後に受講者から提出された報告書（回答数 17 名）では、「研究を続ける動機付けになった」参加者や講演者と話す機会が多く持てた」など、8 割以上（14 名）の参加者から本事業に対して全般的に高い評価を得た。</p>		
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 参加者については広く公募を行い、プログラムを編成する日欧それぞれの共同議長により、申請のあった若手研究者の中からセミナーの内容や水準に最も適切な者を選び、これを基に本会と欧州科学財団が協議して最終的な採用者を決定している。</p> <p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> ホームページ上において、若手研究者を対象に特定分野の最先端科学研究の講義と討議、参加者間のネットワークを構築する機会を提供するという本事業の目的を掲載するとともに、若手研究者（博士号取得後 10 年以内または平成 16 年度終了までに博士号取得見込みの者）及び全期間・プログラムに参加できる者という申請資格を明示した。</p>	A	B

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	サイエンスポリシーセミナー、アジア学術セミナーと合わせて年間 5 件以上のスクール形式等のシンポジウムを支援する（平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月の間に、1 件の日欧先端科学セミナーを実施する）。	2 件以上 S 1 件 A 0 件 F	平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月の間に実施した日欧先端科学セミナーの件数：1 件	A
2	事業における研究成果を、終了後 6 か月以内に国民に判りやすい形で公開する。	4 ヶ月以内 S 6 ヶ月以内 A 7 ヶ月以内 B 公表しない F	事業の成果を公表するのに、事業終了後からホームページ上で公表までにかかった期間：7 か月	B

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業では、適切な講師陣及び参加者が選定され、活発な討議が展開された。また、欧州 13 か国から受講者及び講師陣が集まったことで、人的ネットワーク拡大の貴重な機会となった。以上のことから、本事業は適切に実施されたといえる。

6. 外部評価委員による総合的な評価

必要性・有用性はあると思う。初年度はやむを得なかったが、今後テーマの選定のプロセスが明確化されるようにすべきである。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進 （1）多国間交流
アジア学術セミナー

1．業務の実施状況

＜事業の実施状況＞			
平成 15 年度は、下記のとおり日本国内開催 2 件、外国開催（インド）1 件を実施した。			
	共 催	テーマ	開催地
国内開催	東京工業大学	遠隔教育を支える情報技術のアジア地域における展開	東京都目黒区
国内開催	大阪大学	生命科学のフロンティアを切り拓く核磁気共鳴	大阪府吹田市
国外開催 （インド）	国立遺伝学研究所	1 分子生物物理学	インド・バンガロール

2．評価資料

科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、平成 15 年度日本学術振興会セミナー実施報告書(共催機関から提出された実施報告書)
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>＜政府の施策との関係＞</p> <p>平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「アジア諸国との研究パートナーシップの構築」の観点から、アジアにおける研究ネットワーク形成を視野におくこととされている。</p> <p>また、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議で採択された「日本 ASEAN 行動計画」で、知的交流のひとつとして、日本学術振興会からの支援を受けた研究者の交流を通じ、研究協力を促進することとなっており、アジア学術セミナーは研究者交流の機会の提供となっている。</p> <p>＜振興会が行う必要性＞</p> <p>振興会はアジアとの学術交流を積極的に行っている我が国を代表する学術振興機関であり、アジア諸国との交流の一環をして本事業を行っている。個々の研究者が単独で研究を行うよりも、振興会が相手国の中枢機関と共同で学術交流の枠組みを準備し、組織的な取り組み体制をわが国大学等研究機関に提供することにより、相手国により深く踏み込んだ研究活動を行うことが可能になる。</p> <p>＜国際関係における必要性＞</p> <p>遠隔教育のための教育工学や生物物理学は、アジア各国における共通の課題であり、国を超えた研究者による共同での取り組みを必要とするものである。また、わが国と関わりの深いアジア諸国との交流は、アジアへの学術的な貢献という我が国の使命とも言える。</p>	S	S

2	効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>各セミナーの具体的な企画及び立案は、セミナーを共催する大学を中心とする組織委員会の判断により、適切な実施規模・期間により行われた。このことは、参加者からのアンケートの、実施規模については有効回答の81%から、期間については71%から満足との評価を得たことから明らかである。</p>	A	A
3	有効性・適切性	<p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 ></p> <p>セミナーの受講生、講師の選定は、セミナーを共催する大学を中心とする組織委員会により行われ、将来にわたる研究者ネットワークを構築することができた。</p> <p>< フォローアップの実施 ></p> <p>セミナー終了後に、セミナーの内容、運営などについて業務の改善に役立てるため、参加者からのアンケートを行い、有効回答の89%からセミナーの満足度が高いとの評価が得られ、その有効性を確認した。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 ></p> <p>本事業は、事務組織を含むセミナー実施体制が明確で確実に開催できる機関を支援対象としている。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 ></p> <p>平成16年度実施分の公募・採択にあたっては、振興会の学術システム研究センター専門研究員に、専門的見地からの審査を行っている。</p> <p>< 不採択となった申請者に対する説明【公募事業】 ></p> <p>不採択通知を発送するとともに、問い合わせがあった場合は文書での回答を行った。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定	
1	サイエンスポリシーセミナー、日欧先端科学セミナーと合わせて年間5件以上のスクール形式等のシンポジウムを支援する（平成15年10月～平成16年度3月の間に、3件のアジア学術セミナーを支援する）。	3件以上 0件	A F	日本開催2件、外国開催1件を実施した。	A
2	事業における研究成果を、終了後6か月以内に国民に判りやすい形で公開する。	公開した 公開しなかった	A F	6ヶ月以内に、本会ホームページへ実施状況を掲載した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業は、アジアの若手研究者の育成に重要な役割を果たすものであり、その実施も適切に行われた。

6. 外部評価委員による総合的な評価

需要もあるようであり、アジアの研究者育成に必要性があると思う。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（2）二国間交流
共同研究、セミナー、研究者交流

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 世界 37 か国にある 53 の学術振興機関（対応機関）と覚書等を締結し、それに基づいて共同研究、セミナー及び研究者交流を行った。具体的には、支援対象となったものに対して、外国旅費、滞在費、セミナー開催経費等を支給した。 採用に当たっては、特別研究員等審査会専門員 1,600 名の中から分科細目に従って選定された研究者による書面審査と、特別研究員審査会による合議審査又は学術システム研究センターによる評価に基づいて行った。 <共同研究、セミナー及び研究者交流の実施件数> 平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日の間の共同研究及びセミナーの実施件数は 305 件（平成 15 年度全体で 330 件）同期間の研究者交流の実施件数は派遣及び受入の合計で 396 名（平成 15 年度全体で 608 名）であった。</p>

2．評価資料

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、募集要項（特定国派遣研究者、アメリカ合衆国・オーストラリア及び欧州諸国との共同研究・セミナー、日米がん研究協力事業共同研究・セミナー、日仏交流促進事業共同研究・セミナー、日本-カナダ医学研究協力事業、日中科学協力事業共同研究・セミナー、日韓科学協力事業共同研究・セミナー）、二国間交流による共同研究・セミナー・研究者交流の選考方法、資金前渡に関する各機関への通知文書・事業の手引き</p>

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「研究者の国際交流によるパーソナルネットワークは、研究の国際協力・交流を支える基盤であり、研究者交流の促進は国際化推進の重要課題」とされている。 <振興会が行う必要性> 振興会は、学術の国際交流を積極的に実施することで、日本と世界の研究者の研究協力を推進する学術振興機関であり、海外 37 か国、53 機関の学術振興機関との合意に基づく交流の枠組みを活用することにより、相手国との円滑な研究者の交流を支援することが必要である。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 本事業は本会と相手国の学術振興機関が経費を分担して、実施するものであり、我が国が単独で実施する場合に比べ、本会の経費負担が抑えられている。 <外部委託（アウトソーシング）の実施> 共同研究とセミナーの実施に当たっては、実際に交流を実施する日本の機関の事務担当者を振興会の資金前途主任に任命することにより、適正な経理管理がなされ、また、招へい研究者に対する迅速な資金の提供を可能にした。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 ></p> <p>共同研究とセミナーに関する審査方針をあらため、「若手研究者の参加」や研究成果の「社会的貢献が見込まれること」等を新たに要件に加えることで、より優れた申請を採用できるようにした。</p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 ></p> <p>相手国の研究者との交流の積み重ねに基づいて準備された計画がそれぞれの国から支援を受けることで、円滑な交流の実施と具体的な協力が図られており、学術上の成果が実現しているものである。</p>	A	S
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 ></p> <p>本事業は、1,600名の特別研究員等審査会専門委員の中から分科細目にしたがって選ばれた3名の研究者による書面審査と、特別研究員等審査会や学術システム研究センターの主任研究員による合議審査を経て採用者が決定されている。また、いくつかの事業については、相手国との合同審査会により採択しており、これらも専門分野の研究者による厳格な審査により行われた。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 ></p> <p>審査基準及び選考方法についてはホームページ上で公表している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	セミナーを含めた共同研究を年350件以上実施する（平成15年10月1日～平成16年3月31日に294件実施）。	350件以上 S 290～349件 A 270～289件 B 269件以下 F	平成15年度（平成15年10月1日～平成16年3月31日）におけるセミナーを含めた共同研究の実施件数：305件	A
2	研究者交流を平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に366人行う。	400人以上 S 340～399人 A 300～339人 B 299人以下 F	平成15年度（平成15年10月1日～平成16年3月31日）における研究者交流による派遣と受入の合計数：396人	A
3	中期計画期間中に、30以上の機関と新たに交流協定を締結あるいは既存協定の見直し・改正を行う（平成15年10月1日～平成16年3月31日に6件の既存協定について見直し）。	7件以上 S 6件 A 4件 B 2件以下 F	平成15年10月1日から平成16年3月31日の間に見直し及び新規締結を行った協定等の数：6協定	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

二国間交流は、相手国を代表する学術振興機関との間において良好な関係を築いていく上で重要な事業であり、公平な審査を行うなど、適切に実施されている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

大いに活用されており、かつ、運用も適切と思われ、全体としては高く評価したい。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（2）二国間交流
大学間交流支援事業

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
 これまで「特定国派遣事業」として実施してきた個人の研究者の交流を見直し、大学どうしの機関交流に改めるべく、平成 15 年度はフィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、バングラディシユの各学術団体に対し、交流のあり方の見直しを提起し、その実施に向けての準備を開始した。

2．評価資料

フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、バングラディシユの各対応機関へ送付した書簡（写）

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「アジア諸国との研究パートナーシップの強化との観点から、これまでの二国間の拠点大学交流を大幅に拡充する」とされている。また、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議で採択された「日本 ASEAN 行動計画」で、振興会が知的交流のための研究者の交流を担うこととされている。</p> <p>大学間交流協定を基盤とした本事業は大学等機関独自の交流を効果的に支援することとなっている。</p> <p><振興会が行う必要性> 振興会は、学術の国際交流としてアジア諸国との交流を積極的に実施することで、日本とアジアの研究者の研究協力を推進する学術振興機関であり、その一環として本事業を行っている。個人の日本人研究者が単独で渡航して現地で研究を行うよりも、国と国との交流の枠組みが実質的な学術交流の実現に重要であり、振興会がその役割を担っている。</p> <p><国際関係における必要性> 将来アジアが欧米と伍する世界の研究センターに発展することを目指して、長期的観点からアジア諸国との研究パートナーシップの構築が必要。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 本事業は、本会と相手国の学術団体が合意した枠組みに基づいて行うものであり、相手国側における経費負担や受入体制が確保されることにより、振興会の経費負担が抑えられる。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 研究者交流、セミナー、共同研究の交流形態を大学の創意と工夫によって組み合わせることにより、限られた予算の範囲内で最も効果的な研究者交流の実施が可能となっている。</p>	A	A

3	有効性・ 適切性	< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 > 研究者どうしの交流の積み重ねを踏まえた大学間の交流を支援する事業であり、研究者の発意によるものを有効に支援する制度設計を行った。	A	A
4	公正性・ 透明性	< 審査・評価業務の公正性 > 本事業の実施に当たっては、公募を行う予定である。 < 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 若手研究者の交流促進のための参加研究者の弾力的な運用を行う予定である。	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	日本と諸外国の大学等が協定に基づいて組織的に交流することを促進するための事業を新たに年間5件支援する。	6件以上 S 5件 A 4件 B 3件以下 F	平成15年度は、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、バングラディッシュの各対応機関へ書簡を送付し、検討を開始した。（実際の交流開始は、平成16年度からの予定である。）	A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

アジアとの学術交流を行うとともに、大学における学術交流協定に基づく活動を支援することは大きな意義があり、その事業の具体化を図るべく、相手国の学術団体との友好関係を維持しながら既存事業（特定国派遣事業）の見直しを適切に行った。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

大学間交流支援は、アジアの学術交流を促すものとして、適切なものであると考える。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（2）二国間交流

論文博士号取得希望者への支援事業

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
 アジア諸国の論文博士号取得希望者（以下「論博研究者」という。）146人に対して学位取得のための研究に必要な支援を行った。
 平成15年度には、総数148人^(注)の論博研究者の来日に係る旅費・滞在費等を支給するとともに、総数81人の日本人研究指導者の現地での論博研究者に対する指導のための旅費等を支給した（特殊法人日本学術振興会として、平成15年4月1日～9月30日の間に実施したものを含む）。
 採用後のフォローアップのため、年度末に「研究進展状況報告書及び次年度計画書」を提出させており、平成15年度から、論博研究者のモチベーションを高めるために、進捗状況等をインターネット上で公開している。
 （注）支援最終年度のみ年2回の派遣を可能としているため、実数である146人と異なる。

2．評価資料

論文博士号取得希望者に対する支援事業実施要項、論文博士号取得希望者に対する支援事業平成16年度分募集要項、審査基準等(書面審査方針及び評価表記入方法、審査方針)、研究進展状況一覧（ホームページ）JSPS and DOST Celebrate Achievements byRONPAKU Graduates(論博修了者メダル授与式の状況)

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 振興会はアジアとの学術交流を積極的に行っている我が国を代表する学術振興機関であり、アジア諸国との二国間交流の一環としてアジア地域における学術水準向上に資するため必要である。</p> <p>< 研究ニーズに対する適切な支援規模 > 本事業により日本の博士号の取得を希望するアジアの研究者は多く、平成16年度分の公募では、アジア諸国から135名の申請があったところであり、その中から36名を新規に採用した。</p> <p>< 国際関係における必要性 > 本事業は、博士の学位を授与できる大学が少ない国の研究者が、現地での職業を維持しながら、最大5年間をかけて日本の博士号を取得できという柔軟性を持った事業であり、アジア諸国の基礎研究や人材育成に貢献するという日本が国際社会で果たすべき役割に積極的に対応しているものである。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 平成15年度実績では、論博研究者1名当たりの経費は140万円である。この額は留学などの他の手段による博士号取得に比べ経済性において優れている。なお、学位取得に係る経費として「論文審査手数料」を負担しているが、手数料の大学間格差が大きいことから、規程を改正し、支出の削減を図った。</p> <p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 > アジアの相手国の学術振興機関では、論博研究者の来日に係る渡航費の負担や、日本側研究指導者が相手国を訪問する際の現地滞在への支援を行っており、振興会の負担を軽減している。</p>	A	A

		また、論博研究者のモチベーションが下がらないよう、支援期間の上限を5年とし、毎年度末には研究進展状況の報告を求めている。		
3	有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 ></p> <p>本事業は、論博研究者が自国での研究を深めることにより5年以内に学位を取得することを支援するものであるため、審査の際には個々の学術研究の特性等を配慮した審査が行われた。</p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 ></p> <p>論博研究者は研究活動の拠点を自国においたまま、来日中(年間90日以内)に論文指導を受けるという形式で事業を実施するため、自らの研究を深めることにより博士号を取得することができる。</p> <p>< 成果を高めるための誘因 ></p> <p>論博研究者のモチベーションを高めるべく前年度の博士号取得者に対してメダルの授与を行っており、平成15年度はフィリピンとタイで現地の学術振興機関との共催でメダル授与式を行った。</p> <p>加えて、平成15年度からは、毎年度末の研究進展状況をウェブ上で公開することとした。</p> <p>< フォローアップの実施 ></p> <p>これまでフォローアップを行っていなかった国の過去の論博研究者に対し、現在(学位取得後)の職種、日本との関わり等について、調査表を送付した。平成16年度当初に分析を行うこととしている。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 ></p> <p>選考は、特別研究員等審査会専門委員による書面審査及び同審査会委員39人による合議審査により審査を行っている。</p> <p>< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 ></p> <p>論博研究者の年齢制限を50歳未満とし、学位取得後も研究者として第一線で活躍できる人を対象とするとともに、学位を授与できる大学が少ないなど現地の事情を配慮し、若手研究者に限定することなく博士号の学位を取得するチャンスを与えられるよう配慮している。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	5年以内の支援により博士号を取得する者の割合が現状(71%)を上回る制度改善等を図る。	80%以上 S 70%~79% A 60%~69% B 59%以下 F	平成11年度採択者のうち5年の支援期間終了時点において、博士号取得見込みの者の割合:73%(26人中19人)(なお、論文審査の時期の問題があるため、現時点では見込みの数字) (参考)平成10年度採択者のうち5年以内で博士号を取得した者の割合:71%(31人中22人)	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業は、アジアの研究者が自国で現職を離れることなく研究を続けながら我が国の大学から博士号の学位を取得することを可能にする非常に重要な事業であり、その実施に関しても適切に行われている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

この制度を利用して、アジアの研究者に多くの博士が生まれていることは評価できる。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（2）二国間交流

拠点大学交流事業

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 環境、医療、生物資源などに関する研究は、アジアにおける重要な課題であり、平成 15 年度は、7 カ国の 9 対応機関（中国科学院、中国教育部、インドネシア教育文化省、インドネシア科学院、韓国化学財団、マレーシア国立大学長会議、フィリピン科学技術省、タイ学術研究会議、ベトナム科学技術アカデミー）を通じ、27 交流を行った。この事業を通じて、日本と東南アジア諸国による多国間の枠組みでの研究者交流・共同研究・セミナーを行った。 実施に当たっては、相手国の学術振興機関との合意に基づくものとするこことで、円滑な交流の遂行を確保しており、現地での日本人研究者の受入支援やセミナー開催経費を現地負担とするなど、経費面での協力も実現している。</p>

2．評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会拠点大学交流事業 実施状況【平成 14 年度の実績 / 平成 15 年度の計画】 ・JSPS アジア諸国との拠点大学交流事業・JSPS Core University Programs in ASIA ・日本 ASEAN 行動計画、覚書による拠点事業経費分担一覧表
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「アジア諸国との研究パートナーシップの強化との観点から、これまでの二国間の拠点大学交流を大幅に拡充する」とされている。また、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議で採択された「日本 ASEAN 行動計画」で、振興会が知的交流のための研究者の交流を担うこととされており、拠点大学交流事業は、その実現のために重要な役割を果たしている。</p> <p><振興会が行う必要性> 振興会は、アジア諸国との学術交流を積極的に実施することで、日本とアジアの研究者の研究協力を推進する学術振興機関であり、その一環として本事業を行っている。個人の日本人研究者が単独で渡航して現地で行うよりも、国と国との交流の枠組みが実質的な学術交流の実現に重要であり、振興会がその役割を担っている。</p> <p><国際関係における必要性> 環境問題、生物資源調査、海洋資源調査、感染症研究など、1 国のみで対応することができない研究は、国を超えて対応する必要がある。とりわけ、そうしたアジア内の課題に向けて我が国が積極的に貢献することは、アジアの基礎研究や人材育成に貢献するという日本の使命であり、振興会がその役割を担っているものである。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 本事業は、本会と相手国学術振興機関が経費を分担し交流を行うもので、相手国の対応機関があることにより、本会の経費負担が抑えられている。また、我が国が単独でセミナーを開催したり、研究者派遣を行うのに比べ、双方向での交流実施が効率的に行われている。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 既に研究設備・機材などの研究環境が整備されている大学を「拠点大学」とすることにより、限られた予算の範囲内で研究者の交流を支援することが可能となっている。 また、従来の拠点大学交流は 10 年を実施期間として定めていたが、平</p>	A	A

		成 15 年度に新規に交流開始したものは、4 年間の交流期間のみとした。 < 外部委託 (アウトソーシング) の実施 > 経理関係書類の確認作業を、(社) 科学技術国際交流センター (JISTEC) に委託した結果、研究者の利便性の向上と大学における事務効率に役立っている。		
3	有効性・適切性	< アウトカム・インパクト面の成果 > 平成 15 年度は、それぞれの交流を通じて 1,447 件の論文が、日本人研究者・相手国研究者の単独又は共著で発表されており、学術的な成果が上がっている。セミナーも 29 件開催された。 < 成果を高めるための誘因 > 本会役職員による拠点大学との意見交換や、セミナーでの振興会の事業紹介を行うことにより、実施・運営状況の適切性の確認を行い、事業実施の改善に結びつけている。また、中間評価の実施を広く周知し、日頃から交流の成果を高める意識を持たせている。また、相手国対応機関と定期的に打ち合わせを開催し、相手国側の一層の研究支援を要請した。また、交流の進捗状況についての冊子を作成し、配布・インターネットへの掲載を行った。	A	A
4	公正性・透明性	< 審査・評価業務の公正性 > 中間年にあたる拠点大学を対象に、学術システム研究センターにおいて中間評価を実施した。 < 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 平成 15 年度は、これまでの採択分野や現在の実施大学を踏まえて、韓国側対応機関との協議に基づき、新規交流開始拠点大学を定めた。将来の学術振興を担う若手研究者が交流に積極的に参加できるよう、大学院博士課程在籍者の参加の弾力的措置を講じた。	A	B

4 . 定量的指標による実績・評価 (中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	アジア諸国の 9 以上の機関と実施 (平成 15 年度は、9 機関と 29 件を実施)	9 以上の機関と 27 件以上実施 A 8 機関と 26 件以下実施 B 7 以下の機関と実施 F	平成 15 年度においては、9 学術交流機関との間で、27 件の拠点大学交流を実施した。	A
2	平成 15 年度に 5 年目になる 6 交流の中間評価を行い、事業の成果を確認。不十分な成果のものは大幅な見直し。	6 交流の評価の実施と、その結果に基づく事業見直し A 見直しを行わない、又は 4 ~ 5 交流の評価を実施 B 3 交流以下の評価実施 F	実施 5 年目の 6 交流の中間評価を行った。一部の交流では、セミナー開催を多く開催すべきという指摘や、日本人からの若手研究者の参加を増やせばなお良いという提案があったが、全体としては順調に実施されており、各交流とも十分な成果を挙げている。	A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

拠点大学交流を広く周知するために冊子を作成するなどの方策がとられ、また、本会役職員が積極的にセミナーに参加し事業の実施・運営状況の把握に務め、交流中間年に当たる拠点大学の中間評価を実施するなど、適切な業務運営が実施されている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

必要性・有効性は評価するが、新規事業を決めるプロセスを明確化する必要がある。
--

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進 （3）研究者の招致
外国人特別研究員事業

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
 外国人特別研究員事業においては、公募により新たに採用した57か国・447人の研究員を含む1,616人に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供した。また、欧米諸国からは、新たに186人の若手外国人研究者を招へいた。
 来日した研究員に対しては、日本における研究生活が順調に始められることを担保すべく、90%以上の研究員に対して来日後14日以内に滞在費等の必要経費の支給し、また、年7回にわたりオリエンテーションを実施した。
 事業終了者については、帰国後の連絡先の把握に努め、定期的に振興会に関する情報提供を行うと同時に、新たに5か国においてJSPSフェロー同窓会組織への支援を開始した。
 本事業における申請処理業務としては、外国人特別研究員事業における平成15年度2次及び平成16年度1次、並びに外国人特別研究員（欧米短期）事業における平成16年度1～3回申請に係る業務を行った。
 （特殊法人日本学術振興会として平成15年4月1日～9月30日の間に実施したものを含む。）

2．評価資料

科学技術基本計画(第2期)、科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言「国際競争力向上のための人材の養成・確保を目指して」、募集要項(外国人特別研究員平成15・16年度分、外国人特別研究員(欧米・短期)平成15・16年度分)、審査方針(外国人特別研究員、外国人特別研究員(欧米・短期)、申請・採用実績、滞在実績、欧米主要国におけるJSPSフェロー同窓会の設置状況について、サマー・プログラム報告書(JSPS Summer Program 2003)、事業評価アンケート集計結果(ホスト用・フェロー用)、生活支援のしおり

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 本事業は、科学技術基本計画（第2期）においてその必要性が謳われた「国内の研究環境の国際化」、また、科学技術・学術審議会国際化推進委員会において提言された「研究者国際交流の促進」及び、科学技術・学術審議会人材委員会第二次提言における「優れた外国人研究者等の受け入れ等の促進」を推し進めるべく実施されている。</p> <p><振興会が行う必要性> 本事業は、日本において研究することを希望する諸外国のポストドクレベルにある若手研究者を、分野や国籍を問わず、その研究計画の学術的価値において審査し支援する、日本における唯一の事業であり、上述の政府施策を実施することができる機関は本会において他にない。</p> <p><研究人材供給の観点における必要性> 本事業は、日本の研究機関に諸外国の優れた若手研究者を供給し、受入研究機関における研究者の量的不足を補うことで、受入研究機関の研究推進に貢献しており、受入研究者に対して事業終了後に行ったアンケートにおいても、将来において当事業を利用したいとの要望は9割を超え、また、公募においても、採用数の5倍近くの申請が寄せられているところである。</p>	S	S

2	効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 外国人特別研究員事業では、公募による採用の他、海外約 25 か国 35 機関の対応機関からの推薦に基づく採用を行っている。また、サマー・プログラムも米・英・仏・独・加の学術助成機関等の協力を得て実施しており、参加者の募集及び選考は、各協力機関が担っている。</p> <p>こうした対応機関からの協力を得ることにより、PI レベルの研究者と比べ、我が国との繋がりが弱い博士号取得前後の若手研究者に対する事業広報を、本会が独自に行った場合よりも遙かに効率的かつ広範に行うことができ、特に欧米諸国からの研究員の確保に繋がっている。</p> <p>更に、サマー・プログラムにおいては、参加研究者を同時期に来日させ、参加者全員に対して集中してオリエンテーションを行うことにより、経費的な合理性を確保すると同時に、参加研究者間のネットワーキング作りにも貢献している。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 事業終了後に行ったアンケートにおいて、支援額が過大若しくは過小である、或いは支援期間が長すぎる若しくは短すぎるといった、支援規模及び研究期間が不妥当性であるとした回答は、受入研究者及び研究員ともそれぞれ1割に満たず、その妥当性が認められたものといえる。</p> <p><外部委託（アウトソーシング）の実施> 新規来日者へのオリエンテーション及び生活支援に係る業務を、来日した外国人研究者への生活業務に係る経験を有する科学技術国際交流センター（JISTEC）に委託することにより、よりきめ細かなサービスを提供することができた。</p> <p>また、申請書の確認作業を JISTEC に業務委託することにより、申請数が増加しているにも関わらず、審査に要する時間を最小限に留めることができた。</p>	A	A
3	有効性・適切性	<p><アウトカム・インパクト面の成果> 事業終了後に行ったアンケートにおいて、8割を超える受入研究者から「研究室の研究推進に役だった」との肯定的な評価があり、また、9割の回答が「日本の学術の進展へ寄与」及び「日本の研究環境の国際化」に対しても有用であったとしており、本事業が受入研究機関の研究環境に肯定的な影響を及ぼしている。</p> <p><成果を高めるための誘因> 本事業においては、各研究者のキャリアステージ及び研究目的に応じた研究計画がたてられるよう、以下の3種類のチャンネルを設けている。サマー・プログラム及び欧米短期事業については、招へい期間を短くすることで、欧米の若手研究者が我が国で研究活動を行うことへの心理的なハードルを低くし、将来的に外国人特別研究員事業（一般）に繋げるための道筋としての役割も備えている。</p> <p>博士号取得前後の若手研究者を対象に、夏場の2ヶ月間、日本語や日本文化等に関するオリエンテーションと日本の研究機関における共同研究の機会を与えるサマー・プログラム。招へい時期を6月末から8月末とすることで、博士課程在籍者であっても夏休みを利用して参加することが可能となる。</p> <p>同じく博士号取得前後の若手研究者を対象としつつも、より広範囲な研究計画に対応できるよう、採用期間を15日から11ヶ月までとした外国人特別研究員（欧米短期）。</p> <p>博士号取得後の研究者に対して12～24ヶ月というまとまった期間の研究機会を提供する外国人特別研究員（一般）</p> <p>また、来日した研究者が日本において順調に研究を進められるよう、オリエンテーションの開催及び生活支援の仕組みの整備し、事業終了後</p>	A	A

		<p>には来日中に形成された研究員と日本との繋がりを保ち続けられるよう、定期的に振興会に関する情報提供を行うと同時に、JSPS フェロー同窓会の組織を進める。</p> <p><フォローアップの実施></p> <p>事業経験者のデータベースを作成し、平成 15 年 10 月以降に帰国した研究員 448 人のうち、帰国後の連絡先を把握できた研究者 328 人に対して JSPS Quarterly を送付した。</p> <p>また、新たに 5 か国において JSPS フェロー同窓会組織への支援を開始した。</p>		
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性></p> <p>公正性を確保するため、外国人特別研究員事業の選考は、本会の特別研究員等審査会における書面及び合議審査において、外国人特別研究員（欧米短期）事業については特別研究員等審査会委員による書面審査及び本会の主任研究者会議における合議審査により行った。</p> <p><審査・評価基準の公表></p> <p>外国人特別研究員事業に係る審査方針及び選考方法については、ホームページにおいて公表されている。</p> <p><審査員等の氏名の公表【公募事業】></p> <p>特別研究員等審査会委員及び学術システム研究センター研究員の名簿については、ホームページにおいて公表されている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	特に外国人研究員については、文部科学省科学技術・学術審議会国際化推進委員会「科学技術・学術活動の国際化推進方策について（報告）（平成 15 年 1 月）」に掲げられた 2,050 人規模の受入定員の確保を目指して、充実させる。	2,050 人以上 S 1,500 人～2,049 人 A 1,000 人～1,499 人 B 999 人以下 F	1,616 人	A
2	平成 19 年度には世界 65 か国以上から招致する。	71 か国以上 S 61 か国～70 か国 A 51 か国～60 か国 B 50 か国以下 F	57 国	B
3	短期滞在の事業について、欧米の若手研究者の来日者数を中期計画期間中に充実させる。	201 人以上 S 151 人～200 人 A 101 人～150 人 B 100 人以下 F	186 人 （外国人特別研究員(欧米・短期)と外国人特別研究員(サマープログラム)の受入れ数の合計)	A
4	事業経験者による研究者コミュニティの形成が中期計画期間中、新たに 5 か国において進むよう支援する。	5 か国 S 3 か国～4 か国 A 2 か国 B 1 か国以下 F	3 か国 残り 2 か国においても、コミュニティ形成に向けての準備組織が組成されている。	A
5	オリエンテーションを毎年、7 回以上開催する（平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 3 回実施する）。	10 回以上 S 7 回～9 回 A 4 回～6 回 B 3 回以下 F	7 回 （平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間には 4 回実施）	A
6	必要な経費を来日後 14 日以内に確実に支給する。	91%～100% A 81%～90% B 80%以下 F	平成 15 年 10 月以降に新たに来日した 254 人のうち、229 人に対して 14 日以内	B

				に経費を支給（90.1%） 残りの25人については、提出された必要書類の不備等により、14日以内の支給を行うことが出来なかった。	
7	新たな採用期間終了者の70%以上について、連絡先を把握する。	81%以上 71%～80% 61%～70% 60%以下	S A B F	新たな終了者448人のうち、328人の連絡先を把握（73.2%）	A
8	振興会に関する情報の提供を年4回定期的に行う。	5回以上 4回 3回 2回以下	S A B F	4回 (平成15年10月1日～平成16年3月31日の間には2回実施)	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業では、平成15年度においては延べ1,600人以上もの諸外国の優れた若手研究者を日本に招へいした。アカデミックメリットに基づいた公正かつ透明な審査を始めとして、事業全体としての効果を高めるための様々な業務を着実にを行い、研究員が日本の大学等研究機関において行う研究を経済面及び生活支援という側面から支えることで、研究員自身の研究の促進のみならず、受入研究機関の国際化及びそれぞれの機関の研究の進展に寄与することができた。

特に、欧米短期事業及びサマー・プログラムを新たに開始し、欧米諸国からの若手研究者受入れの充実を図った。

また、新たに5か国においてJSPSフェロー同窓会組織への支援を開始するなど、フォローアップのための取り組みを充実させた。

平成16年度には、事業終了者のフォローアップを含め、更なる量的・質的な充実が必要である。

6. 外部評価委員による総合的な評価

諸外国の多くの若手研究者を日本に招聘し、研究推進や国際化に大いに貢献していると評価できる。

事業・業務の名称： 4 . 学術に関する国際交流の促進 （ 3 ） 研究者の招致
外国人研究者招へい事業

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>本事業は、優れた研究業績を有する外国人研究者を我が国に招へいし、我が国の研究者との共同研究、討議、意見交換等を通じて関係分野の研究の発展を図るものである。</p> <p>平成 15 年度後期には、招へい研究者（短期）244 人（新規 220 人、継続 24 人）、招へい研究者（長期）93 人（新規 33 人、継続 60 人）人が日本における研究活動を行った。</p> <p>また、招へい研究者（短期）については、160 人（平成 16 年度第 1 次）、招へい研究者（長期）については、75 人（平成 16 年度分）の採用をそれぞれ決定した。</p>
--

2 . 評価資料

<p>募集要項(外国人招へい研究者(短期)平成 15・16 年度分、外国人招へい研究者(長期)平成 16 年度分)、公募による外国人招へい研究者(短期・長期)の選考方法(ホームページ)、申請・採用実績、外国人招へい研究者事業におけるアンケート集計(受入れ研究者へのアンケート)</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>第 2 期科学技術基本計画において重要政策に定められた「優れた外国人の活躍の機会の拡大」に基づき実施する事業である。</p> <p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>振興会は人文・社会科学及び自然科学の全分野の学術の研究支援を行っており、学術に関する国際交流の企画・実施が可能な唯一の機関である。</p> <p>振興会では、若手研究者から上級研究者までの招へい事業を行っており、非常に有益なものとなっている</p>	A	A
2 効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>招へい期間については、短期は 14 日から 60 日、長期は 2 ヶ月から 10 ヶ月の期間で、研究者の計画によってそれぞれ申請される。決定にあたっては、研究計画が具体的かどうか審査される。</p> <p>招へいされる研究者がサバティカルの時期に、研究計画にもとづき、日本での研究活動を行うことを可能にしている。</p> <p>< 外部委託（アウトソーシング）の実施 ></p> <p>申請書の確認作業を科学技術国際交流センター（JISTEC）に業務委託することにより、申請数が増加しているにも拘らず、審査に要する時間を最小限に留めることを可能にしている。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 期待される成果に対する支援の適切性 ></p> <p>学術の進展への寄与という観点から有用であるとの評価を 97.8%の受入研究者から、また、研究の推進という観点から有用であるとの評価を 96.7%の受入研究者から得ている。</p>	A	A

		<p>< 成果を高めるための誘因 > 本事業による支給経費は、研究活動をするのに十分な額であり、優秀な外国人研究者が採用されている。</p> <p>< フォローアップの実施 > 外国人招へい研究者として招へいし、帰国した研究者 650 人(短期 341 人、長期 309 人) に対して、JSPS Quarterly を送付して、我が国の学術情報の提供を行っている。</p>		
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 我が国における学界の第一線の研究(委員 39 人専門委員約 1,600 人) で構成される特別研究員等審査会において、書面審査及び合議による審査により行っている。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 公募による外国人招へい研究者(短期・長期) に係る審査方針および選考方法については、ホームページ上で公表している。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 > 特別研究員等審査会の委員の氏名については、ホームページ上で公表している。</p>	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	必要な経費を来日後 14 日以内に確実に支給する。	91% ~ 100% A 81% ~ 90% B 80%以下 F	支給対象 253 件(短期 220 件、長期 33 件) については、すべて 14 日以内に支給した。	A
2	新たな採用期間終了者の 70% 以上について、連絡先を把握する。	100% S 70% ~ 99% A 60% ~ 69% B 59%以下 F	外国人招へい研究者(短期) 終了者 212 人(一般 172 人、推薦 27 人、NSF 13 人) 全員及び外国人招へい研究者(長期) 終了者 53 人(一般 37 人、推薦 16 人) のうち 51 人について連絡先を把握している。	A
3	振興会に関する情報の提供を年 4 回定期的に行う。	5 回以上 S 4 回 A 3 回 B 2 回以下 F	4 回 (平成 15 年 10 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日の間には 2 回実施)	A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

海外から優れた研究者を招へいすることは、大学等の国際化にとって不可欠である。その実施については、適切な方法により行われている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

この制度により、海外の優れた研究者が訪れ、研究推進に役立っていると評価できる。

**事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（3）研究者の招致
著名研究者招へい事業**

1．業務の実施状況

＜事業の実施状況＞
 本事業は、ノーベル賞受賞者等特段に優れた業績を有する研究者を、研究業績に見合った処遇により一定期間内に複数回招へいし、受入機関全体の研究及び研究活動等への助言・協力を継続的に受けることで、大学等の研究水準及び国際評価の向上に資するとともに、我が国における学術研究の進展を図ろうとするものである。
 平成 15 年度後期には 12 件の事業を実施した。また、平成 16 年度第 1 回分として 5 件の採択を行った。

2．評価資料

学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について - 「知的存在感のある国」を目指して - 」、外国人著名研究者招へい事業審査方針(ホームページ)、申請・採用実績、平成 15 年度外国人著名研究者招へい事業報告書

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>＜政府の施策との関係＞ 学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(平成 11 年 6 月)の学術国際交流の推進に掲げられた外国人研究者招へいの拡充に基づき実施している事業である。 また、科学技術基本計画において基本理念にある 50 年間にノーベル賞受賞者 30 人程度輩出するための土台作りとして必要である。また、重要政策に定められた「優れた外国人の活躍の機会の拡大」に基づき実施する事業である。</p> <p>＜振興会が行う必要性＞ 振興会は人文・社会科学及び自然科学の全分野の学術の研究支援を行っており、学術に関する国際交流の企画・実施が可能な唯一の機関である。</p>	A	A
2 効率性	<p>＜支援規模・研究期間の面における妥当性＞ ノーベル賞受賞者を 3 年間にわたって複数回招へいすることにより、受入機関全体の研究及び研究活動への助言・協力が行われ、受入機関の研究水準の向上、また、学術研究の進展がなされる。</p> <p>＜外部委託(アウトソーシング)の実施＞ 研究者を招へいする機関の事務担当者を振興会の資金前渡主任に任命することにより、適正な経理の管理がされ、また、招へい研究者に対する迅速な資金の提供を可能にした。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>＜学術研究の特性が配慮された審査・評価＞ 本事業は、ノーベル賞受賞等特段に優れた研究業績を有する研究者の招へいであるが、採択にあたっては、受入機関全体の研究及び研究活動等への助言・協力が継続的に行われ、若手研究者の研究活動に良い刺激があり双方向の交流が行われる招へい計画であるかどうかを鑑み行われる。招待講演等の短期的なものは、対象としていない。</p>	A	A

		<p><期待される成果に対する支援の適切性> 受入研究者から、若手研究者へ大きな刺激を与えたこと、各研究者の今後の研究活動の推進に極めて意義のあるものとなったこと、受入機関の国際化にとって極めて有意義であったこと等の実施報告を受けた。</p> <p><成果を高めるための誘因> 本事業による支給経費は、ノーベル賞受賞者等を招へいするのに十分な額であり、著名な研究者が招へいされている。</p> <p>事業報告書は、和文及び英文で作成し、ホームページで公開している。</p> <p><フォローアップの実施> 外国人著名研究者として招へいした 21 人に対して、JSPS Quarterly を送付して、我が国の学術情報の提供を行っている。</p>		
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 本事業における審査基準に基づき、学術システム研究センターの研究員が書面審査を行い、それを基に採択を決定している。</p> <p><審査・評価基準の公表> 本事業の審査基準については、ホームページ上で公表した。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	必要な経費を来日後 14 日以内に確実に支給する。	91%～100% A 81%～90% B 80%以下 F	来日前に請求のあった 8 件について、14 日以内に支給した。	A
2	振興会に関する情報の提供を年 4 回定期的に行う。	5 回以上 S 4 回 A 3 回 B 2 回以下 F	4 回 (平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間には 2 回実施)	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

海外からノーベル賞受賞者等の著名な研究者を招へいすることは、大学等の研究水準及び国際的評価の向上及び日本における学術研究にとって不可欠である。その選考方法等については、適切な方法により行われている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

一般の外国人研究者招聘事業と違う制度にすることの目的や必要性を明確化しつつ、一般の研究者招聘を圧迫しない形で実施すべきであろう。

事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（4）-a. セミナーの開催

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 本事業は、学術の国際協力を推進するため、我が国で開催される学術研究集会の開催を奨励するものである。優秀な外国人研究者の参加を得て、研究情報の交換と研究者の交流を図り、我が国及び世界の研究水準の向上に資し、学術の国際交流の推進を図ろうとするものである。 平成15年度後期には5件の支援を行った。</p>

2．評価資料

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、国際研究集会平成16年度分募集要項、国際研究集会の採択方法(ホームページ)、申請・採択実績、平成15年度国際研究集会実施報告書</p>
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 本事業は、科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」(平成15年1月)において報告されている「パーソナルネットワークの促進は国際化推進の重要課題である」との方針に沿って実施している。 <振興会が行う必要性> 振興会は人文・社会科学及び自然科学の全分野の学術の研究支援を行っている。日本で開催される国際研究集会の支援にかかる研究者からのニーズは非常に高くなっており、国際シンポジウム事業を行っていた文部科学省とならぶ高い位置づけを持っている。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 本事業により学術研究集会経費を支援(200万円)を決定することにより、協賛企業等による支援額が増加(平成15年度平均:474万円)し、優秀な外国人研究者の招へいが可能となった。 <外部委託(アウトソーシング)の実施> 研究集会の開催責任者を振興会の資金前渡主任に任命することにより、機関における適正な経理の管理がされ、また、集会の開催における迅速な資金の提供を可能にした。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 開催責任者から「レベルの高い集会が開催された」、また、「有意義な情報交換が行われた」との報告を受けた。 <アウトカム・インパクト面の成果> 開催責任者から、国際研究集会に参加した研究者間のネットワークの広がりとなったこと及び今後の研究推進に有効であった等の報告があった。 <成果を高めるための誘因> 参加する外国人研究者の割合を少なくとも4分の1程度含まれていることを条件にしており、活発な意見交換等がなされた。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 我が国における学界の第一線の研究（委員 39 人専門委員約 1,600 人）で構成される特別研究員等審査会において、面審査及び合議による審査により行っている。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 国際研究集会に係る審査方針及び選考方法については、ホームページ上で公表している。</p> <p>< 審査員等の氏名の公表【公募事業】 > 特別研究員等審査会の委員の氏名については、ホームページ上で公表している。</p>	A	A
---	-------------	--	---	---

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	国際的なセミナーの開催を年 10 件支援する（平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 5 件支援する）。	6 件以上 S 4 件～ 5 件 A 2 件～ 3 件 B 1 件以下 F	平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 5 件の国際研究集会を実施した。	A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

日本で国際レベルの集会を開催することで、外国の研究者を日本へ招へいし、日本の研究を知る良い機会となった。また本事業は日本の国際化に不可欠であり、その選考方法等にあたっては、適切に行われた。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

世界の学界における日本の研究や研究者の地位を高める上で、大いに貢献していると評価できる。

事業・業務の名称： 4 . 学術に関する国際交流の促進 （ 4 ）-b. 研究者の派遣

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 本事業は、平成 14 年度に科学技術振興事業団（JST）より移管された事業であり、アジア太平洋諸国、旧ソ連・東欧との科学技術協力を活発化するため、海外での科学技術協力の能力を有し、かつ意志を有する研究者を海外派遣研究員として海外の研究機関に派遣するものである。平成 16 年度をもって終了することとしているものであり、平成 15 年度は、移管以前からの対象者を含め 11 名について支援を行った。</p>
--

2 . 評価資料

<p>日本学術振興会研究協力者海外派遣事業実施要項、海外派遣研究員研究報告書</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 特殊法人等整理合理化計画により、平成 14 年度に科学技術振興事業団から本会に移管された事業であり、平成 16 年度限りで廃止することを前提に実施している。</p> <p>< 国際関係における必要性 > 派遣先機関と日本の研究機関間との研究交流の強化に貢献するなど国際的な研究協力・研究交流を推進した。</p>	B	B
2 効率性	<p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 > 科学技術振興事業団から移管された時点で、支援期間は 3 年間と決まっていたが、その間に、支援研究者の活動を通じて、当該国と日本の研究機関間とで覚書が交され、具体的な研究協力が始まるなど目に見える成果を出すには必要な期間である。</p> <p>< 外部委託（アウトソーシング）の実施 > 研究者に係る雇用管理業務、日常管理業務を（社）科学技術国際交流センター（JISTEC）に委託することにより、派遣研究者に対する資金の円滑な支給などきめ細かいサービスを行うことができた。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 期待される成果に対する支援の適切性 > 国際交流に熱意のある我が国の研究者を海外に派遣することで、派遣先機関と日本の研究機関との研究ネットワークの構築につながった。</p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 > 派遣研究者の専門分野について、海外で技術指導を含めた協力を進めており、現地の状況等に応じて創意工夫できるなど研究者の発意が生かされる制度となっている。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p><事業の目的に添った支援対象の設定とその明示> 移管時には派遣者も決定しており、その審査方法や派遣のスキーム等はすべて JST が決定したものであるが、本会としてもそれらを妥当と判断し、本事業を実施した。</p>	A	A
---	-------------	--	---	---

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本事業は中期計画に従い、平成 16 年度の終了に向けて適切に実施されている。
 派遣研究者は、派遣先機関での現地研究者への技術指導において大きな成果を上げていることに加え、日本とその国の研究機関との研究交流の強化につながったという面でも評価できる。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

廃止するものがあることは、健全である。ただし、総括はきちんと行うべきであろう。

**事業・業務の名称： 4 . 学術に関する国際交流の促進 （ 5 ） 海外研究連絡センター
フォーラム・シンポジウム等の開催**

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>我が国の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて情報発信するとともに、諸外国との学術交流の推進を図るため、世界の主要国に設置されている海外研究連絡センターが現地学術機関との協力によりフォーラム・シンポジウム等を毎年開催している。</p> <p>平成 15 年度（平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）は、ストックホルム、ストラスブール、バンコク、ボン、サンフランシスコ、の各センターが 5 件のフォーラム等を開催した。</p>

2 . 評価資料

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、平成 15 年度海外研究連絡センター等一覧、平成 15 年度海外研究連絡センター等主催フォーラム・シンポジウム一覧</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係></p> <p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会の科学技術・学術活動の国際化推進方策について(報告)に示されている「在外公館の科学アタッシュ、科学技術・学術振興機関、大学・研究開発機関等の海外拠点がそれぞれの特長を生かし戦略的に連携を深めて、海外への情報発信に努めることも重要である」という方策に基づき実施している。</p> <p><振興会が行う必要性></p> <p>振興会は、学術の振興を目的とする機関として世界の主要国に現地拠点を設置している我が国としては唯一の機関であり、これらを活用して、我が国の最新の学術研究成果を世界に向けて情報発信する活動を行う最も適切な機関である。</p> <p><国際関係における必要性></p> <p>我が国と相手国研究者同士の出会いの場を提供することにより、両国の新たな研究者ネットワークの構築に寄与するものである。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性></p> <p>現地の大学等学術機関と共催して実施することにより、開催のための経費の分担や、会議施設の利用料の低廉化が可能となっている。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性></p> <p>多忙な研究者等の参加の便を考慮し、比較的短期間（1～2日間程度）の開催により効率的に実施できるよう、開催日の設定、講演者及び講演時間の構成等を企画段階から工夫している。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><研究者の発意が成果に結びつく支援制度></p> <p>現地の学術研究の最新動向やアカデミックサークルからの提案・意見等を考慮しながら、各海外センター長が持つ豊富な研究経験に即して開催計画が立案されている。</p> <p><アウトカム・インパクト面の成果></p> <p>振興会と現地の代表的な学術機関が協力して、両国における当該分野</p>	A	A

		<p>の卓越した業績を有する研究者を講演者として迎えることにより、我が国の高い学術研究水準を現地関係者に周知する有効な機会を提供している。また、両国の若手研究者を中心に最先端の情報交換を行うことを目的としたコロキウムを開催することにより、国際的な舞台で活躍できる人材の養成にも貢献している。</p> <p><フォローアップの実施></p> <p>開催後には、フォーラム等の記録（講演者の略歴、講演内容のアブストラクト等も含む）を海外センター等のホームページで公表している。特にストラスブル連絡事務所では、仏文部省の企画による大学のマルチメディアシステム「Canal-U」を通して、インターネット同時中継でフォーラムの様態を世界中に配信した。現在も記録用として編集されたサイトを随時視聴可能となっている。</p>		
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示></p> <p>我が国の優れた研究者、研究成果等を現地において広く知らしめるため、開催するフォーラム等の趣旨、テーマ、講演者等を明示した案内状を当該分野の現地関係研究者等に広く送付するとともに、各センターのホームページに開催案内を掲載するなど事前の情報提供に努めている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	年間10回以上フォーラム・シンポジウムを開催する（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に4件以上開催する）。	<p><平成15年10月1日～平成16年3月31日の間の開催件数></p> <p>6回以上 S</p> <p>4回～5回 A</p> <p>2回～3回 B</p> <p>1回以下 F</p>	平成15年度（平成15年10月1日～平成16年3月31日）は、ストックホルム、ストラスブル、バンコク、ボン、サンフランシスコ、の各海外センター等が5件のフォーラム等を開催した。（平成15年度全体で9件開催。）	A
2	各回の参加者は平均100名以上とする。	<p>121人以上 S</p> <p>81人～120人 A</p> <p>41人～80人 B</p> <p>40人以下 F</p>	平成15年度（平成15年10月1日～平成16年3月31日）に開催された5件の参加者の合計は約520人、各回の平均は約104人であった。（平成15年度全体で開催された9件の参加者の合計は約1,090人、各回の平均は約121人。）	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

主要国に海外拠点をもつ振興会が現地の機関と共同でフォーラム等を行うことよって、我が国の学術動向等を周知する有効な機会となっているところであり、その実施も現地の事情に即して適切に行われていると判断される。

6. 外部評価委員による総合的な評価

わが国の研究活動や学術動向を伝える有効な機会を与えていると評価できる。

**事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（5）海外研究連絡センター
学術振興施策・研究動向等の情報収集**

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
海外研究連絡センターでは、所在国及び周辺国における学術振興政策や研究動向等に関する情報を収集する業務を行っている。現地に拠点があるという特性を生かして、地元の学術関係者との直接的な接触により入手できる一次情報を含む様々な学術情報を随時または定期的に振興会本部に報告することに加え、振興会の各事業担当課からの要請により、特定の事項について調査を実施している。

2．評価資料

日本学術振興会外部評価報告書

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 > 我が国の学術研究推進方策の検討、政策の立案等を適切に行うためには、諸外国の最新動向を常に把握しておくことが必要であり、振興会の海外研究連絡センターは当該国・地域の学術情報収集を行う重要な役割を担っている。</p> <p>< 振興会が行う必要性 > 振興会は、我が国の基礎科学分野の推進を担う学術振興機関として、企画立案機能、政策決定機能を充実させる必要がある。このため、海外研究連絡センターが、海外における学術研究動向を調査・分析することは、重要な任務である。</p> <p>また、我が国の政府・大学・公的機関が行う現地調査についても、海外研究連絡センターが関係機関訪問の手配等を含む便宜供与を行っており、日本全体にとっての学術情報収集のための現地拠点としての役割も担っている。</p> <p>< 国際関係における必要性 > 学術国際交流事業を円滑に実施するためには、相手国の最新の学術振興施策・研究動向等を把握しておくことが必要である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 現地拠点としての利点を活用し、現地学術関係者との継続的なコンタクトを通じて構築された情報収集ネットワークにより、効率的に情報収集業務を行うことが可能となっている。</p> <p>< 外部委託（アウトソーシング）の実施 > 限られた人員体制において、効率的に情報収集を行うため、必要に応じ海外センターが現地の調査会社等に調査業務を委託している。（例：ワシントンセンターの米国若手研究者養成制度調査報告書。）</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p><アウトカム・インパクト面の成果> 海外研究連絡センターで収集された主要国の学術動向等の情報は、以下の事例のとおり、振興会の実施している事業の改善・充実や新たな企画等に有効に活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン研究連絡センターの取りまとめた米国科学財団の電子申請システム(Fastlane)に関する調査報告は、平成16年度より実施予定の振興会の公募事業の電子申請システム構築に際して活用された。 ・ストックホルム研究連絡センターから提出されたアイスランド共和国の学術研究動向等に関する調査報告書を踏まえ、これまで交流のなかった同国のポスドク研究者を我が国に招へいするための事業を平成16年度より開始する準備を進めている。 ・ロンドン研究連絡センターで実施した海外派遣若手研究者の実情調査により、例えば、英国では15名の調査対象者のうち14名から海外特別研究員事業で派遣されたことにより研究能力が向上したという回答を得ており、こうした対象者からの意見を参考にして、事業の改善・充実に向けての検討が行われている。 <p><フォローアップの実施> 当該国における学術関係予算、主要な研究支援制度及び代表的な研究機関の動向等については、継続的に最新情報の収集を行っており、このことが、これらの情報の有効な活用にも繋がっている。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 振興会法や事業実施要項に則り、学術の振興及び国際交流・協力に必要な情報・資料等の収集に努めている。</p> <p>また、収集した情報及び調査報告等については、各海外研究連絡センターのウェブサイトですぐ公表するための整備を進めているところである。</p>	B	B

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

海外研究連絡センターで収集している主要国の学術振興施策や研究動向等の情報は、振興会事業の改善・充実に有効に活用されており、適切に実施されている。

引き続き海外センターにおける情報収集活動を推進するとともに、ウェブサイト等でその成果の公開を積極的に行っていくことが重要である。

6. 外部評価委員による総合的な評価

海外での情報収集が必要で、時に得た情報が有効に働くこともあることは認めるが、目的をよく考え、適切な規模で行うことが重要と考える。

**事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（5）海外研究連絡センター
学術情報の広報・周知**

1．業務の実施状況

<事業の実施状況>
海外研究連絡センターでは、振興会事業や我が国の学術研究動向を現地において広報・周知するための業務を行っている。平成15年度については、センターへの来訪者や電子メール等での各種照会に対する個別の照会への回答、大学等学術研究機関訪問や事業説明会の開催等による情報提供を行った。また、振興会のパンフレット、ニューズレター、各センターの作成資料等をきめ細かく現地の学術関係者への配付することやホームページを活用しての最新情報の提供に加え、現地を訪問中の日本人研究者等を講師に招き、小規模な講演会を開催する等により我が国の学術情報の広報・周知に係る業務を実施した。（特殊法人日本学術振興会として平成15年4月1日～9月30日の間に実施したものを含む。）

2．評価資料

科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 科学技術・学術審議会国際化推進委員会の科学技術・学術活動の国際化推進方策について(報告)に示されている「在外公館の科学アタッシェ、科学技術・学術振興機関、大学・研究開発機関等の海外拠点がそれぞれの特長を生かし戦略的に連携を深めて、海外への情報発信に努めることも重要である」という方策に基づき実施している。</p> <p><振興会が行う必要性> 振興会は学術国際交流を幅広く推進するための事業を我が国において行う唯一の機関であり、現地拠点を活用してこれらの事業を世界の研究者等にきめ細かく広報することは、日本の学術の存在感を高めるために必要。</p> <p><国際関係における必要性【国際】> 振興会の国際交流事業や我が国の研究動向等を現地において直接的に研究者等に紹介することは、我が国の学術研究に対する諸外国の優れた研究者の興味を誘引するためにも重要である。</p>	A	A
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 海外センターから振興会の広報資料やセンターが独自に作成した現地語のニューズレター等を学術関係者に配付することは、宣伝効果のみならず、日本から同様に作成・配付する場合と比較して効率的である。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 振興会事業や我が国の研究動向等に関する各種資料を保有・整備することにより、振興会の現地における広報センターとしての役割も担っている。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 資料の提供のみならず、海外センターのスタッフが、個別の会合や説明会等を通じて直接的に現地研究者に振興会事業の内容を紹介したり、質疑応答等に対応することにより、効果的な広報活動を実施している。</p> <p><アウトカム・インパクト面の成果> 各海外センターにおいては、現地の著名研究者、科学関係の行政機関の重要人物等のリストを整備し、ニュースレターの送付先やフォーラム等の招待者名簿として利用することにより、これらの者の我が国の学術研究に対する理解が深まるよう努めており、それによって現地のアカデミックコミュニティとの緊密な連携が生まれ、フォーラム等センター事業の支援を得るなどの成果に結びついている。</p> <p><フォローアップの実施> 外国人特別研究員（欧米短期）事業については、欧米の海外センター自身が、現地対応機関等と協力して、募集・審査業務を担い、採用候補者を振興会本部に推薦する業務を行っており、広報活動が直接的に当該事業の推進につながる事となっている。</p> <p>また、振興会事業に採用された来日直前の研究者からの日本での研究生活に関する各種問い合わせにも適宜回答して、渡航前の情報提供にも努めている。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 各海外センターともホームページを活用して、最新の振興会事業等の詳細な情報を提供することにより、支援対象を明らかにするとともに、その広報・周知に努めている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	情報提供を行う人数を毎年度10%以上増加させる。	15%以上 S 10%～14% A 5%～9% B 4%以下 F	平成15年度の海外センター事務所への来訪や電子メール等による研究者等からの個別の照会への回答及び大学等学術研究機関訪問や事業説明会の開催等により情報提供を行った人数の合計は1,560人であり、平成14年度に情報提供を行った人数の合計1,378人と比較すると約13.2%増加した。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成15年度は、前年度に比べて情報提供を行った人数が約13%増加しており、各海外センターにおける情報提供業務が活発に行われたと言える。次年度についても、現地機関訪問の機会を増やす等により、我が国の学術情報を広報・周知するための活動を積極的に展開していく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

必要性・有用性は認めるが、情報提供を行った人数の増加を数値目標におくことで仕事のための仕事を作ることにならないよう、適正規模での実施や提供する情報の質について注意が必要である。

**事業・業務の名称：4．学術に関する国際交流の促進（5）海外研究連絡センター
OB会組織化の支援**

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>OB会組織化の支援としては、海外研究連絡センターが設置されている米国、英国、フランス及びスウェーデンの4カ国において、既に同窓会組織の実績のあるドイツを参考としつつ、当該国の海外研究連絡センターが中心となって同窓会の組織化に向けた活動を開始した。具体的な活動としては、事業経験者の追跡調査から始め、コンタクトのとれた研究者との意見交換やOB会準備会合の開催を経て、同窓会中心メンバーの決定等、OB会の組成に向けての具体的な活動へと発展させた。これにより、英国及びフランスにおいてはOB会組織が立ち上がり、米国とスウェーデンにおいても、OB会設立に向けての準備組織が組成された。</p> <p>また、既に同窓会が組織されているドイツにおいても、シンポジウムの開催などの活動が行われた。（特殊法人日本学術振興会として平成15年4月1日～9月30日の間に実施したものを含む。）</p>

2．評価資料

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、欧米主要国におけるJSPSフェロー同窓会の設置状況について</p>
--

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係></p> <p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会では、「欧米からの若手研究者が停滞・減少傾向にあるのは憂慮すべき問題であり、その改善のための努力を早急に開始すべきである。欧米の若手研究者が来日をためらう主たる原因は、日本の研究環境に対する不安と将来のキャリアへの不安にあるといわれており、日本における研究が母国をはじめ国際的に評価されるような研究環境の整備への努力が必要である。」と指摘されている。このような欧米の若手研究者の不安を払拭するためには、事業経験者が自らの経験を広く当該国の研究者コミュニティに向けて発信すると同時に、若手研究者と実際に交流する機会を設けることが必要であり、欧米主要国においてOB会を組成することは、こうした情報発信の拠点とすることを目的としたものである。</p> <p>また、同委員会では国際的情報発信力の強化についても、「我が国との研究交流経験者を中心とする研究者コミュニティの形成を支援することも重要な意味を持つ。」と指摘されており、本会事業経験者によるOB会を通じて、欧米主要国における研究者コミュニティの形成が求められている。</p> <p><振興会が行う必要性></p> <p>外国人特別研究員事業においては、昭和48年の事業開始以来5,000人以上の外国人研究者を受け入れている。若手外国人研究者を日本に招へいするための主要な制度は本事業のみであることから、OB会の組織化に向けての支援を行うことで、「我が国との研究交流経験者を中心とする研究者コミュニティを形成する」ことは、本会の責務である。</p>	S	A

2	効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性></p> <p>現地拠点として機能する研究連絡センターが中心となって事業経験者データベースの整備及びOB会の組織化支援を行うことにより、最小限の労力で最大限の成果を挙げることが可能となっている。また、OB会組織が形成された実績のあるドイツの経験をもとに、必要に応じてそれ以外の国のセンターとも情報交換を行うことで、より効率的かつ効果的なOB会組織の形成に繋げることができる。</p>	A	A
3	有効性・適切性	<p><アウトカム・インパクト面の成果></p> <p>ドイツにおけるOB会においては、会員の35%以上がドイツ人研究者から寄せられる日独学术交流に関する質疑・相談に応じる「コンタクト・パーソン」として活躍している。また、フンボルト財団が同財団事業において新規に日本に渡航する研究者に向けて開催している説明会にOB会の会員が出席し、研究者からの質疑に対応している。</p> <p><成果を高めるための誘因></p> <p>海外研究連絡センターは、その本来的業務として、当地の研究者コミュニティの個別の状況や、彼らが持つ日本との研究交流への期待及び要請に係る情報を収集している。こうした情報を持つ海外研究連絡センターがOB会の組織化を支援することで、各国の事情に応じた柔軟で的確な支援体制をとることができる。</p> <p>また、各センターにおいてウェブサイトの開設やニュースレターの送付等を行うと同時に、同窓会組織化に向けた準備会等の開催に際しては、順次、本会「JSPS Quarterly」に掲載し、新たな会員の誘致及びOB会組織の周知を図ることとしている。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示></p> <p>外国人特別研究員を中心とした振興会事業経験者で、当該国に在住する者に国籍等は限定せず広く参加を呼びかけており、研究者の流動性を踏まえたネットワーク形成の観点から柔軟な支援を行っている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	事業経験者による研究者コミュニティの形成が中期計画期間中、新たに5か国において進むよう支援する。	5か国 S 3か国～4か国 A 2か国 B 1か国以下 F	3か国 残り2か国においても、コミュニティ形成に向けての準備組織が組成されている。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

<p>海外研究連絡センターを通して同窓会の組織化に向けての活動を支援した結果、英国とフランスでOB会組織が立ち上がり、米国とスウェーデンにおいてもOB会設立に向けての準備組織が組成されたことは評価できる。</p> <p>今後、同窓会組織の基盤の確立とともに、一層の活動の充実を目指す必要がある。</p>

6. 外部評価委員による総合的な評価

<p>必要性を否定はしないが、Sをつけるほどのものとは思われない。適度な労力で行えばよいものとする。</p>
--

事業・業務の名称： 4 . 学術に関する国際交流の促進 （ 6 ） 公募事業の改善

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 ></p> <p>振興会は、外国人研究者の招致事業、共同研究、セミナー、研究者の派遣などの事業に関し、18 種類の募集要項（平成 16 年度実施分）を作成し、公募を実施した。このうち二国間交流として実施している共同研究への支援は 18 事業、セミナーの開催支援は 20 事業、研究者交流は 45 事業であった。また、外国人研究者の招致事業には 6 種類があった。また、公募を実施した事業全体の平成 15 年度の申請件数は 4,638 件であり、そのうち 1,383 件をピアレビューにより採用した。</p> <p>< 募集方法の改善、招へい事業経験者を対象とした調査、研究者交流の見直し ></p> <p>二国間交流における研究者交流の見直しに向けて相手国と協議を行った。また、一部の事業について、募集要項を一括化して、利用者の利便性を図ったほか、電子申請を導入した。申請から採用までの期間の短縮化を図った。招へい事業経験者を対象とするアンケートを実施し、90%以上の者から肯定的評価を得た。新たに 1 つの事業について、年複数回申請とした。</p>
--

2 . 評価資

<p>科学技術・学術審議会国際化推進委員会報告「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」、公募事業の改善（関連ページ）募集要項（外国人特別研究員（一般）アメリカ合衆国・オーストラリア及び欧州諸国との共同研究・セミナー、日米がん研究協力事業共同研究・セミナー、日仏交流促進事業共同研究・セミナー、日欧先端科学セミナー）、大学間交流支援事業実施に関する資料、平成 17 年度分募集の電子申請に係る資料</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 政府の施策との関係 ></p> <p>平成 15 年 1 月の科学技術・学術審議会の国際化推進委員会報告で「研究者の国際交流によるパーソナルネットワークは、研究の国際協力・交流を支える基盤であり、研究者交流の促進は国際化推進の重要課題」とされている。</p> <p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>振興会は、学術の国際交流を積極的に実施することで、日本と世界の研究者の研究協力を推進する学術振興機関であり、海外 37 か国、53 機関の学術振興機関との合意に基づく交流の枠組みを活用することにより、相手国との円滑な研究者の交流を支援することが必要である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>二国間交流における学術交流の効率性を高めるため、協議の整った国から、個人と個人の研究者の相互交流である研究者交流を廃止し、大学どうしのプロジェクトを交流の中心とする見直しを行い、2 つの対応機関と合意に達した。</p> <p>< 利用者にとっての効率性の向上 ></p> <p>申請に係る研究者の利便性を高めるために、共同研究・セミナーに関する募集要項を一本化したほか、二つの事業で電子申請を実施した。16 年度の募集にかかる共同研究とセミナーの電子申請化に向け、システムを構築した。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 成果を高めるための誘因 ></p> <p>二国間交流をより質の高いものとするために、研究者交流の経費について、交流の規模や派遣期間、回数を研究者の意図に基づいて柔軟に設定できる共同研究の支援に充てることとし、1 つの対応機関と事業内容の変更について合意した。</p>	A	A

4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 公募事業のうち、一部の招へい事業において、不採用となった申請者からの要望に応じて、全申請におけるおよその位置付けを通知することとし、募集要項に記載した。</p> <p><審査員等の氏名の公表> 特別研究員等審査会の合議審査を実施する事業については、審査員名簿にリンクし、閲覧できるようにした。</p>	A	A
---	---------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	国内で公募する全ての国際交流事業の種類・申請方法・審査方針について、ホームページで公表する。	15～全18事業 A 12～14事業 B 11事業以下 F	国際交流に関する公募事業のうち、ホームページ上で種類、申請方法、審査方針について掲載した事業の数と、その比率：18事業中の18（100%）	A
2	申請件数が少ない又は採択倍率が低い事業について（中期計画終了時点までに）10%以上、廃止又は実施方法の見直しを行う。	(平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に) 6%以上 S 4%以上6%未満 A 2%以上4%未満 B 2%未満 F	各対応機関との取決めに基いて実施している事業(セミナー20事業、研究者交流45事業、計65事業)のうち、対応機関から事業の見直しについて合意を得た事業数：4.6%（65事業中の3）	A
3	申請から決定・連絡までの期間を現行の4ヶ月より短縮する。	3.5か月未満 S 3.5～4.25か月 A 4.25～4.5か月 B 4.5か月以上 F	公募事業（欧米からの若手研究者の短期招へい事業を除く）における申請受付から採択決定に関する通知までに要した期間：平均3.0か月	S
4	欧米からの若手研究者の招へいに関する事業については、申請から採択まで80日より短縮し決定・連絡する。	75日以内 S 76～82日 A 83～89日 B 90日以上 F	欧米からの若手研究者の招へいに関する事業における申請受付から採用決定に関する連絡までに要した期間：平均78.6日	A
5	事業に参加した研究者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。	85%以上 S 75%～85% A 65%～74% B 65%未満 F	振興会事業参加者を対象に行った調査における肯定的評価の比率 外国人特別研究員：94.9% 外国人招へい研究者：96.8%	S
6	招致事業に申請する機会は、60%以上の事業で、年複数回可能となるようにする。	86%以上 S 55%～85% A 45%～54% B 45%未満 F	平成15年度に年複数回の申請受付を行った招致事業数とその比率：6種類中の4（66.7%） 注：1種類が新たに複数回になるとともに、1種類が廃止された。	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本会の公募事業は、国際交流を進めようとする研究者の発意に応えるために重要な役割を果たしている。その公募事業の見直しについては、申請から決定・連絡までの期間の短縮をはじめとして適切に行われた。見直しには、相手国との協議が必要な場合には実現に時間がかかる場合もあるが、引き続きその作業を続ける必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

全体としてたいへん大きな事業が進められており、事業を円滑に遂行するための努力は高く評価する。

事業・業務の名称：5．学術の応用に関する研究の実施（1）未来開拓学術研究推進事業

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 15 年度においては、平成 14 年度終了分のプロジェクトについて、事後評価を行うとともに、翌年度まで継続する研究課題についても評価を行い、研究経費の増減を図った。 なお、政府出資金事業の整理、統合に伴い、未来開拓学術研究推進事業は、平成 12 年度をもって新規プロジェクトの創設を終了し、平成 16 年度に全てのプロジェクトが研究期間を終了する。</p>
--

2．評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・未来開拓学術研究推進事業（パンフレット・事業説明） ・未来開拓学術研究推進事業（パンフレット・平成 15 年度実施概況） ・独立行政法人日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業実施要項 ・独立行政法人日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業業務委託基準 ・独立行政法人日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業委員会組織運営要項 ・独立行政法人日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業研究評価要項

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 振興会は我が国を代表する学術研究支援機関であり、あらゆる分野の学術研究の支援を行っていることから、本事業の企画・実施支援に最も適切であると判断される。</p> <p>< アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 本事業は、日本のアカデミックコミュニティの指導的立場にある研究者により組織される事業委員会のもとに実施されている。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 中間評価結果の実施と、その場合の以後の支援への反映 > 未来開拓学術研究推進事業においては、中間評価のみならず毎年度の研究の進捗状況等の評価に基づき、翌年度以降の研究費の増減を図っている。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 > 本事業は、研究の進展が期待できること、地球規模の問題の解決、経済・社会の発展、豊かな国民生活の実現等を目指し、我が国の未来の開拓につながることを基準として研究プロジェクトを決定した。</p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 > 最終評価にあたっては、研究終了時における研究計画、目的達成度及び研究成果等を考慮し、評価基準には、研究の独創性を重要な基準として、予想以上の成果を挙げたか否かを考慮している。</p> <p>< 成果を高めるための誘因 > 未来開拓学術研究推進事業においては、研究の進捗状況を精査し、新たな研究の展開が求められるものについては、高く評価し、翌年度以降の研究費を増額することとしている。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 評価を担当するわが国の指導的研究者を中心に構成する研究評価委員会委員の氏名を、未来開拓学術研究推進事業「最終評価」報告書にて公表するとともに、ホームページ上でも公開した。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 評価終了後、研究評価委員会は、研究評価の概要を作成し、ホームページ上で公開した。</p>	A	A
---	-------------	---	---	---

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	年度ごとの評価では、プロジェクト経費の10%増減などの適切な評価を引き続き実施する。	26件全ての評価を実施、半数以上の評価結果が研究経費の10%以上の増減を図った場合 S 26件全ての評価を実施し、複数の評価結果が研究経費の10%以上の増減を図った場合 A 20件以上の評価を実施し、複数の評価結果が研究経費の10%以上の増減を図った場合 B 19以下の評価の実施にとどまった場合 F	平成16年度に継続する研究プロジェクト全ての26プロジェクトについて評価を行い、13プロジェクトについては10%以上の研究経費の増減を行い、その他13プロジェクトについても10%以下の研究経費の増減を行った。	S

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

本会が行う未来開拓学術研究推進事業は、我が国のアカデミック・コミュニティの指導的立場にある研究者の意見を踏まえて運用しており、当該分野で日本を代表する研究者の意見に基づいた評価業務が実施されている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

事業は適正に行われていると評価できる。本事業の目的や成果が新事業に継承されることを期待する。

事業・業務の名称： 5 . 学術の応用に関する研究の実施（ 2 ）人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 平成 15 年 9 月に平成 15 年度推進すべき 4 つの研究領域について公開ワークショップを開催し、人文・社会科学を中心とした研究者より研究計画の提案を募った。そこで提案のあった研究計画を企画委員会にて検討し、プロジェクト研究として構築し、プロジェクト・リーダー等の設定を行い、事業委員会（委員長：池端雪浦 東京外国語大学長）にて 13 件のプロジェクト研究を決定した。 事業推進にあたり、研究者からの提言発表及び研究者間ネットワークの形成のために平成 15 年度は 4 回のワークショップを開催するとともに、各プロジェクト研究において研究活動の推進・活性化のためにシンポジウムやセミナーを行っている。</p>
--

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術・学術審議会学術分科会報告「人文・社会科学の振興について - 21 世紀に期待される役割に応えるための当面の振興方策 - 」 ・ 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業 ・ 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業 平成 15 年度プロジェクト研究について（報告） ・ 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業 事業委員会委員名簿、平成 15 年度発足研究領域企画委員会委員名簿 ・ 独立行政法人日本学術振興会 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業実施要項 ・ 独立行政法人日本学術振興会 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業業務委託基準
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 平成 14 年 6 月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告に基づき実施している。</p> <p><振興会が行う必要性> 同報告において、現代社会において人類が直面している問題の解決と対処のため、人文・社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む課題設定型プロジェクト研究の推進に際しては、「学術振興の中核的機関である日本学術振興会の機能などを最大限に活用すること」としており、また人文・社会科学の振興を図る機関は振興会の他に存しない。</p> <p><アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施> 本事業における研究テーマについては、シンポジウム等における研究者からの提案を取り入れて設定している。</p>	S	S
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> プロジェクト研究の実施に当たっては、研究者の所属機関と委託契約を締結することにより行っており、研究委託手続きについて迅速に、効率的にできるよう配慮している。</p> <p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 人文・社会科学分野においては、個人的、小規模の研究体制が一般的であり、プロジェクトによる研究推進の体制の基盤が確立していないことから、平成 15 年度は制度設計等のため時間を要した。そのため、実質的な研究期間が 6 ヶ月程度となってしまった。</p>	B	A
3 有効性・適切性	<p><学術研究の特性が配慮された審査・評価> 本事業においては、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告をもとに、研究者のイニシアティブ、リーダーシップ、人文・社会科学を中心とした諸学の協働、研究成果の社会への提言、若手研究者も含むプロジェクト・リーダーの養成、の 4 つのポイントに留意してプロジェクト研究を構築することを事業委員会において決定した。</p>	A	A

		<p>プロジェクト研究については、本格的なプロジェクトとして3～5年間研究推進するもののほか、パイロット・スタディ（準備研究）又はフィジビリティ・スタディ（予備・萌芽研究）として1～2年間の準備段階を設けた。</p> <p><期待される成果に対する支援の適切性> 平成15年度開始プロジェクト研究（13件）については、平成16年3月に進捗状況報告シンポジウムを開催した。 振興会内に本事業の研究者が自由に使用できるスペースを確保した。</p>		
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 平成15年度に推進すべき研究領域・研究テーマについて、研究計画の提案をホームページ等を通じて募集した。</p> <p><支援決定根拠・手順の明示> 本事業の実施体制、プロジェクト研究の構築の流れ、及び平成15年度開始プロジェクト研究（13件）について、平成16年1月に報道発表を行った。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	公開シンポジウムを年1～2回程度開催（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に1回程度開催）	年3回以上 S 年1～2回 A 年0回 F	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業ワークショップ（平成15年9月11～12日開催） 平成15年度発足研究領域ワークショップ<市場と倫理>（平成16年1月27日開催） 平成15年度発足研究領域ワークショップ<日本の教育システム>（平成16年2月12日開催） 平成15年度発足研究領域ワークショップ<豊かな人間像の獲得>（平成16年2月12日開催） の計4回開催（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に計3回開催）	S
2	共同研究セミナーを年1～2回程度実施（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に各プロジェクトにおいて1回程度実施）	各プロジェクトにおいて 年3回以上 S 年1～2回 A 年0回 F	共同研究セミナーについては、各プロジェクト研究において1～2回程度開催しており、振興会においては研究成果報告書において把握している。	A
3	成果発表のとりまとめ・公表を年1回実施	年2回以上 S 年1回 A 年0回 F	平成15年度進捗状況報告シンポジウム（平成16年3月16日開催）	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

<p>平成15年度新規事業のため、また人文・社会科学という特殊な分野における課題設定型のプロジェクト研究を推進するため、制度設計等に多くの時間を要したことから、実質的な研究期間が6ヶ月程度となってしまった。適切な制度や効率的な手続き等、引き続き改善・工夫を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、直面している現代的諸問題の解明と対処のため、人文・社会科学を中心に各分野の研究者からの提案を企画委員会が中心となり、重層的に組み合わせ、分野の協働の誘導を目指した具体的なプロジェクト研究の形成が行われたことにより、研究が横断的に、活発に行われており、本事業全体で約300人余りの研究協力者の参画を得た。今後、研究成果の社会への発信を積極的に行えるよう支援体制を引き続き整備する必要がある。</p>

6. 外部評価委員による総合的な評価

<p>本事業の必要性を高く評価したい。初年度ゆえに効率性が不十分なのは理解できる。トップダウンにならぬようによく考えられたスキームであり、次年度以降に期待したい。</p>

事業・業務の名称：6 . 学術の社会的連携・協力の推進 産学協力総合研究連絡会議、研究開発専門委員会、産学協力研究委員会、産学協力による国際シンポジウム

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 学術の社会的連携・協力の推進を図るため、大学、企業等の研究者が学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、連携を図る場として、将来の技術開発上重要な課題を選定し、学界と産業界の第一線の研究者を構成員とする「産学協力研究委員会」を設置しており、56 委員会（平成 16 年 3 月末現在）が活動している。 また、産学協力研究委員会等諸事業を拡充強化するとともに、産学協力諸事業が長期的展望のもとに全体としてより総合的、組織的に推進する趣旨で「総合研究連絡会議（議長：西澤潤一 岩手県立大学長）」が設置され、審議を行っている。「研究開発専門委員会」は、産学協力研究による研究開発を促進するため、将来の発展が期待される分野から選定した課題について、同会議で専門的に調査審議を行うものであり、3 委員会（平成 16 年 3 月末現在）が活動している。なお、総合研究連絡会議は平成 16 年 2 月に「産学協力総合研究連絡会議」と名称を変更し、その位置付けを明確にした。 さらに、産学協力研究委員会で蓄積された成果発信の場として産学協力による国際シンポジウムを開催している。</p>
--

2 . 評価資料

<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学術振興会産学協力総合研究連絡会議等設置要項 ・産学協力総合研究連絡会議及び各種委員会組織図 ・産学協力総合研究連絡会議委員名簿 ・産学協力国際シンポジウムの開催経費の一部負担について
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 昭和 57 年 1 月の「学術研究体制の改善のための基本的施策について」に関する学術審議会報告「学術研究に対する社会的要請への対応」を踏まえ、学術の社会的・連携を促進するため、本事業を実施している。 <振興会が行う必要性> 学術の中核的機関である振興会が、学術研究に寄せられている多様な社会的要請を踏まえ、学界と産業界との協力による研究を促進するため、本事業を推進する必要がある。 <アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施> 産学協力研究委員会等の各種委員会は、アカデミックコミュニティの要望を踏まえ設置され、そこで議論される研究テーマについても決定する。 <研究ニーズに対する適切な支援規模> 産学協力総合研究連絡会議では、学界及び産業界のニーズを踏まえ、産学協力研究委員会や研究開発専門委員会を設置し、これらの事業を通じて、学界と産業界の研究者・技術者の養成に努めるとともに、学術の国際交流を図り、蓄積された成果を国際的に発信するため産学協力による国際シンポジウムを開催している。</p>	A	A
効率性	<p><支援規模・研究期間の面における妥当性> 設置期間は、原則、産学協力研究委員会については5年間、研究開発専門委員会は3年間であり、会議運営に必要な経費を支出している。 <中間評価結果の実施と、その場合の以後の支援への反映> 産学協力研究委員会については、産学協力総合研究連絡会議において活動状況報告及び5年ごとに設置継続にかかる中間評価を行い、同連絡会議の審議を以後の委員会活動の方針及び内容に反映させている。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 > 学界と産業界の研究者を構成メンバーとする産学協力総合研究連絡会議で、学術研究としての重要性という観点から、産学協力諸事業についての審査・評価を行っている。</p> <p>< 期待される成果に対する支援の適切性 > 産業界のニーズに基づき、学界のシーズをいかに結び付けるかとともに、学界と産業界のインターフェイスを強化させるため、産学協力諸事業に対する支援は適切かつ有効である。</p> <p>< 研究者の発意が成果に結びつく支援制度 > 各委員会の課題及び内容については、研究者の要望・ニーズ、及び研究者の発意に即したものであり、振興会は運営面での支援を行う。</p> <p>< アウトカム・インパクト面の成果 > 学界と産業界のインターフェイス機能充実・強化を図ることにより、平成 16 年 4 月より「次世代の太陽光発電システム第 175 委員会(委員長：小長井誠 東京工業大学教授)」が新たに設置されるなど、産学協力・連携による研究の進展やブレイクスルーに寄与している。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 産学協力総合研究連絡会議における産学協力諸事業の審査・評価は、ヒアリングを実施し、その後に合議で行うことにより適切かつ公正に行われている。</p> <p>< 事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示 > 産業界でニーズの高いテーマ及び産学協力により発展が期待されるテーマについて、産学協力総合研究連絡会議で委員会を設置し支援を行っている。</p> <p>< 支援決定根拠・手順の明示 > 産学協力総合研究連絡会議で委員会の設置、廃止等について審議、検討を行い、支援を行っている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	総合研究連絡会議を年 2 回開催する(平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 1 回開催する)。	半年間に 3 回以上 S 2 回 A 1 回 B 0 回 F	平成 15 年度は 2 回開催。(平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 1 回開催。)	A
2	研究開発専門委員会を年 12 回開催する(平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 6 回開催する)。	半年間に 14 回以上 S 6 回～13 回 A 3 回～5 回 B 2 回以下 F	平成 15 年度は 3 委員会で計 28 回開催。(平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日の間に 3 委員会で計 15 回開催。)	S
3	国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを年 2 回開催する(平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 1 回開催する)。	半年間に 4 回以上 S 1 回～3 回 A 0 回 F	平成 15 年度は 4 回開催。(平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間に 3 回開催。)	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成 15 年度は、産学協力総合研究連絡会議において産学協力による研究を促進するための方策を検討するとともに、産学協力により発展が期待される分野について新たに委員会の設置を行う(平成 16 年 4 月に「次世代の太陽光発電システム第 175 委員会(委員長：小長井誠 東京工業大学教授)」を新設)等、学界及び産業界の研究動向やニーズを踏まえた事業が実施されており、適切な事業運営がなされている。

6. 外部評価委員による総合的な評価

本事業は適正に行われている。あくまでも研究者と産業界の創意が前提であり、支援組織としての振興会の役割を意識することが重要であろう。

事業・業務の名称： 7 . 国の助成事業に関する審査・評価の実施（1）21世紀COEプログラムの審査・評価等

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>平成 15 年度における 21 世紀 COE プログラムは、10 の学問分野のうち 5 分野（医学系、数学・物理学・地球科学、機械・土木・建築・その他工学、社会科学、学際・複合・新領域）について、専門家・有識者等で構成される 21 世紀 COE プログラム委員会（委員長：江崎玲於奈 芝浦工業大学長）において、客観的で公平・公正な第三者評価を実施し、131 件の拠点形成計画を選定した。</p> <p>また平成 16 年度においては、「革新的な学問分野の開拓を目指す研究教育拠点形成」に範囲を限定して、平成 16 年 3 月に 186 の国公立大学から 320 件の申請を受け付け、同委員会にて審査を開始した。</p> <p>さらに、平成 16 年度に平成 14 年度採択の研究教育拠点の中間評価を実施するため、中間評価の評価方法等について同委員会にて検討を行った。</p>

2 . 評価資料

<p>平成 15 年度「21 世紀 COE プログラム」審査・評価に係る会議開催状況、「21 世紀 COE プログラム」審査要項、「21 世紀 COE プログラム」審査基準、「21 世紀 COE プログラム委員会」委員名簿</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係></p> <p>平成 13 年 6 月に文部科学省が打ち出した「大学の構造改革」の一環として、第三者評価に基づく競争原理の導入により、国公立大学を通じた大学間の競り合いが活発に行われ、世界最高水準の研究教育拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進するため、平成 14 年度より開始したものである。</p> <p><振興会が行う必要性></p> <p>選定のための審査は、専門家・有識者等のピアレビューにより客観的で公平・公正な第三者評価を行うこととされており、このため審査体制は、独立性の高いものとして文部科学省外に置くこととされ、日本学術振興会を中心として 21 世紀 COE プログラム委員会を組織し審査を行っている。</p>	S	S
2 効率性	<p><支援規模・研究期間の面における妥当性></p> <p>平成 15 年度の選定にあたっては、審査部会専門委員 105 人及び書面審査協力者（レフェリー）約 1,220 人に協力いただき、また、拠点形成プログラムが十分な研究期間を確保できるよう昨年度より審査開始時期を早め、十分な審査期間（3 ヶ月）をとって公平かつ的確な審査を実施した。</p> <p>これにより、合議審査等においても十分な審議を重ねることができ、考え方の共通理解を図るための十分な時間の確保を可能にした。</p> <p>また、審査・評価を効率的に行うためには、電子申請への取組みが重要であり、セキュリティに十分配慮しつつ、段階的に電子申請を行っていきたいと考えている。（中間評価用資料については既に CD-ROM による提出を実施し、平成 16 年度新規公募より、申請段階における誤りの減少に有効な「申請カード・拠点組織表」のメールによる申請受付を実施）</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><学術研究の特性が配慮された審査・評価></p> <p>21 世紀 COE プログラムは、主として研究面においてポテンシャルの高い専攻等が世界最高水準の研究教育拠点を形成するために必要とする経費を専攻等からなる研究グループに対して補助を行うものであり、専門家・有識者等から構成される 21 世紀 COE プログラム委員会において、以下の審査方針により審査・選定を行い、重点的支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該分野における研究上優れた成果を挙げ、将来の発展性もあり、 	S	S

		<p>高度な研究能力を有する人材育成機能を持つ研究教育拠点の形成が期待できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長を中心としたマネジメント体制の下、個性的な将来計画と強い実行力により、世界的な研究教育拠点形成が期待できるもの ・ 特色ある学問分野を通じ創造的、画期的な成果が期待できるもの ・ 事業終了後も、世界的研究教育拠点として継続的な研究教育活動が期待できるもの <p><期待される成果に対する支援の適切性> 世界的な研究教育拠点形成が期待できるような優れた申請が多く、各大学が競争的環境の中で個性輝く世界最高水準の研究教育の推進を図り、これまでの研究実績に裏打ちされた特筆すべき（世界的動向において重要視される）研究への取組みや人材育成機能を持つ研究教育体制の構築の検討が盛んに行われ、また、学長のリーダーシップのもとに複数の専攻等の有機的連携のための推進方策が検討されるなど、大学の活性化に大きく貢献している。</p>		
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 21世紀 COE プログラムは、分野別に 20 名程度の委員で構成される審査会において書面審査、大学の将来構想について責任を持ち、マネジメント体制の状況について説明する必要性から学長の出席によるヒアリング審査、合議審査を行っており、審査の公平性に努めている。 また、審査委員の選定における利害関係者の排除等に加えて、大学からの貴重な情報資料（拠点形成計画調書等）の管理・保護についても配慮している。</p> <p><審査・評価基準の公表> 審査については非公開で行っているが、文部科学省を通じた選定結果の公表、各大学への審査結果の開示については積極的に行っている。また、ホームページにおいても審査要項、審査基準、採択拠点の概要等関係情報の提供についても積極的に行っており、審査の透明性にも配慮している。</p>	S	S

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成 15 年度の公募・審査においては、世界最高水準の研究教育拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進するため、審査期間（書面審査、学長の出席によるヒアリング審査、合議審査）を十分に確保することにより、円滑な審査体制を作り、公平・公正な審査を実施し、また選定結果の公表等についても積極的な情報公開に努めたところである。

今後も各拠点プログラムの個性や特色に応じ各分野における世界最高水準の研究教育拠点として形成され、研究水準の向上や人材育成を通じ世界トップレベルの大学と伍して教育研究活動を行い、大学の活性化に大きく貢献していけるよう審査・評価においても常に制度等の見直し・改善を引き続き行っていく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

研究者個人ではなく研究組織を対象にした初めての競争的支援事業として導入された 21 世紀 COE プログラムの第 2 年目審査業務と 3 年目募集業務であるが、いずれも最大限の配慮がなされ適切に対応されている。効果は絶大である。

本プログラムの継続性を希望したい。

事業・業務の名称： 8 . 調査・研究の実施

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>学術システム研究センターでは、研究員が所属する研究機関との受託研究（平成 15 年度は、22 大学（48 課題）による研究活動を通じ、研究員自身の専門領域のみならず全般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにし、事業展開に反映させた。また、受託研究の成果について、対外的な発信に努め、学術振興に対する研究者の意識向上や国民の理解促進を図った。</p> <p>海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動向に関する情報収集を任務としており、平成 15 年度については、関係各課からの依頼により、欧米の海外センターにおいて、当該国における研究者養成制度の調査及び現地機関で研究を実施している海外特別研究員に対する訪問インタビューを実施し、振興会の特別研究員、海外特別研究員及び外国人特別研究員制度の改善・充実のために活用された。</p>

2 . 評価資料

独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター調査研究業務に関する委託基準

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 ></p> <p>振興会は、「科学研究費補助金」をはじめとした「研究費の助成」などを実施する我が国を代表する学術研究支援機関であり、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにする必要がある。</p> <p>< アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 ></p> <p>学術システム研究センターでは、人文・社会科学及び自然科学の全分野に対応する 48 名の研究員が研究動向等の調査・研究を実施し、その成果に基づき、研究者自らが振興会の各種事業に対し、企画立案等を行うこととしており、今後の振興会の事業展開を図る上で本調査・研究は必要不可欠である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 ></p> <p>海外研究連絡センターでは、現地拠点としての利点を活用し、現地学術関係者との継続的なコンタクトを通じて構築された情報収集ネットワークを通じて、効率的な調査を実施した。</p> <p>< 支援規模・研究期間の面における妥当性 ></p> <p>学術システム研究センター設置時期が年度途中であったこと、また内部規定等の整備に時間が必要であったことから、調査・研究期間の確保が十分でなかった。</p> <p>< 外部委託（アウトソーシング）の実施 ></p> <p>学術動向に関する調査・研究の実施については、学術システム研究センター研究員の所属機関と「受託研究」の契約を締結し、所属機関内において効率よく調査・研究を実施し、適切に研究費の執行及び経理管理を行っている。</p> <p>また、海外研究連絡センターでは、必要に応じて現地の調査会社に広範なデータ収集等を委託し、海外センターにおいてこれらの収集されたデータの分析・整理を行うことにより、効率的な調査を実施している。</p>	B	B

3	有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 学術システム研究センターでは、人文・社会科学系で250万円、自然科学系で350万円を上限とする受託研究とし各分野で必要とする額を適切に確保。</p> <p><研究者の発意が成果に結びつく支援制度> 学術システム研究センターでは、各分野の特性に応じた受託研究を実施することにより、研究成果が本会業務に反映することが可能となる。</p> <p><アウトカム・インパクト面の効果> 海外研究連絡センターの実施した欧米の研究者養成制度調査や海外特別研究員への訪問インタビュー調査の結果は、振興会の行う研究者養成事業の適切な運営及び改善・充実に繋がるうえで、不可欠の基礎資料となっており、有効に活用されている。</p>	A	B
4	公正性・透明性	<p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 学術システム研究センター研究員の所属機関との「受託研究」契約によって研究内容の概要や金額を明示。</p> <p><支援決定根拠・手順の明示> 学術システム研究センターが受託研究により実施する調査・研究については、規程を設けている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	<p>学術システム研究センターの研究員を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。</p> <p>学術システム研究センターの研究員全員に、専門分野についての学術動向調査を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業に生かす。</p>	48 課題 ~ 41 課題 A 40 課題 ~ 31 課題 B 30 課題以下 F	人文学分野・・・5 課題 社会科学分野・・・5 課題 数物系科学分野・・・6 課題 化学分野・・・4 課題 工学系科学分野・・・8 課題 生物系科学分野・・・4 課題 農学分野・・・7 課題 医歯薬学分野・・・9 課題 合 計 48 課題	A

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

学術システム研究センターに配置した8調査班40研究分野の研究員が、学術振興方策及び学術動向に関する調査・研究を実施し、その調査結果を今後の事業に反映させることは、非常に有益である。

しかしながら、平成15年度の本調査・研究を行う期間が、十分に確保できなかった。平成16年度以降については、速やかに調査・研究の依頼を行い、より密度の濃い調査結果が得られるよう努める。

また、海外研究連絡センターを活用した諸外国における学術動向調査についても、振興会事業の改善・充実に役立てられており、引き続き推進していく必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

調査課題に系統性が欠けているように見える。

今後の発展を期した自己評価は妥当である。

事業・業務の名称： 9 . 情報提供及び成果の活用

1 . 業務の実施状況

<p><事業の実施状況> 本会事業の実施状況等の情報提供については、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業案内等のパンフレットやポスターを適宜作成・配布するなど、各種媒体を活用して、広く内外の研究者等に広報・普及している。 また、学術研究の動向に関して、毎号様々な切り口からの特集を組んだ『学術月報』を、毎月編集・発行することにより、学術研究に関わる情報を、研究者のみならず、広く国民に普及している。 事業における実施報告書等については、従来の紙媒体だけでなく、外国人著名研究者招へい事業（6件） 拠点大学交流事業、日米先端科学(JAFoS)シンポジウムの実施報告をホームページで公開した。</p>
--

2 . 評価資料

--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会の業務運営における必要性 > 本会事業の実施状況等の情報提供について、各種媒体を活用して広報・普及することは、学術研究を支援し、学術の振興を図る本会の事業を、研究者のみならず、広く国民に理解・認知してもらう上で、重要である。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 事務処理面における合理化・効率化 > 事業の実施状況の情報提供や、実施報告書等の公表による成果の公開については、ホームページを積極的に活用することにより、より効果的・効率的な広報・普及ができるように進めている。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 成果を高めるための誘因 > 各種事業を募集する際、事業終了後に報告書等の公表を行うことについて、予め周知することにより、支援を受ける各研究者の研究内容や成果の水準を高める誘因となっている。 < フォローアップの実施 > 本会で実施している各種事業について、ホームページなどを活用して実施報告書等を公表することによって、当該研究成果等が広く一般に公開されることとなり、学術研究の振興に資することとなる。</p>	A	A
4 公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 本会事業の実施状況等を、ホームページなどの各種媒体を活用して広報することは、本会が支援した事業の研究成果等を、研究者のみならず広く国民に公開することになる。</p>	A	A

4 . 定量的指標による実績・評価(中期計画における数値目標に対する達成度を含む)

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

事業の実施状況等をホームページへ積極的に掲載し、事業案内等のパンフレットやポスターの作成・配布、『学術月報』の毎月編集・発行など、各種媒体を活用して、研究者のみならず広く国民に対し、本会の事業について情報提供を行うことができた。

また、本会が支援した事業の成果である実施報告書等については、従来の紙媒体のみでなく、一部をホームページに掲載するなど、広く研究者等に還元できるように公開を始めており、15年度計画を達成したものと認める。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

支援を受ける研究者の研究内容や成果の水準を高める誘因とするという観点は重要である。
国民的理解を得るための手法に工夫が必要である。

事業・業務の名称： 10 . 前各号に附帯する業務 （ 1 ） 国際生物学賞

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 平成 15 年 12 月 1 日に日本学士院にて天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、第 19 回国際生物学賞授賞式を挙行した。受賞者は米国ウッズホール海洋生物学研究所・勲功科学者 井上信也博士。 平成 16 年 1 月 28 日に第 20 回国際生物学賞の基本方針について議論するため、第 39 回国際生物学賞委員会を開催した。また同日、第 20 回国際生物学賞の審査を実施する審査委員会（第 1 回会議）を開催。3 月 8 日に第 2 回会議を開催した。</p>
--

2 . 評価資料

<p>第 19 回国際生物学賞 - 記録 - 国際生物学賞委員会（第 39 回会議）議事次第 第 20 回国際生物学賞審査委員会（第 1 回会議）議事次第 第 20 回国際生物学賞審査委員会（第 2 回会議）議事次第</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 本事業は昭和天皇の御在位 60 年と長年にわたる生物学のご研究を記念するとともに、生物学の奨励を図るため、生物学の研究において世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を顕彰したいという研究者の要望に基づいて設立された国際生物学賞委員会の事業である。 < 国際関係における必要性 > 世界的に著名な研究者を受賞者として選定することにより、本事業の国際的価値を高めることが期待され、ひいては振興会の国際的地位を高めることが期待される。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 委員会開催に際しては、出席者の旅費を最小限に抑えることができるよう開催時間を調整し、また、本会の会議室を利用する等、会議経費を節約して開催するよう配慮している。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 学術研究の特性が配慮された審査・評価 > 審査基準、候補者推薦手続き等はすべて、国際生物学賞審査委員会において決定され、委員である研究者の意見が反映されるよう配慮している。 < 成果を高めるための誘因 > 授賞式には、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、また、受賞者決定及び授賞式については、新聞報道等で取り上げられる等、国際的にも注目度、アピール度の高い賞として位置づけられている。</p>	A	A
4 公正性・透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 審査委員会は 19 名の研究者から構成されており、その中にはノーベル賞受賞者を含む 4 名の著名な外国人研究者も含まれており、多角的に審査する体制を整備している。</p>	A	A

	<p>< 審査・評価基準の公表 > 国際生物学賞受賞者決定の報道発表資料において審査経過や授賞理由を明記している。</p> <p>< 支援決定根拠・手順の明示 > 国際生物学賞顕彰規程、国際生物学賞委員会規程を定め、審査手続等を明確化している。</p>		
--	--	--	--

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
1	審査委員会を年4回開催する（平成15年10月1日～平成16年3月31日の間に2回開催する）。	3回以上 2回 1回 0回	S A B F	平成16年1月28日：審査委員会（第1回会議） 平成16年3月8日：審査委員会（第2回会議） A

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

外国人審査委員を含めた国際生物学賞審査委員会における慎重かつ多角的に審議を行った結果、世界的に優れた業績を挙げ、世界の学術の進歩に大きな貢献をした研究者を受賞者として選考したこと、また授賞式には天皇后陛下のご臨席をいただけたことにより、国内外に国際生物学賞が価値のある賞であることをアピールできたことから、15年度計画を達成したものと認める。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

事業は適正に行われている。

**事業・業務の名称：10．前各号に附帯する業務（2）ユネスコクーポンの販売・
買い上げ**

1．業務の実施状況

<p><事業の実施状況></p> <p>日本学術振興会としては、ユネスコが発行するクーポンを自国の通貨である円で売り、クーポン購入者は、このクーポンで希望する図書・資材を外国から購入する。また、外国からクーポンによって学術図書や科学資材の注文を受けて輸出した業者は、そのクーポンと引き換えに、日本学術振興会から円で支払いを受ける取扱いを実施してきたところである。</p> <p>この度、日本ユネスコ国内委員会の事務を行っている文部科学省国際統括官より今後のユネスコクーポンの取扱い業務について、取扱量が小額であり、事務合理化、効率化を図る観点から、ユネスコ本部において取り扱うことが適当であるとの依頼を受け、平成15年度末をもってユネスコ本部に移管することとした。</p> <p>平成15年度第3・4四半期取扱高 売上高 284.37 ドル 買上高 39,374.00 ドル</p>
--

2．評価資料

教育・科学・文化的資材のための国際的通貨 ユネスコ・クーポン、UNESCO coupons

3．定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p><政府の施策との関係> 昭和27年の閣議決定に基づき、日本ユネスコ国内委員会の活動の一翼を担う事業である。</p> <p><振興会が行う必要性> 我が国における取扱い高は減少しており、振興会が行う必要性は薄れている。</p>	B	B
2 効率性	<p><期待される成果に対する経費支出の合理性> 取扱い高の減少により、大きな成果は期待できなくなっているが、すでに電算化等によりわずかな事務負担で行われており、業務の効率化が図られている。</p> <p><効率性に関する評価（アセスメント）の実施> 事務合理化、効率化の観点から、今後の取扱いについてユネスコ本部において行うことは適切な措置である。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 買い上げ時は、本部からの精算手続き後すぐに、売上げ時には即時にクーポンを換金しており、研究者への利便性を確保している。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 支援決定根拠・手順の明示 > 必要書類や手続きを示したパンフレットを用意しており、手続きについては担当者が相手方と綿密な連絡をとることにより決定にいたる手順を明確に示している。</p>	A	A
---	-------------	--	---	---

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

平成 15 年度においてユネスコクーポンの発行、買い上げ、資金の取り扱い及びユネスコ本部への月例報告については効率的、合理的に実施された。

しかしながら、現在では以前のようなユネスコクーポンによる売買の取扱い高も減少している状況であり、平成 15 年度末をもってユネスコ本部へ業務を移管するという判断がされたことは妥当である。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

事業は適正に行われてきたが、その歴史的使命は終了した。

事業・業務の名称： 10 . 前各号に附帯する業務 （ 3 ） 学術関係国際会議の開催のための募金事務の受託

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 平成 15 年度において日本学術振興会が学術関係国際会議開催のために受託した募金事務は第 19 回国際宗教学宗教史会議世界大会、第 10 回国際学会「化学反応の立体ダイナミクス 2004」及び世界一般医・家庭医学会 2005 年アジア太平洋学術会議の 3 件である。 また、募金事務を受託し開催された国際会議は、第 13 回国際動脈硬化学会学術会議の 1 件である。 なお、平成 15 年度以前に募金事務を開始したものについては、学術国際会議開催に向けて募金事務を行っているところである。</p>
--

2 . 評価資料

<p>学術関係国際会議開催のための寄付金 - 募金を計画される研究者の方々へ -</p>
--

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 学術の国際交流に貢献する国際会議事務について間接的に支援をおこなうものであり、振興会の目的にかなっているうえ、本会が特定公益増進法人であることを有効に生かすものである。 < 研究ニーズに対する適切な支援規模 > 学術研究を取り巻く財政状況の厳しさから、その重要な成果発表の機会である学術国際会議についても、寄附金にある程度依存せざるを得ない状況があり、税制上の優遇措置を受けるという間接的支援であるが、学術関係者のニーズに適切に応えうるものである。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 学術の振興への貢献、振興会の名称を使用することによる P R 効果が得られることから、十分合理性が認められる。</p>	A	A
3 有効性・適切性	<p>< 期待される成果に対する支援の適切性 > 本会を通じて募金を行うことで、税法上の優遇措置を受けることにより、主催者が募金活動を行いやすくなる。また本会の P R にもつながっている。 < フォローアップの実施 > 国際会議の報告書及び決算書の提出を求めることにより、支援の結果としての成果などのフォローアップを実施している。</p>	A	A

4	公正性・ 透明性	<p>< 審査・評価業務の公正性 > 一定の受託基準を満たした申請について、役員会での審議を経て受託の可否を決定している。</p> <p>< 審査・評価基準の公表 > 受託基準を示した手引きを、申請の問い合わせを受けた際、配布している。</p> <p>< 支援決定根拠・手順の明示 > 同様に手引きに手順を示すほか、提出見本を整備し、申請手続きを円滑にできるよう便宜を図っている。</p>	A	A
---	-------------	--	---	---

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5 . 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

現在行われている学術研究に対し、昨今の財政状況の中でその成果発表の場である学術国際会議を開催するための募金事務を行ってきたところであるが、振興会が税法上の優遇措置を受けていることもあり主催者、寄附者及び研究者にとっては振興会が本業務を行っていることの意義が十分発揮されており、振興会の支援業務という立場からも十分な役割を果たしている。

6 . 外部評価委員による総合的な評価

振興会による支援業務として適正に行われており、必要な役割を果たしている。

事業・業務の名称： 10 . 前各号に附帯する業務 （ 4 ） 個別寄附金事業及び学術振興特別基金事業

1 . 業務の実施状況

<p>< 事業の実施状況 > 民間企業、団体、個人等から広く寄附金を受入れて、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施等の促進等のため、寄附者の意向に基づき以下の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茅コンファレンス ・ 井口記念人間科学振興事業 ・ 熱帯生物資源研究事業 ・ 藤田記念医学研究振興事業 ・ 小野薬品・住友製薬日中医学研究者交流事業 <p>また、あらかじめ事業分野を特定しないで助成する学術振興特別基金事業として以下の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果刊行の援助：「フッ素化学入門 - 先端テクノロジーに果すフッ素化学の役割」、「Fiber Crystal Growth from the Melt」、「Proceedings of the Fourth International Symposium on the Control of Semiconductor interfaces」 ・ 学術研究フォーラムの支援：「学術シンポジウム」（平成 15 年 12 月 18 日開催）

2 . 評価資料

<p>寄附金事業（茅コンファレンス、井口記念人間科学振興事業、熱帯生物資源研究事業、藤田記念医学研究振興事業）について、日本学術振興会と中国医学科学院との間の学術交流に関する覚書・実施細目、独立行政法人日本学術振興会と中国医学科学院との間の学術交流に関する覚書等に基づく日中医学研究者交流事業実施要項、小野薬品・住友製薬日中医学研究者交流事業事業委員名簿</p>

3 . 定性的指標による実績・評価

評価の観点	日本学術振興会の自己点検		外部評価委員の評価
	実績	評価	
1 必要性	<p>< 振興会が行う必要性 > 振興会への寄附金は、特定公益法人に対する寄附金として、寄附者が個人の場合は、「寄附金控除」の適用を受けることにより、また、法人の場合、「寄附金損金算入」の特例が適用されることにより免税措置が取られる。すなわち、振興会の寄附金事業は、学術の振興を願う篤志家等の資金をその意志に基づき様々な事業形態により実施するという重要な役割を担っている。</p> <p>< アカデミックコミュニティの意見に基づく事業実施 > 寄附金事業の実施にあたっては、多くの場合、寄附者の意向に基づき、著名研究者等により構成される事業委員会が設置され、審査・評価が行われている。</p>	A	A
2 効率性	<p>< 期待される成果に対する経費支出の合理性 > 振興会が実施することは、免税の措置が取られることにより、寄附者において財政面でのメリットがあることに加え、必要な事務経費は、消耗品費、通信費等の実費以外、寄附者の負担とならないことから、限られた資金を最大限事業に振り向けることができる制度である。</p>	A	A

3	有効性・適切性	<p><期待される成果に対する支援の適切性> 振興会が行う支援の形態は、学会会合開催等（茅コンファレンス、井口記念人間科学振興事業）研究助成（熱帯生物資源研究事業、藤田記念医学研究振興事業）国際交流（小野薬品・住友製薬医学研究者交流事業）など多様であるが、それぞれの事業において、例えば「医学生物学的手法による人間科学の講演会・セミナーの開催（井口記念人間科学振興基金）」、「熱帯生物資源に関する調査研究助成（熱帯生物資源研究事業）」、「日中両国の医学研究者の交流（小野薬品・住友製薬医学研究者交流事業）」といった、ユニークな目的が設定されており、その目的に沿った形で支援が決定・実施されている。</p> <p>なお、近年の低金利により基金型の寄附金事業については、基金を取り崩さなければならない状況にあり、将来は事業規模の縮小等に問題が生じることが予想されている。</p>	A	A
4	公正性・透明性	<p><審査・評価業務の公正性> 寄附者の意向に添った審査・評価が実施されている。また、審査・評価を行う委員会名等については公表されている。</p> <p><事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示> 支援対象の設定は個々の寄附者の意向に基づき行われている。また、当該寄附金事業の趣旨や目的は、趣意書、募集要項等に明記されており、寄附者と支援を受ける者が共通の理解のもと、研究等が推進されている。</p>	A	A

4. 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

該当なし

5. 独立行政法人日本学術振興会による自己点検評価の結果

寄附金事業の形態は、学会会合の開催、研究助成、国際交流等多様であるが、それぞれ寄附者の意向に沿った事業が適切に実施されている。なお、低金利により基金の取り崩しが行われている事業については、特定の個人や団体から基金を受け継いだものであるため新たな募金も困難とみられるため、今後の用途について、引き続き寄附者との間で十分な理解を得ながら業務を進める必要がある。

6. 外部評価委員による総合的な評価

審査・決定など業務は適正に行われている。各事業の継続のための工夫が必要であろう。

附属資料

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程

〔平成16年2月20日〕
規程第4号

（設置）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会）

第2条 委員会は、文部科学大臣から示された中期目標を達成するための計画（平成15年10月2日文部科学大臣認可）に記載された外部評価を行うことを目的とする。

2 委員会は、振興会の業務運営について評価を行い、その結果を理事長に報告する。

3 委員会は外部評価委員（以下「委員」という。）6名以内で組織する。

（委員の任命）

第3条 委員は、学界及び産業界を代表する有識者のうちから理事長が委嘱する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

（資料の提出等の要求）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、振興会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する。

2 この規程の最初に任命される委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程

〔平成16年2月20日〕
規程第5号

（設置）

第1条 独立行政法人日本学術振興会に、自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会）

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に係る、自己点検評価を行うことを目的とする。
- 一 文部科学大臣から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に定める、業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
 - 二 中期計画に定める、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置
- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- 一 理事長
 - 二 理事
 - 三 学術システム研究センター所長及び副所長
 - 四 審議役及び各部長

（委員長）

- 第3条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

（監事の出席等）

- 第4条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 2 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（作業部会）

- 第5条 委員会に、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、第2条第1項各号に定める各部等における業務の実施状況等に関する資料を作成し、委員会に報告する。
 - 3 作業部会に属すべき者は、委員長が指名する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年2月17日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会平成15年度自己点検評価実施要領

〔平成16年2月20日〕
理事長裁定

1. 目的

この要領は、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）が自己点検評価を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象

自己点検評価は、平成15年度に振興会が行った業務のうち、中期計画に定める次の各号に掲げる事項を対象とし、年度計画に定めた項目ごとに実施する。

第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

3. 自己点検評価委員会

自己点検評価は、振興会に置かれた自己点検評価委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

4. 平成15年度独立行政法人日本学術振興会事業の評価手法について

振興会は、自己点検評価における基本的な考え方を示した「独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について」を作成する。

5. 自己点検評価シート

自己点検評価は、別紙「自己点検評価シート」により実施する。

6. 自己点検評価シートの作成

委員会に置かれた作業部会は、各部等における業務の実施状況等に関する資料として、以下の各項目について記載することにより「自己点検評価シート」を作成し、委員会に報告する。

1. 事業・業務の実施状況

2. 評価資料

3. 定性的指標による実績・評価における実績

4. 定量的指標による実績・評価における評価の観点及び実績

7. 評価の実施

委員会は、作業部会の報告に基づき点検評価を行い、その結果を「自己点検評価シート」の以下の各項目に記入することにより自己点検評価報告書を作成し、理事長に提出する。

3. 定性的指標による実績・評価における評価

4. 定量的指標による実績・評価における判定

5. 自己点検評価の結果

8. 自己点検評価報告書の外部評価委員会への提出

理事長は、自己点検評価報告書の内容が適正であると判断した場合、外部評価委員会に提出する。

自己点検評価シート**業務の名称：** _____**1. 業務の実施状況**

<業務の実施状況>

2. 評価資料**3. 定性的指標による実績・評価**

	評価の 観点	実績	評価
1	必要性		
2	効率性		
3	有効性・ 適切性		
4	公正性・ 透明性		

4 . 定量的指標による実績・評価（中期計画における数値目標に対する達成度を含む）

	評価の観点	評価基準	実績	判定
		以上 S ～ A ～ B 以下 F		
		以上 S ～ A ～ B 以下 F		

5 . 自己点検評価の結果

--

独立行政法人日本学術振興会
平成15年度事業の評価手法について

平成16年2月

独立行政法人日本学術振興会

目次

1．序文	148
2．学術研究支援事業に対する評価のあり方	148
（1）独立行政法人通則法及び独立行政法人日本学術振興会中期計画に基づく評価	148
（2）学術研究の特性に配慮した評価	148
（3）「特殊法人等整理合理化計画」に示された理念の実現に向けた評価	148
（4）「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について」に即した評価	149
（5）「日本学術振興会外部評価報告書」（平成14年12月）における提言に即した評価	149
3．海外において実施されている評価手法の検討	149
（1）米国における評価手法	150
政府業績成果法	150
大統領管理運営計画	150
米国科学財団（NSF）における機関・事業評価	150
国立保健研究所（NIH）における機関・事業評価	151
（2）英国における評価手法	152
英国における行政改革	152
高等教育財政評議会（Higher Education Funding Councils）	152
研究評議会（Research Councils）	153
（3）米英の評価手法において参考とすべき事例	153
学界、産業界を代表する有識者により構成される評価委員会	153
質的な評価の手法	153
個別の研究評価・事業評価の全機関的な評価への反映	154
年度毎の評価の中期的な事業計画における位置づけ	154
4．平成15年度事業の評価における定性的評価と定量的評価についての検討	155
（1）定性的評価と定量的評価の特性	155
（2）定性的評価の検討	155
評価の観点	155
評価項目	155
評価手法	155
（3）定量的評価の検討	156
5．定性的評価における具体的な評価項目案	156
必要性	156
効率性	157
有効性・適切性	157
公正性・透明性	158
6．次年度以降における評価の考え方	159

独立行政法人日本学術振興会平成15年度事業の評価手法について

1. 序文

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、中期計画において自己点検評価・外部評価を実施することを定めた。この自己点検評価・外部評価は、独立行政法人通則法が示すように法人としての業務が適正かつ効率的に実施されるよう自ら点検し、また、外部有識者による評価を受けることにより、その結果を業務運営の改善に反映させようとするものである。

本「評価手法について」は、平成15年度事業に対する自己点検評価・外部評価を実施するにあたり、その点検及び評価に関する基本的な考え方とその具体的な実施手法についての検討結果をまとめたものである。

2. 学術研究支援事業に対する評価のあり方

振興会の評価は、独立行政法人に求められる業務の適正性・効率性に関する観点に加え、学術研究支援機関として我が国の学術研究の発展に対する寄与という観点においても行われるべきである。このため、評価にあたっては以下の項目に留意しつつ、実施する。

（1）独立行政法人通則法及び独立行政法人日本学術振興会中期計画に基づく評価

独立行政法人の業務運営については、主務大臣が3年から5年の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成し、これらに基づき業務運営を行い、その業務運営の状況については、毎年度及び中期計画期間終了時に主務省に置かれた評価委員会等により評価を受けることとされている。これは法人の業務運営に自立性、自主性を付与する一方で主務省に置かれた評価委員会等において厳格な評価が行われることにより、法人が国民のニーズに対応した業務運営を実施することを目的としたものである。

振興会が行う事業に対する自己点検評価・外部評価においても、この独立行政法人の理念に則り、法人に与えられた裁量を、最大限国民のニーズに対応することになるよう、事業の改善に役立てるものでなければならない。

（2）学術研究の特性に配慮した評価

振興会が行う学術研究活動に対する助成・支援の事業に対する評価は、研究者の発意に基づき行われ、その研究が様々な形として成果が現れるまでに長い時間を要する場合が多いという学術研究の特性を十分に配慮したものでなければならない。

すなわち、評価にあたっては研究者の発意に対して適切な審査・評価、支援などができる業務運営が行われているか、また、長い時間をかけて成果が現れる研究に対して適切に支援を行う態勢となっているかなどの観点において評価を行うことが重要である。

（3）「特殊法人等整理合理化計画」に示された理念の実現に向けた評価

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）においては、日本学術振興会の事業について必要な措置を講ずべきとした上で、その組織形態を独立行政法人とすることとされた。

振興会としては、同計画の指摘事項に対応する事業において、その講ずべき措置の実現に向け具体的な事業を展開しているところであるが、自己点検評価・外部評価においても同計画において示された観点により行われることが必要である。

(4)「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について」に即した評価

我が国の研究開発の事業にかかる評価の指針は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)において、また、文部科学省における研究及び開発に関する評価の指針は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について」(平成14年6月14日科学技術・学術審議会建議)においてそれぞれ示されている。これらにおいては、自ら研究開発を実施する機関に加え、振興会のような研究資金を配分する機関を含めてその評価指針が示されている。このため、自己点検評価・外部評価においても、その評価手法の策定、及び評価項目の設定に際し、両書に示された指針に基づき実施することが必要である。

(5)「日本学術振興会外部評価報告書」(平成14年12月)における提言に即した評価

日本学術振興会は、平成14年に評議員会に対し、外部評価の実施を依頼した。これに応えて評議員会は、主要国のファンディングエージェンシー(独立して資金配分等の事業を行う機関)の長等を中心とした国内外の7名の学識経験者・有識者による外部評価委員会を構成した。外部評価委員会は、東京における評価委員会での審議を含む評価を行い、外部評価報告書を評議員会議長に提出した。評議員会は同報告書について審議を行った上で、同年12月、日本学術振興会会長に外部評価報告書として提出した。

同報告書における評価結果は、その後の振興会の業務運営の指針となっていることから、今回の自己点検評価・外部評価も同書の評価内容・提言が適切に実行されているかという観点を含めて実施されるべきである。

3. 海外において実施されている評価手法の検討

振興会は中期計画において、自己点検評価・外部評価は諸外国のファンディングエージェンシーが行っている学術研究の特性を踏まえた評価手法を参考に評価を行うことを定めた。研究開発に関する評価、特に振興会のような研究資金の配分を行う機関の事業に対する評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について」において示されているが、中期目標に示されたように振興会が我が国の学術研究全体の振興に関するファンディングエージェンシーとして世界に広く認められる機関となるためには、その評価においても世界で広く行われている手法を参考にすることが適当であると考えられる。海外には、米国の米国科学財団(National Science Foundation-NSF)、英国の研究評議会(Research Councils)、ドイツのドイツ研究協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft)などのファンディングエージェンシーが存在し、それぞれの機関において様々な評価が実施されている。今回の振興会の自己点検評価・外部評価においては、比較的資料の入手が容易である米国における評価手法を中心に、英国における評価手法を併せて検討し、参考とすべき事項を抽出した。

(1) 米国における評価手法

米国における学術研究支援は、基礎科学研究を中心として米国科学財団（National Science Foundation-NSF）において行われている他、生物医学研究支援を中心に行う国立保健研究所（National Institutes of Health-NIH）、高エネルギー・核物理学などの支援を行うエネルギー省（Department of Energy-DOE）、宇宙科学などを受け持つ航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration-NASA）など多元的な機関において行われているが、これらの機関はいずれも政府機関であり、米国における法律あるいは大統領主導による行政改革の対象となっており、それらに基づく事業計画の策定や評価が行われている。また、それぞれの機関においても独自に機関内部の委員会や外部委託機関により多様な評価が行われている。

政府業績成果法

政府業績成果法（Government Performance and Result Act-GPRA）は、クリントン政権下の1993年に法律として定められた全政府機関を対象とした行政改革制度で、5年またはそれ以上の期間にわたる戦略計画、及び年度毎の業務計画書・業績報告書を作成し、その評価結果を施策に反映させようとするものである。戦略計画においては、各機関の主要な業務にかかる包括的な使命やアウトプット・アウトカムを含めた全般的な目的・目標、評価の手法などを含め、また、年度業務計画書には各業務の客観的で、数値化し、計測することが可能な目標としてのアウトプット、サービスの水準、アウトカムの測定、評価指標、現状と目標との比較、評価の適正性の根拠づけなどを示すことが求められている。各政府機関はこの戦略計画及び年度業務計画に基づき業務を実施し、年度業績報告書においてその成果を目標との比較において示すこととされている。

ただし、政府機関の業務の中には上記の年度業務計画において求められる数量的指標により評価を行うことが困難なものがあるため、例外的に代替の書式を用いて評価を行うことが認められており、米国科学財団は、数量的評価が困難な研究支援の業務などについて、数量的な評価に代えて学識経験者らによる質的評価を行っている。

なお、政府業績成果法は法律に基づく行政改革制度であり、次に述べるブッシュ政権による大統領管理運営計画による改革が開始された後も基本的には変わることなく今日も実施されている。

大統領管理運営計画

ブッシュ大統領による行政改革は、大統領管理運営計画（President's Management Agenda）と呼ばれるもので、「人的資源の戦略的管理」、「競争的発注」、「財務体質改善」、「E-ガバメント」、「予算・業績統合」という五つの共通する項目において全政府機関の行政改革を行おうとするもので、具体的な評価作業は大統領府管理予算室が中心となり、毎年度行い、その結果を次年度の予算に反映させようとしている。

同計画下における研究開発業務に関する評価の手順は、大統領府科学技術政策室長と管理予算室長が連名で関係の省・機関に送付した「機関間研究開発優先順位」に記されており、評価の基準としては「関連性」、「質」、「業績」の三点が示されている。

米国科学財団（NSF）における機関・事業評価

米国科学財団は、生物医学研究を除く科学研究全般に対して支援を行う独立の政府機関である。

伝統的にピアレビュー（同僚研究者による評価）を基本とした業務を実施しており、個々のグラント（研究補助金）の審査に加え、プログラム（個々の事業）の評価についても研究業績の評価を行う訪問委員会（Committee of Visitors-COVs）、及び訪問委員会の上部組織である諮問委員会（Advisory Committees-AC）により局（Directorate）の単位で評価の実施とそれに基づく業務の改善が行われてきた。

政府業績成果法への対応として、米国科学財団は2002年にこの局レベルに設置されていた諮問委員会を改組し、全機関レベルの政府業績成果法業績評価諮問委員会（Advisory Committee for GPRA Performance Assessment-AC/GPA）を設置した。同委員会は、Norine E. Noonan チャールストン大学科学数学部長を議長とした大学関係者14名、国立研究機関関係（大学関連施設を含む）者3名、産業界関係者2名の計19名の委員により構成されており、2002年度11月に政府業績成果法に沿った形で最初の報告書を提出している。米国科学財団は、この政府業績成果法業績評価諮問委員会による報告内容を政府業績成果法に基づく質的評価による代替評価として、業績報告書に含めて提出した。

大統領管理運営計画においては、米国科学財団の事業のうち、ツール（施設・機器関連の事業の総称）及び地球科学プログラム（地球科学局において実施されている事業）を対象として大統領府管理予算室による評価が行われた。評価は「プログラムは特定の利益、問題、必要性に対応しているか」、「プログラムは長期的目標を達成するための段階を示した年度毎の目標を有しているか」、「プログラムはその長期的なアウトカムの目標を達成するための適切な進展が見られたか」といった内容の計34項目についてその可否が評価された上で、成果と手段についての評価が加味され、ツールが「効果的」、地球科学プログラムは「ある程度効果的」との判定が示された。

また、米国科学財団の業務運営に対しては、これら行政評価とは別に、様々な外部機関や外部有識者による評価が行われている。その一例としては米国公共行政アカデミーが上院歳出委員会の委託により実施した「米国科学財団のプロジェクト（研究課題）の選考に関する検討（A Study of the National Science Foundation's Criteria for Project Selection）」と題された評価報告書がある。

国立保健研究所（NIH）における機関・事業評価

米国科学財団が独立した政府機関であるのに対し、国立保健研究所は、健康福祉省（Department of Health and Human Services-DHHS）の一部局という位置づけになっており、政府業績成果法における評価も同省全体の枠組みの中に位置づけられているが、研究所としても独立の年度業務計画書、業績報告書を作成・公表している。国立保健研究所は研究機関という性格を有しているため政府業績成果法に基づく報告書も研究計画及び研究成果の評価に多くのページが割かれているが、同時に米国における生物医学研究のファンディングエージェンシーであるという性格から「グラント行政・ピアレビュー」と題する章などにおいて研究資金交付業務に関する評価を行っている。この章において示された目標としては、「電子研究管理運営技術の開発」、「適正な公的研究資金の管理」、「ピアレビュー手順が研究の進歩に沿ったものであり、評価者の専門性が現代科学のニーズに合っているか」、「政府と利用者の関係を円滑にする革新的な事務手続きの確立」、「連邦資金の受領者が行う発明の報告手順の改善」がある。

なお、大統領管理運営計画に基づく評価は、国立保健研究所の所管省である健康福祉省の特定の事業を対象として実施されているため、国立保健研究所が機関として評価の対象とはなっていない。

米国科学財団と同様、国立保健研究所も政府主導による行政評価とは別に様々な評価を受けている。米国科学アカデミーによる評価も過去いくつも行われているが、昨年、組織運営にかかる評価報告書として「国立保健研究所の活力を高める：新たなチャレンジに応える組織変革 (Enhancing the Vitality of the National Institutes of Health: Organizational Changes to Meet New Challenges)」が提出されており、今後の組織運営の改善に利用されるものと見られる。

(2) 英国における評価手法

英国の学術研究に対する支援は、教育研究上の基盤的な経費を支援する高等教育財政評議会（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのそれぞれに設置）と、主として研究助成を行う研究評議会（バイオテクノロジー・生物科学、工学・物理科学、経済学・社会科学、医学、自然環境科学、核物理学・天文学の各分野に設置）の二種類の機関によって行われる、いわゆるデュアルサポートシステムが採用されている。

英国における行政改革

英国における行政改革は、1980 年度初頭のサッチャー政権における改革を皮切りにメージャー政権下の 1991 年に開始された中央政府機関の外庁化を含む「次の段階 (Next Steps)」と呼ばれる改革、そしてブレア政権下で始められた「政府の近代化 (Modernizing Government)」と、20 年余りにわたり前政権の改革の成果を踏まえ新たな改革が行われてきた。英国における学術研究支援機関も、これらの改革の理念に基づき、業務の効率化・透明性の充実などが進められている。

高等教育財政評議会 (Higher Education Funding Councils)

英国の高等教育財政評議会 (Higher Education Funding Councils) は学術研究のうち、基盤的な部分の資金の支援を担っているが、その資金配分は、4～5 年に 1 回行われる研究評価作業 (Research Assessment Exercise-RAE) と呼ばれる評価制度に基づき行われている。この研究評価作業とは、研究の質の評価を行うもので、その評価の実施においては、全ての学術研究分野を 68 の単位に分割し、それぞれにおいて 9 人から 18 人のピア (同僚研究者がパネル (委員会) を形成し、その専門性に基づく評価により行われており、結果は 5* (5 スター)、5、4、3a、3b、2、1 の 7 つの段階により示され、その評価に応じて配分される資金の額が決定される。

イングランド高等教育財政審議会は、1999 年から 2004 年の間の戦略計画を策定したが、その後もこの戦略計画は更新されており、近年の戦略計画とその評価については、2001 年から 2006 年までの戦略計画に対する 2001～2002 年の達成度が 2001～2002 年の年度報告書において報告されている。研究支援関連については、戦略計画において「知識と学問の進歩と、改善、事業化とイノベーションの促進をもたらす高い水準の研究の振興」という目標が掲げられており、年度報告書において自己点検評価の結果、2001 年の研究評価作業が 1996 年との比較において改善が見られたこと、及び 2001 年の研究評価作業における第 5 段階の評価を得た職員の数が増加が見られたこと、の二点において戦略目標を達成したと報告している。

なお、この研究評価作業の制度についてもオックスフォードウォルフソンカレッジ学長の Sir Gareth Roberts により取りまとめられた評価報告書が 2003 年 5 月に提出されており、同報告書に基づき改善が行われると見られる。

研究評議会 (Research Councils)

研究評議会 (Research Councils) は他の政府系の独立法人と同様、5年に一度定期的に抜本的な評価を受けることとなっており、研究評議会が現在の形態となって最初の評価が2001年に公表された。この評価は、所管庁である貿易産業省科学技術庁に設置された大学関係者、産業界、各研究評議会の最高責任者、及び政府関係者から成る運営委員会によるもので、第一段階として研究評議会の役割及び組織のあり方についての評価、そして第二段階として業務の効率性・有効性の観点からの評価が行われた。この結果、第一段階の評価としては、研究評議会は各々の業務を的確に遂行しており当面組織体制に変更の必要性は見あたらないこと、また、第二段階の評価としては、全般的に見れば研究評議会は適切に業務を遂行しているが、若干の問題はあり、今後各研究評議会が集散的に機能したり新たな科学の展開に柔軟に対応できるようにすることが求められるという評価であった。

また、上記の評価とは別に各研究評議会は、戦略計画を策定し、それに従い業務を遂行し、評価を行っている。例えば工学・物理科学研究評議会は、2003年から2007年間の戦略計画を策定し、英国の経済社会の問題に対応する世界水準の工学・物理科学の支援、有能な科学者・工学者の育成、知識経済への支援、研究への人々の関与、効果的・効率的な管理運営、という五つの目標を定め、それぞれに個別の具体的戦略や手段、目標を設定し、業務を実施し評価を行うこととしている。

(3) 米英の評価手法において参考とすべき事例

米国及び英国におけるファンディングエージェンシーが行う評価は、個々の事業、あるいは研究課題に対する評価の積み重ねに基づき実施されており、本来、その評価手法を参考とすることは、各機関において蓄積された膨大な評価のノウハウを理解し、体系化した上で行うべきであるが、調査開始後間もなく、未だ十分な知見も得られていない。このため、平成15年度に実施する自己点検評価・外部評価においては、両国における評価制度のうち、以下の点に着目し作業に反映させることとしたい。

学界、産業界を代表する有識者により構成される評価委員会

海外におけるファンディングエージェンシーに対する評価は、行政的な評価を含め学界・産業界を代表する有識者により構成される評価委員会により行われる場合が多い。具体的には米国の米国科学財団に設置された政府業績成果法業績評価諮問委員会、あるいは、国立保健研究所の組織運営に対して評価を行った米国アカデミーの委員会などが、学界、産業界を代表する有識者によるパネルを構成し、質の高い評価を行っている。

振興会の外部評価委員についても、これらの例に倣い、学術研究機関に所属する研究者及び産業界を代表する者で構成することにより、振興会の全ての業務に対する質の高い評価が可能となると考えられる。

質的な評価の手法

研究開発、特に基礎研究においては国の行政評価制度が求める数量的な測定指標を用いることが困難な場合があり、海外の機関においてはピアレビューの結果を行政評価に生かすなどの努力が行

われている。例えば米国科学財団は、政府業績評価法を所管する大統領府管理予算室より専門家により構成される独立委員会が行う質的評価による書式の使用の承認を受け、2002 年度報告書においては、事業実施に関する目標 4 項目のうち、3 項目について政府業績成果法業績評価諮問委員会の評価を政府業績成果法に基づく評価結果として利用している。

独立行政法人の評価は、基本的には客観的で数値化されたアウトプットやアウトカム（159 ページ「備考」参照）の指標によるべきであるが、振興会が行う学術研究支援事業の評価においては、米国科学財団と同様、外部の研究者等の有識者により構成された委員会による質的な評価を取り入れることが適当と考えられる。

個別の研究評価・事業評価に基づく機関の全体評価の実施

米国科学財団は、政府業績成果法業績評価諮問委員会を設置し、訪問委員会の実施した個々の研究成果に対する評価を機関全体として取りまとめる形で政府業績成果法に基づく質の評価を行っている。

また、国立保健研究所の評価においても、その業績の測定において独立評価ワーキンググループが行った評価を取りまとめる形で機関全体の政府業績成果法における業績報告書を作成している。

振興会においては、ほとんどの事業が研究者を中心とした専門家の審査・評価や、学術システム研究センター研究員による検討・助言に基づき実施されている。現時点においては、これらの様々な研究者による審査・評価活動を取りまとめ、法人全体の評価に反映させるシステムを構成するには至っていないが、自己点検評価・外部評価においては、これらの審査・評価活動について自己点検評価報告書に記載することにより、外部評価の参考とすることが望ましい。

年度毎の評価の中期的な事業計画における位置づけ

英国、米国のいずれにおいても、各機関が 5 年程度の中期的な戦略計画を策定し、各事業年度及び戦略計画期間の終了時にその業務の実績について評価を行うという手順で行政評価が行われている。これは、英国のエージェンシー化（外庁化）において端を発し米国の政府機関において政府業績成果法（GPRA）として取り入れられ、また、我が国の独立行政法人制度に組み込まれた手順であることによるものであるが、独立行政法人である振興会がこれら英米の評価制度を参考とすることは有効であると考えられる。

米英いずれの評価制度においても、年度毎の評価は中期的な期間の中で段階的に示された計画に対する実績に対して行われており、中でも米国の政府業績成果法においては、目標が達成されない場合、当該年度に達成し得なかった目標にかかる次年度以降の計画については、実現させるための計画を示すか、実現できないと判断した場合には、代替案を作成することができることなどが定められており、以後の年度毎の計画の改訂を含めた業務の改善に利用できる制度となっている。

振興会の自己点検評価・外部評価においても、平成 15 年度の評価を中期計画の枠組みの中に位置づけて行うことにより、単年度の事業計画の達成度を測定することに留まることなく、次年度以降の中期計画期間中の業務の改善に役立てるようすることが望ましい。

4．平成15年度事業の評価における定性的評価と定量的評価についての検討

(1) 定性的評価と定量的評価の特性

定性的評価は、主に同僚研究者や学界、産業界などの有識者による評価であり、数量的な評価が困難な学術研究に対する助成・支援事業を評価する場合に極めて有効な手段である。一方、定量的評価においては、数値目標を定め、それに対する達成度を継続的に測定することができると同時にその結果を分かり易い形で国民に示すことができるという利点がある。振興会の外部評価においては、これら双方の評価を取り入れることにより、学術研究に対する助成・支援事業の質を高めると同時にアカウンタビリティの要求に応えることとしたい。

(2) 定性的評価の検討

定性的評価は、学術研究に対する助成・支援事業に関する評価において有効な手法であるが、評価結果が評価者の主観に左右されたり、評価の対象がごく限られたものであることにより事業全体が適切に評価されにくいという問題がある。自己点検評価・外部評価においては、このような問題をできる限り排除し、共通の観点による高い客観性を持った評価手法となることを目標として、以下の手順で評価を実施することとしたい。

評価の観点

評価は、必要性、効率性、有効性・適切性、公正性・透明性の観点において行うこととする。全ての事業についてこれらの共通の観点により評価することにより、当該事業の振興会事業全体における位置づけを明らかにすることができるものと考えられる。

評価項目

評価の観点は全事業について共通とすべきであるが、定性的指標による評価においては、それぞれの事業において評価すべき項目は必ずしも同一ではない。例えば「必要性」という評価の観点について、ある事業は国の政策に沿うものであることにより必要性が説明され、また、別の事業においては研究者コミュニティにおいて強く求められた事業であることにより説明されることとなる。従って、振興会が実施する自己点検評価・外部評価においては、一つの評価の観点において複数の評価項目を設定し、その中から当該事業を評価するために適当な項目を選び実施することが適当と考えられる。ただし、この場合の評価項目は、いずれも当該事業の必要性や効率性などについて十分に国民の理解が得られるものとすべきである。

評価手法

評価は、1．必要性、2．効率性、3．有効性・適切性、4．公正性・透明性、の四つの観点のそれぞれについて行うこととなるが、自己点検評価においては、それぞれの観点について5～7つの評価項目を予め設け、その中から個々の事業について適切に評価できると考えられる2～3の項目を選定し、その実績を記述的に記載した上でそれぞれの観点における評価をS、A、B、Fの四段階により行うこととする（評価項目については、「(3) 定性的評価の検討」において詳述）。

外部評価においては、この自己点検評価の結果に基づき、外部評価委員が審議を行い、S、A、B、Fの四段階による評点及びコメントを記載することとする。

自己点検評価及び外部評価における S、A、B、F の評点の基準については以下のとおりとする。
なお、この基準は平成 14 年 3 月 14 日に文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術分科会において決定された「研究開発独立行政法人の評価に関する検討について」と同一である。

S：特に優れた実績を上げている。

A：計画通り進んでいる。又は計画を上回り、中期計画を十分達成し得る可能性が高いと判断される。

B：計画通り進んでいるとは言えない面があるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される。

F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される。

以上が、必要性、効率性といった観点における評価の手順であるが、外部評価においては、この評価に加え記述的な総合評価の実施を依頼することにより、振興会事業全体に対する評価を受けることも必要と考えられる。

(3) 定量的評価の検討

振興会は、中期計画において定量的な目標を定めており、その一つ一つについて点検・評価を行う必要がある。この評価手法については、定性的評価における手法と同様、S、A、B、F の 4 段階による評価手法と同一のものですることが適当と考えられる。

5. 定性的評価における具体的な評価項目案

以下は、4.(2)において示した必要性、効率性、有効性・適切性、公正性・透明性のそれぞれの観点における定性的評価の具体的な項目の案である。

必要性

当該事業を実施することが必要であるかという観点において評価を行うもので、以下の中から適切な項目を選択して実績を記載する。

政府の政策との関係

当該事業が、科学技術基本計画等、政府の政策に沿った形で実施されているかという評価項目。

振興会が行う必要性

当該事業が、他の機関で実施されたり、別の資金により実施されるよりも、振興会が実施することが適切であるか、という点における評価項目。

研究者コミュニティの意見に基づく事業実施

研究者の意見を反映させるため、事業実施において評議員会、学術顧問会議、各事業委員会等における議事内容や支援対象研究者からの報告書における意見などを適切に取り入れているかという評価項目。

研究ニーズに対する適切な支援規模

研究者コミュニティからの要望や社会的な要請、対象となる研究実施主体の規模、申請者数等により示される研究ニーズに対して支援規模が適切であるかという評価項目

我が国の学術研究資金全体における位置づけ【研究助成】

振興会がファンディングエージェンシーとなるための根幹をなす研究助成事業についての、我が国の学術研究資金全体から見た必要性に関する評価項目。

研究人材供給の観点における必要性【研究者養成】

我が国の研究人材の供給の観点における振興会の研究者養成事業の必要性についての評価項目。

国際関係における必要性【国際】

国際交流事業は、我が国と相手国の双方において必要性が認められて初めて効果を発揮するものであるという認識に基づく評価項目。

効率性

当該事業の実績について、経済的な面に留まらず幅広い効率性の観点において必要な措置が取られているかということの評価するもので、以下の中から適切な項目を選択して実績を記載する。

期待される成果に対する経費支出の合理性

助成・支援事業において期待される成果に対する振興会の経費負担に十分な合理性、適切性があるかという視点における評価項目。

支援規模・研究期間の面における妥当性

研究者に対する支援規模（採択課題数・採用者数等、及び個々の採択課題への支援額・研究者等への経費支給額）及び支援期間（採択・採用期間、派遣・受入れ期間等）の観点において効率的であるかという評価項目。

外部委託（アウトソーシング）の実施

外部委託による効率化の達成に関する評価項目。ただし、審査・評価業務における公正性・秘匿性の確保や研究者へのサービスの維持等についても考慮し評価を行うべきである。

中間評価の実施とその場合の以後の支援への反映

中間評価の結果に基づき配分額の増減等、支援内容を変更することは効率化に結びつくものであることから、その実施状況に関する評価項目。

効率性に関する影響評価（アセスメント）の実施

経費の削減等の効率化に際し、研究の質、支援対象者及び機関の負担、公正性・秘匿性の確保などの点において検討が行われ、その効率化が適切性をもっていることが確認されているかという点に関する評価項目。

有効性・適切性

当該事業が、高い学術研究成果の創出や、優れた研究者の養成など、質を高めるための措置に関する実績について評価するもので、以下の中から適切な項目を選択して実績を記載する。

学術研究の特性が配慮された審査・評価

個々の審査・評価業務において振興会が行う事業の特性が十分に配慮されているかという点に関する評価項目。

期待される成果に対する支援の適切性

支援の形態や内容が、期待される研究の成果を生み出すという観点において適切であるかと

いう点に関する評価項目。

研究者の発意が成果に結びつく支援制度

研究者の発想や意欲が研究成果に結実するような制度により事業が実施されているかという点における評価項目。

アウトカム・インパクト面の成果

事業のアウトプットに加え、アウトカム、更にはインパクトの面における評価項目（アウトプット、アウトカム、インパクトの考え方については、159 ページ「備考」参照）。

成果を高めるための誘因

研究途上で新たな展開を見せたことにより研究計画が変更となった場合にも適切に評価・支援が行われること、経費支出について過大な制約がないことなど、研究の質を高めるために有効と考えられる誘因が備わっているかという点における評価項目。

高いリスクのある研究に対する支援

創造的な研究計画で高いリスクを伴うものについても適切な審査・評価に基づき支援が行われているかという観点における評価項目。

フォローアップの実施

助成・支援期間中、あるいは期間終了後において、研究者に対する指導・助言や情報提供を行うなど、助成・支援の効果が高まるような適切な手当を実施しているかという点に関する評価項目。

公正性・透明性

当該事業における申請課題の採否決定や中間・事後評価など、助成・支援を行うにあたっての手続きやその内容の決定が公正性を有し、かつ、研究者や国民一般に理解できる形で説明できているかという点について評価するもので、以下の中から適切な項目を選択して実績を記載する。

審査・評価業務の公正性

審査・評価において適切に公正性を確保するための措置が取られているかという点における評価項目。

事業の目的に沿った支援対象の設定とその明示

応募資格の適切性やその公募方法などに関する評価項目。

審査・評価基準の公表

審査・評価基準の公表に関する評価項目。

支援決定根拠・手順の明示

委員会等における審議状況、学術システム研究センターにおける評価結果等、支援を決定するに至った根拠や手順が明示されているかという点に関する評価項目

審査員等の氏名の公表【公募事業】

事業委員、審査員等の氏名の公表に関する評価項目。ただし、審査の中立性・公正性を損なうことのないよう適切な規程が整備されていることを公表の前提とすべきである。

不採択となった申請者に対する説明【公募事業】

不採択となった申請について、書面審査の結果等を通知するなど申請者に対する説明がなされているかという点に関する評価項目。

6. 次年度以降における評価の考え方

本「評価手法について」は、独立行政法人化後初めて実施するもので、多くの点において未成熟である。次年度以降は検討を重ね、中期計画期間中における自己点検評価・外部評価の質を更に高めてゆくこととしたい。

備考：アウトプット、アウトカム、インパクトについて

アウトプット、アウトカム、インパクトについての考え方は、行政評価と研究開発評価とは必ずしも同一ではないが、振興会は行政機関であると同時に研究支援機関であることから、行政評価、研究開発評価双方の考え方を取り入れ、以下により本評価を実施する。

アウトプット：振興会が業務を実施したことにより直接研究者等に及ぼされたモノやサービス。具体的には研究費の交付、奨励金の支給、研究者の派遣・招へい、シンポジウムや共同研究の開催・実施など

アウトカム：振興会が業務を実施したことによる結果として研究者や研究活動等により及ぼされた効果。具体的には助成・支援対象者が行った研究の成果、支援を受けた特別研究員の研究職への就職、支援を受けた研究者の満足度など

インパクト：振興会が実施した事業・業務の結果、直接の助成・支援対象者を超えて研究者コミュニティや社会一般に及ぼされた影響。具体的には支援を行った研究の成果を踏まえた新たな研究の展開、人々の学術研究に対する関心の高まりなど

平成 15 年度自己点検評価及び外部評価の実施経過

平成 16 年 2 月 20 日

- 外部評価委員会規程を制定
- 自己点検評価委員会規程を制定
- 平成 15 年度自己点検評価実施要領を制定
- 「平成 15 年度事業の評価手法について」を決定

平成 16 年 2 月 20 日～5 月 6 日

自己点検評価委員会作業部会における業務の実施状況等に関する資料の作成

平成 16 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員を委嘱

平成 16 年 4 月 26 日

- 第一回外部評価委員会を開催
- 議題： 1 独立行政法人日本学術振興会にかかる外部評価について
- 2 独立行政法人日本学術振興会外部評価項目の割振りについて
- 3 その他

平成 16 年 5 月 7 日

- 自己点検評価委員会を開催
- 議題： 1 独立行政法人日本学術振興会にかかる自己点検評価について
- 2 その他

平成 16 年 5 月 10 日

独立行政法人日本学術振興会より外部評価委員に自己点検評価結果を送付

平成 16 年 5 月 10 日～5 月 27 日

外部評価委員が、決定した割振りに基づき外部評価案を作成

平成 16 年 5 月 28 日

- 第二回外部評価委員会を開催
- 議題： 1 独立行政法人日本学術振興会にかかる外部評価について
- 2 その他

平成 16 年 5 月 29 日～7 月 13 日

外部評価委員の間で、Eメールにより外部評価報告書について検討

平成 16 年 7 月 14 日

外部評価委員会より独立行政法人日本学術振興会理事長に外部評価報告書を提出

独立行政法人日本学術振興会平成 15 年度自己点検評価・外部評価報告書
平成 16 年 7 月発行
発行・連絡先 独立行政法人日本学術振興会
東京都千代田区一番町 6
電話 (03) 3263-3461
ファクシミリ (03) 3237-8238
ホームページ <http://www.jsps.go.jp/>